

八代市教育振興基本計画

(案)

やつしろの
絆でつむぐ
心豊かな人づくり



平成25年 月
八代市教育委員会

はじめに

平成 18 年 12 月、教育基本法が約 60 年ぶりに改正されました。その中で、国は総合的かつ計画的に教育政策を推進するために教育振興基本計画を策定することとなり、地方公共団体もその地域の実情に応じた基本計画を策定するよう努めることとされました。

これを受け、国では平成 20 年 7 月に教育振興基本計画が、県においても平成 21 年 3 月に「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」が策定されたところです。

本市におきましても、これまで八代市総合計画の中で教育に関する施策を推進してきたところですが、教育基本法の趣旨にのっとり、総合的計画としては初めての教育振興基本計画を策定することとしました。

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、人々の価値観の多様化など、教育や子どもをめぐる状況は常に変化し続けています。このような中で、子どもたちが社会で生きて働くために必要な学校教育や地域の皆さんが生涯学び続けるための社会教育について、その目的・目標を明確にし、時代や教育のニーズにあった政策を実施していくことが強く求められています。

この教育振興基本計画では、学校教育と社会教育分野を大きな柱としながら、今後 5 年間の本市の教育施策に関する方針を記しています。「やつしろの 絆でつむぐ心豊かな人づくり」の言葉どおり、教育行政関係者のみならず、保護者や市民の皆さんにもそれぞれのお立場でご協力をお願いしたいと思います。そして、子どもたちの健全な育ちを経験と見識豊かな大人たちが見守り応援する、そういう八代市の教育の姿を維持発展させるために、今後も一層の努力をしてまいります。

最後に本計画策定にあたり、八代市教育振興基本計画策定委員会の委員各位をはじめ、アンケート等にご協力いただいた市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 25 年 月

八代市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	4
1 対象及び内容	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 体系図	6
第2章 教育を取り巻く現状	8
1 社会の状況	8
2 国・県の教育に関する動向	10
第3章 基本理念	11
第4章 基本目標	12
1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます	12
2 地域とともに学校・園の教育力を高めます	12
3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます	12
4 生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します	13
5 郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます	13
第5章 基本方針・主な施策	14
<基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます>	
基本方針1 幼児教育の充実	14
基本方針2 豊かな心の育成	16
基本方針3 確かな学力の育成	18
基本方針4 健やかな体の育成	20
<基本目標2 地域とともに学校・園の教育力を高めます>	
基本方針5 9年間を見通した小中一貫・連携教育の推進	22
基本方針6 教職員の資質・指導力の向上	24
基本方針7 学びを支える教育環境の整備	26
基本方針8 安全・安心な学校づくりの推進	28
<基本目標3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます>	
基本方針9 学校・家庭・地域社会との連携	30
基本方針10 家庭における教育力の向上	32
基本方針11 地域における教育力の向上	34
<基本目標4 生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します>	
基本方針12 生涯を通じた学習活動の推進	36
基本方針13 人を育む図書館づくりの推進	38
基本方針14 未来へつづく博物館活動の推進	40
基本方針15 社会教育施設の整備	42

＜基本目標5 郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます＞

基本方針16 文化財の保存と活用-----44

第6章 推進体制-----46

資料編

資料1 計画策定関係-----47

1. 教育基本法-----47

2. 八代市教育振興基本計画策定委員会委員名簿-----50

3. 八代市教育振興基本計画の策定経過-----51

4. 八代市教育課題に対するアンケート調査報告書（概要版）-----52

資料2 その他本市教育に関するもの-----82

1. 八代市教育委員-----82

2. 八代市教育委員会 組織機構図-----82

3. 教育委員会事務分掌-----83

4. 教育費（教育委員会関係分）予算の推移-----85

5. 市立小・中学校、特別支援学校及び幼稚園設置状況-----86

6. 耐震化個別実施計画-----88

7. 学級給食施設-----89

8. 児童・生徒の体格（平成23年度）-----91

9. 研究指定校・園（平成20～25年度）-----92

10. 教育サポートセンター作成資料-----93

11. 就学援助-----94

12. 中学校卒業生の進路状況-----95

13. 社会教育施設・社会教育施設利用者数調べ-----95

14. 八代市立図書館の概要-----99

15. 八代市立博物館の概要-----102

16. 文化財件数-----103

17. 八代市の指定文化財一覧（平成23年3月9日現在）-----104

18. 各種審議会等-----111

第1章 計画の策定にあたって

1 対象及び内容

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法に基づき、政府は、同法に示された教育の理念の実現に向けて、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定しました。

本市においては、これまでも、教育振興に関する施策の推進については、「八代市総合計画前期基本計画（平成 20 年度～平成 24 年度）」に位置づけ、分野別に短期・中期の計画を策定し、その振興を図ってきました。今般、このような国の動向も踏まえて、本市における教育の振興施策に関する基本的な計画として、「八代市教育振興基本計画」を策定することとしました。計画の内容は、本市が今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、本市の現状と課題を踏まえて、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき教育委員会所管の施策を示すものとしします。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、「八代市総合計画後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」との整合性を図るため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

【計画の期間】

	H 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教育振興基本計画（国）	第 1 期計画				第 2 期計画					
熊本県教育振興基本計画										
八代市総合計画	前期基本計画				後期基本計画					
八代市教育振興基本計画										

《八代市教育振興基本計画の位置づけ》

教育基本法（H18.12.22）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌^{さんしやく}し、その実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



国：教育振興基本計画（H21.7.1）



参酌^{さんしやく}※1

熊本県：くまもと『夢への架け橋』教育プラン（H21～25 年度）

理念：未来を拓く「くまもとの人」づくり



関連

参酌^{さんしやく}

八代市教育振興基本計画（H25～29 年度）

理念：やつしろの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり

＜基本目標＞

- ・子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます
- ・地域とともに学校・園の教育力を高めます
- ・学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます
- ・生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します
- ・郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます

＜基本方針＞

- ・全 16 方針

＜主な施策＞

- ・全 48 施策

八代市総合計画

- ◆基本構想（H20～29 年度）
- ◆基本計画 前期（H20～24 年度）
- 後期（H25～29 年度）

＜市の将来像＞

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく
元気都市 “やつしろ”

＜基本目標＞

- ・誰もがいきいきと暮らすまち
- ・郷土を拓く人を育むまち
- ・安全で快適に暮らせるまち
- ・豊かさとにぎわいのあるまち
- ・人と自然が調和するまち

◆実施計画（3年ごと）

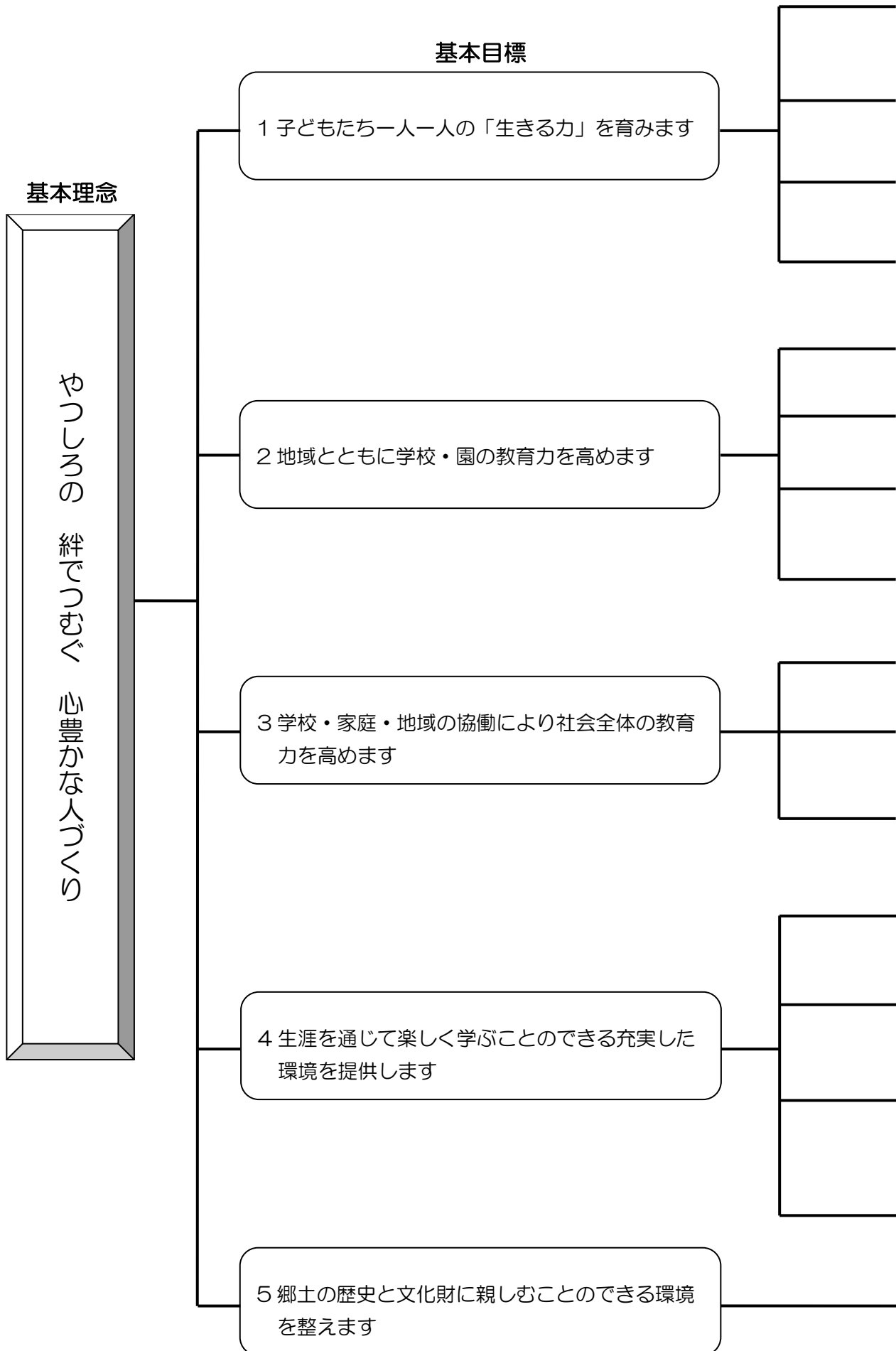
関連



整合性

※1 参酌：他のものを参考にして長所を取り入れること。

4 体系図



基本方針

主な施策

1 幼児教育の充実	(1)「生きる力」の基礎を育む保育の充実 (2)幼・保、小連携の充実
2 豊かな心の育成	(1)「不登校対策やつしろプラン」の共通実践 (2)「いじめ問題」対応の強化 (3)道徳教育の充実 (4)人権同和教育の推進
3 確かな学力の育成	(1)「学力向上やつしろプラン」の共通実践 (2)学校図書館の充実による読書活動の推進 (3)特別支援教育の推進
4 健やかな体の育成	(1)体力の向上と健康の保持増進 (2)適正で魅力ある運動部活動の充実 (3)食育の推進
5 9年間を見通した小中一貫・連携教育の推進	(1)小・中学校教職員による協働体制の整備 (2)9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実 (3)保護者・地域と一体となった学校応援団づくり
6 教職員の資質・指導力の向上	(1)教育活動の支援と人材育成
7 学びを支える教育環境の整備	(1)学校支援職員等の配置 (2)学校 ICT 環境の整備 (3)学校規模適正化の推進
8 安全・安心な学校づくりの推進	(1)安全教育と地域ぐるみの学校安全体制の充実 (2)学校施設耐震化の推進 (3)学校・幼稚園施設の整備 (4)学校給食施設の管理・運営整備
9 学校・家庭・地域社会との連携	(1)放課後子ども教室の充実 (2)学校支援地域本部事業の充実
10 家庭における教育力の向上	(1)家庭教育学級の充実 (2)PTA 活動への協力・支援
11 地域における教育力の向上	(1)地域（団体）で子どもを育てる活動の推進 (2)地域（世代間）交流の推進 (3)社会教育団体の育成 (4)まなびフェスタやつしろの充実
12 生涯を通じた学習活動の推進	(1)生涯学習推進体制の充実 (2)多様な生涯学習機会の提供 (3)生涯学習情報の提供
13 人を育む図書館づくりの推進	(1)読書活動の推進 (2)図書館資料の収集、保存、提供 (3)調査・研究、生涯学習や教育・文化活動への支援
14 未来へつづく博物館活動の推進	(1)特別展覧会事業の開催 (2)展示資料調査事業の推進 (3)博物館コレクションの充実 (4)講座・講演会活動の開催
15 社会教育施設の整備	(1)中央公民館等中核施設の整備 (2)生涯学習施設の整備・充実 (3)図書館施設の整備・充実 (4)博物館施設の整備・充実
16 文化財の保存と活用	(1)文化財の調査と保護 (2)文化財に親しめる環境の整備 (3)文化財を地域で継承する仕組みづくり

第2章 教育を取り巻く現状

1 社会の状況

○少子高齢化

我が国の人口は、平成 17 年の国勢調査で出生数よりも死亡数が上回り、戦後初めて減少に転じました（約 21,000 人）。

本市においても、平成 17 年（市町村合併年）の国勢調査では、人口が 136,886 人であったのに対し、次調査の 22 年には 132,266 人となり、約 4,600 人（1 年にすると 900 人以上）が減少した数値になっています。また、人口の構成割合推移を見ると平成 17 年と 22 年において、年少人口（0 歳～14 歳）は 18,876 人が 16,842 人に（総人口の構成割合 13.8%→12.8%）、高齢者人口（65 歳以上）は 35,137 人が 37,378 人（同 25.7%→28.2%）と少子高齢化が着実に進んでおり、今後も年少人口の減少が見込まれます。

子どもたちは、これからの日本やふるさと八代を担っていく宝であり、減少傾向にある現在、より一人一人の教育に社会全体で取り組んでいく必要があります。増えつつある高齢者の経験や知識も活用しながらの学校教育、また高齢者自身の学習意欲にこたえる社会教育環境の構築が必要です。

【八代市の将来推計人口】

（単位：人、％）

年次	人 口				年少人口 指数 (A/B*100)	老年人口 指数 (C/B*100)	従属人口 指数 ((A+C) /B*100)	老齢化 人口指数 (C/A*100)
	総人口(1) ----- 構成割合	0～14歳 (A)	15～64歳 (B)	65歳以上 (C)				
H 7	143,712	24,496 17.0	92,388 64.3	26,675 18.6	26.5	28.9	55.4	108.9
H12	140,655	21,347 15.2	87,621 62.3	31,606 22.5	24.4	36.1	60.4	148.1
H17	136,886	18,876 13.8	82,622 60.4	35,137 25.7	22.8	42.5	65.4	186.1
H22	132,266	16,842 12.8	76,585 57.9	37,378 28.2	22.0	48.8	70.8	221.9
H27	126,226	14,600 11.6	71,845 56.9	39,781 31.5	20.3	55.4	75.7	272.5
H32	119,797	13,018 10.9	65,714 54.9	41,065 34.3	19.8	62.5	82.3	315.4
H37	112,927	11,803 10.5	60,472 53.5	40,652 36.0	19.5	67.2	86.7	344.4
H42	105,897	10,791 10.2	55,898 52.8	39,207 37.0	19.3	70.1	89.4	363.3
H47	98,875	9,879 10.0	51,643 52.2	37,353 37.8	19.1	72.3	91.5	378.1

注 (1)には年齢不詳を含む。

※H7年～H22年の数値は国勢調査の結果である。

※ 推計はおもにコーホート要因法を用いた。この方法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法であり、平成17(2005)年までの実績値をもとにして推計を行った。

○国際化

交通や通信手段の発達に伴い、国家間の経済的、文化的結びつきが強くなっています。日常生活においてもニュースで外国の情報をリアルタイムで見聞きしたり、食べ物や衣類、電化製品に至るまでさまざまな外国製の品物を購入したりできる状況にあります。また、本市では、登録外国人数が、平成 19 年末は 841 人であったのが、平成 23 年末には 962 人に増加しており、短期的滞在を含め、今後外国人の往来が増えることが予想されます。

このように、日常的に人や物の交流が増えつつある今、異なった文化を理解し、多様な価値観を認め合う多文化共生社会に対応できる人材が求められます。

○知識基盤社会への移行

人、物、情報等の行き来が飛躍的に活発化する中、「知識」が社会経済を動かす基盤となる「知識基盤社会^{※1}」への移行が進んでいます。高度情報化、科学技術等の進展に伴い技術革新は加速し、中央のみならず地方もこの競争に対応していかなければなりません。

本市においても、このような社会に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を有する人材の育成がこれまで以上に求められるとともに、高度情報化社会に対応する ICT^{※2} 教育も重要になっています。

○価値観・ライフスタイルの多様化

人々の価値観の多様化、核家族化やライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域のあり方、役割が従来と大きく変化してきました。そのような中、平成 23 年 3 月の東日本大震災後改めて人と人との絆や家族の大切さが見直されています。

教育分野においても、人と人とのつながりを構築しながら、学校・家庭・地域が協力し合い、連携を図りながら取り組んでいくことが肝要と考えます。

^{※1}知識基盤社会：平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義している。

^{※2}ICT：Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

2 国・県の教育に関する動向

国では教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 18 年、約 60 年ぶりに教育基本法が改正されました。その中には、幼児期の教育、生涯学習の理念、家庭教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力などについて新たに規定されたほか、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考に、地域の実情に応じて教育振興のための施策に関する基本的計画を策定するよう努めなければならないことがうたわれました。

教育制度の見直しも順次進められ、学校教育分野においては、学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立、質の高い優れた教員の確保、責任ある教育行政の実現などに向けた法改正が行われました。学習指導要領も改訂され、「生きる力」の理念を継承しつつ、基礎的知識・技能の習得とともに思考力・判断力・表現力の育成も重視されたものになっています。また、社会教育分野においては、改正教育基本法を踏まえて社会教育法や図書館法、博物館法の改正が行われています。

平成 20 年 7 月、改正教育基本法を受け、国では 24 年までの 5 年間に取り組む施策を掲げた教育振興基本計画が策定され、現在、25 年度以降に向けた第 2 期教育振興基本計画の策定が進められています。

一方、熊本県では、これまで生涯学習社会の実現に向けた環境づくりが推進されるとともに、児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成、体力の向上など、子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みが進められてきました。

平成 12 年には、学校や教育委員会が取り組むべき基本的な方向性を示した「熊本県教育改革大綱」が、15 年には就学前の子どもたちのための「肥後っ子かがやきプラン」が、そして 19 年には県民みんなで子どもの育ちを支えるとする「熊本県子ども輝き条例」が制定されました。

このように県でもさまざまな取り組みが行われてきたところでしたが、平成 20 年に策定された国の教育振興基本計画を参考に、平成 21 年 3 月、「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」が策定されました。

やつしろの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり

恵まれた自然と豊かな歴史・文化を持つ、ここ八代に住む私たちの、強く頼もしい絆を結集して、「ふるさと・八代」の未来を担う、心豊かな人づくりをしようという思いを込めました。

「心豊かな人」とは、「思いやりのある人」、「命を大切にする人」に育ててほしいという市民の希望を反映したものです。

八代に住む私たちが、幼稚園や各学校の縦のつながり、そして、学校・家庭・地域という横のつながり、さらには、それ以外の立場の人たちも含め、子どもも大人もみんなが糸をつむいでいくようにうまく関係し合い、生涯刺激し合いながら学習できる、ふるさと・八代を目指します。

1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

学校教育においては、次代を担う子どもたちの自立と成長を保障するために、「生きる力^{※1}」の育成に取り組みます。学習指導要領では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が、「生きる力」の3つの柱とされており、これらのバランスのとれた教育を進めることが求められています。本市では、一人一人の子どもに応じた、きめ細かな教育を推進し、子どもたちの自己実現に向け、「生きる力」を育てていきます。

2 地域とともに学校・園の教育力を高めます

すべての学校・幼稚園において、安全・安心で、質の高い教育環境を整備することが必要です。本市では、校長・園長のリーダーシップのもと、学校力・教師力・連携力を高め、保護者・地域とともに、特色ある学校・幼稚園づくりに努めます。そして義務教育9年間を見通した「小中一貫・連携教育」を推進し、子どもの育ちと学びの連続性を図ります。

3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深め、連携することにより、地域社会全体の教育力を高めます。

※1「生きる力」：文部科学省では、「生きる力」を知・徳・体のバランスのとれた力と捉え、次の3点を示しています。

- ①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力 など

4 生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します

いつでも、どこでも、だれもが生涯を通じて楽しく学ぶことのできる生涯学習環境の充実を図ります。市民一人一人が自主的に学び、その成果を広く地域社会の中で活かしていける、豊かな社会づくりを推進します。

5 郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます

郷土への理解と愛着を育む文化財を保存継承し、学校教育や社会教育に有効活用されるよう環境を整え、市民が自分の住む地域に誇りを持って暮らせる「歴史の見えるまちづくり」を進めます。

第5章 基本方針・主な施策

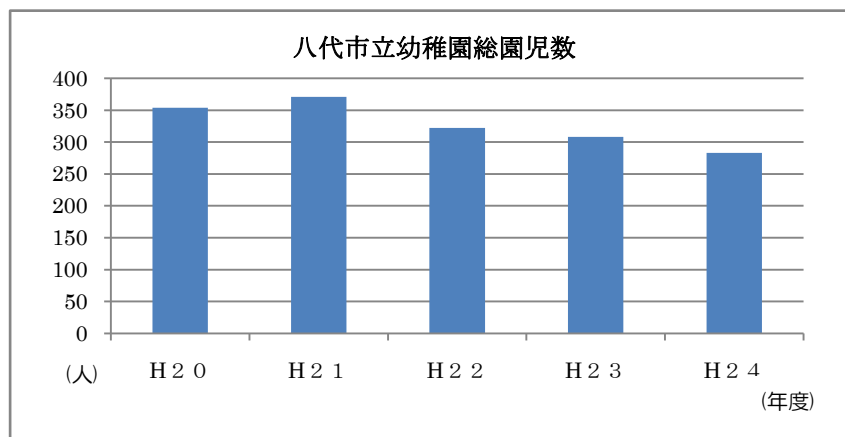
基本方針1 幼児教育の充実

子どもたちが「生きる力」の基礎を身に付け、たくましく心豊かに育つために、幼稚園・保育所、小学校の連携を深め、交流を通しながら健やかに育つ環境づくりを目指します。

<現状と課題>

- 小学校以降の生活や学習の基盤を育むため、生涯学習社会を展望し、家庭・地域との連携のもと特色ある幼稚園教育を推進する必要があります。特に、「幼・保、小連携」の充実を図り、心身の成長の連続性を考慮して、就学前での学びを小学校での学びにつなぎ、伸ばしていく必要があります。
- 核家族化や家庭教育に関する親の考え方の変化を背景に、睡眠や食事、排泄などの基本的な生活習慣が十分身に付いていないといった家庭の教育力の低下が見られます。また、少子化や外遊びの機会の減少等によって、自然体験や社会体験の不足、コミュニケーション能力の育成に課題が見られます。そこで、身のまわりのことの自立に向けた基本的な生活習慣の育成や、家庭への啓発を行っていくと同時に、自然や人と触れ合うなどの体験の場を設ける必要があります。
- 障がいのある子どもの指導に当たっては、一人一人の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行わなければなりません。そのためには、特別支援学校等の助言や援助を活用するとともに、家庭や関係機関と連携した支援を行う必要があります。
- 平成20年度から24年度の間、少子化の影響で、入園児数が71名減少しています。今後、各園において、学校や家庭、地域と連携して特色ある教育を行うとともに、園の教育活動を広くお知らせしていく必要があります。

【八代市立幼稚園総園児数の推移】



<主な施策>

(1)「生きる力」の基礎を育む保育の充実

○学びの基礎の育成

発達に応じた生活環境を工夫し、身近な人や物、事象とのかかわりを通して、心地よさや満足感を味わうことのできる保育を行います。また、幼稚園保育指導員（学校支援職員）の活用等により、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。

（平成 23 年度）

- ・園内研修推進事業活用回数 3 回

○豊かな心の育成

身近な人にかかわったり親しんだりする社会体験や自然体験を充実させることで、豊かな人間性や社会性を培うとともに、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心などを育てます。また、豊かな感性を磨き、表現力を育てるために、絵本や物語に親しむことのできる環境づくりを行います。

○健やかな体の育成

全身を使って遊ぶ体験を通して、体の諸機能の発達を促す環境を整えるとともに、生活安全や交通安全、災害安全についての取組を行います。

また、食べる楽しさを味わい、食事の大切さを感じさせ、家庭と協力しながら望ましい食習慣を育成するための給食指導を行います。



【市立幼稚園での芋掘り】

(2) 幼・保、小連携の充実

○連携カリキュラムの作成

子どもの発達段階や学びの連続性を考慮した9年間のカリキュラムを作成し、中学校区連携カリキュラムの改善を行い、小学校とのなめらかな接続を図り、子ども同士の交流や職員同士の連携を行います。

○家庭・地域との連携

園だよりやホームページ等によって、子育てや家庭教育に関する情報の提供を行うなど、家庭や地域に開かれた教育活動を行い、安全・安心で信頼される特色ある幼稚園をつくりま

す。

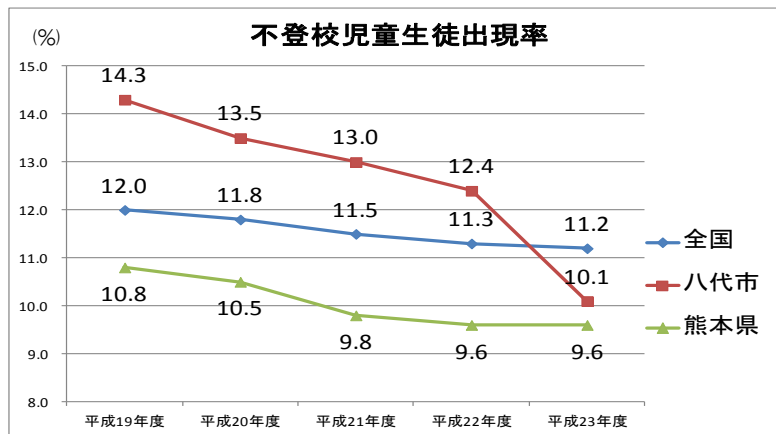
基本方針2 豊かな心の育成

人権尊重の精神がみなぎる学校・幼稚園づくりを基本に、重要課題であるいじめ・不登校の未然防止と解消を目指して、子どもたちの自己肯定感を高め、認め合い支え合う集団の中で、命を大切に作る心、思いやりの心や規範意識など、豊かな心を育む「心の教育」を充実します。

<現状と課題>

- 家庭や地域の教育機能の低下、社会体験や自然体験の不足など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの規範意識の低下、基本的な生活習慣、人間関係を築く力や集団生活を通じた社会性の育成が不十分など、心と体の状況にかかわる課題が表面化してきています。さらには、自分に自信がもてず、学習や将来の生活に対して無気力になったり不安を感じたりするなどの問題が指摘されています。
- 本市における不登校児童生徒数の実態は、平成19年度から平成23年度までの5年間で、170人、157人、146人、135人、108人と年々減少傾向にあります。しかし、出現率(1000人当たりの不登校児童生徒数)で県や全国と比較すると、本市は、平成23年度に全国平均を下回ったものの、依然として県平均より多いという現状です。

【不登校児童生徒出現率の推移】



- 子どもたちが、よりよい人間関係を築き、思いやりをもって周囲の人々に接することができるようにしていくためには、道徳教育を充実したり、体験学習を推進したりするなど、「心の教育」の一層の充実を図り、その実践を積み重ねていくことが必要です。
- 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解消を目指すためには、すべての学校で人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開する「人権尊重の視点に立った学校づくり」を推進することが重要です。また、子どもたちが家庭や地域で多くの人々とかかわり、多様な価値をもつ人々とお互いを認め合う意識を醸成することも、人権同和教育の取組に必要なことです。

<主な施策>

(1) 「不登校対策やつしろプラン」の共通実践

「不登校対策やつしろプラン」に基づき、子どもたちが「自分が必要とされている」と感じることができる集団づくり、教職員がチームで対応するなどの体制づくりをします。

また、小学校から中学校へのなめらかな接続のため、不登校児童生徒の適応指導事業（くま川教室）や生徒指導員（学校支援職員）の活用等を行い、不登校の未然防止と解消を目指します。

(2) 「いじめ問題」対応の強化

「命を大切にできる心」を育む教育の一層の充実を目指して、いじめ問題に関する教職員研修やQ-U^{*1}の活用に関する研修会等を開催し、子どものSOSに気付く校内体制を確立するとともに、「生徒指導充実月間」、及び「命を守る月間」を設定し、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に努めます。

(3) 道徳教育の充実

発達段階に応じた指導内容の重点化を図り、道徳教育年間計画の見直しを行い、教員の研修会を開催し、道徳教育の指導力向上を図るなど、子どもたちの豊かな人格の形成を図ります。

(4) 人権同和教育の推進

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての基本的認識を深め、教員の実践的指導力を高めるために、管理職を対象とした人権同和教育研修会を実施したり、人権同和教育に関する各種研修会への教職員の参加体制の整備を行ったりします。

また、子どもたちをはじめ市民一人一人が、あらゆる人権問題を自分自身の問題として身近に考える機会や、人権に関してさまざまな人々と交流する場を提供するために、「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」を開催します。

このような人権同和教育・啓発の取組を通じて、子どもから大人まで、すべての人の人権意識の高揚を図ります。

(平成 23 年度)

- ・「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」参加者数 1,078 人



【人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ】

^{*1}Q-U…「楽しい学校生活を送るためのアンケート」のことで、学校生活における生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を、アンケートによって測定するもの。

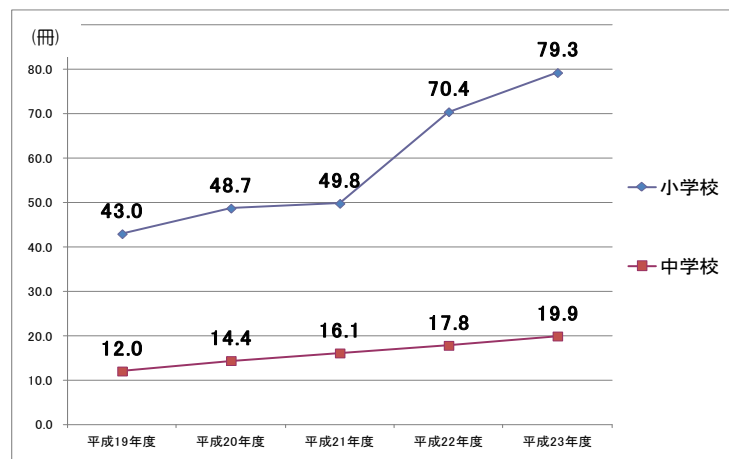
基本方針3 確かな学力の育成

学力向上に向けた全市的共通の取組として、「学びの環境づくり・わかる授業づくり・学びの習慣づくり」に努め、一人一人の教育的ニーズに応じた教育のさらなる充実を目指します。

<現状と課題>

- 本市の子どもたちの学力は、各種学力調査の結果から考察すると、全国の平均的な水準にあるといえますが、学力育成の点でいくつかの課題が見られます。
 - ①「学びの環境づくり」
学習規律や意欲の面などに課題があります。
 - ②「わかる授業づくり」
子どもたちが教科の学習に意欲的に取り組み、学び合いのある授業をつくることに課題があります。
 - ③「学びの習慣づくり」
家庭で授業の予習や復習をするなどの学習習慣を育てることに課題があります。
- 学校図書館指導員（学校支援職員）の活用により、小中学校における一人当たりの年間貸出冊数は、伸びを見せています。

【一人当たりの年間貸出冊数の推移】



- 本市の特別支援学級に在籍する子どもたちは増加傾向にあり、特別支援学級の数も増えていきます。本市においては、特別支援学級に在籍する子どもたちのみならず、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたちも含め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を努めています。
今後、さらに一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実と支援体制の整備を行っていくことが課題です。

<主な施策>

(1)「学力向上やつしるプラン」の共通実践

○学びの環境づくり

いじめや不登校の未然防止に関する各種アンケート調査等を活かしながら支え合う集団をつくり、学習規律の定着を図るなど学習環境を整え、魅力ある学校をつくります。

○わかる授業づくり

全国標準学力検査及び県学力調査等の結果に基づき、一人一人に応じた指導を行うとともに、授業のねらいを明確化し、子どもたち同士の学び合いのある授業、子どもたちが意欲的に取り組む授業を展開します。

○学びの習慣づくり

学年や個に応じた家庭学習の内容や学び方などを家庭と共有し、子どもたちの学習習慣を育てます。

(2) 学校図書館の充実による読書活動の推進

○学校図書館指導員の配置

各学校に図書館指導員を配置し、図書館教育主任及び司書教諭と連携しながら、読書活動の推進及び環境整備に努めます。

(3) 特別支援教育の推進

○特別支援教育の支援体制の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた継続した支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成をさらに進め、きめ細かな指導の充実を図るとともに、教職員の専門性の向上を目指した研修の充実と特別支援教育支援員（学校支援職員）の配置による教育の一層の充実を図ります。また、八代養護学校は、地域のセンター的な役割を担っていることから、小学部・中学部・高等部の取組を地域の学校に広く発信し、八代地域の特別支援教育の充実に努めます。

○就学・教育相談の充実

幼稚園等から小学校への就学を円滑に行うため、生育歴や支援内容等をまとめた移行支援プランの作成と活用を図ります。また、就学前の保護者や本人の教育的ニーズを把握し、適正な就学の場について検討するとともに、保護者や関係機関との継続的な教育相談に努めます。

○共生社会の実現

子どもの多様な学びの場を保証するため、発達の種類や適応状況等を勘案しながら、柔軟に対応するとともに、交流及び共同学習を充実させ、子どもの自立と社会参加を促します。

基本方針4 健やかな体の育成

子どもたちが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力ある生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善、関係機関との連携による健康教育を推進します。

<現状と課題>

- 子どもたちの体力・運動能力は、ここ数年でやや上昇傾向に転じていますが、依然低い状況にあります。

また、生活環境の変化は、子どもたちの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れやいじめ・不登校などのメンタルヘルスに関する多くの課題が顕在化しているため、健康教育の充実を図る必要があります。

【体格と運動能力の状況】

年齢等	男子（11歳）			女子（11歳）		
	全国平均		本市平均	全国平均		本市平均
	昭55年	平22年	平24年	昭55年	平22年	平24年
身長（cm）	142.7	145.3	145.0	144.9	147.0	146.4
50m走（秒）	8.8	8.8	8.8	9.0	9.2	9.2
ソフトボール投げ（m）	35.1	30.8	29.8	21.3	17.5	17.6

- 運動部活動は、児童生徒数の減少などから子どものニーズにあった活動が行われにくい状況にあるため、学校の実態に応じた運営を工夫する必要があります。

また、指導については、保護者の理解のもと、運動部活動の指針「はばたけ、八代っ子」にのっとった活動が求められています。

- 子どもたちを取り巻く家庭環境が多様化し、生活習慣病の低年齢化など食生活の問題が増えています。

子どもたちが健康な心身を育むには、望ましい食習慣の形成を図ることが重要であるため、家庭・地域と連携し栄養、食品、調理、食品衛生などに関する知識と技術を身に付けさせる必要があります。

<主な施策>

(1) 体力の向上と健康の保持増進

○授業の工夫改善

体育・保健体育の授業の指導を工夫・改善するとともに、地域や家庭と連携し、教育活動全体を通じて子どもたちの体力の向上及び健康の保持増進に努めます。

○治療の徹底

学校保健安全法に基づく定期健康診断において、学校と家庭が連携し、診断後の治療の徹底を図ります。



【体力向上の取組】

(2) 適正で魅力ある運動部活動の充実

○指針の遵守

運動部活動の運営にあたっては、小・中学校運動部活動の指針「はばたけ、八代っ子」を遵守し、学校や地域の特色を生かした適正で魅力ある運動部活動を推進します。

○保護者の理解

運動部活動のあり方について、部活動保護者総会等を通じて保護者の理解を求め、保護者と指導者が一体となって適正な運動部活動を推進します。

(3) 食育の推進

○指導の工夫と段階的な取組

学校・家庭・地域が連携した食に関する指導を工夫するとともに、あらゆる教育活動に「食」の意義や重要性を位置付け、発達段階に応じた取組を推進します。

○研究推進校の委嘱

「食育推進校」を委嘱し、推進校の研究成果等を食育担当者等研修会で共有し、指導の工夫・改善を図ります。

(平成 23 年度)

・「食育推進校」委嘱校数 2 校

基本方針5 9年間を見通した小中一貫・連携教育の推進

子どもたちの心身の発達に応じた適切な指導のあり方として、より多くの効果が期待できる「小中一貫・連携教育」をすべての小・中学校で推進します。義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い「生きる力」を育み、家庭・地域と一体となった推進を目指します。

<現状と課題>

○全国的状況

子どもたちの学力・学習意欲の低下、いじめ・不登校の問題、問題行動の低年齢化、規範意識の低下や情報モラルの問題など、全国的に共通の課題があります。

また、文部科学省は、子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐために、小・中学校の連携・接続に留意しながら、地域の人々と目標（めざす子ども像）を共有し、地域の人々と一体となって子どもたちを育てていく「地域とともにある学校」を目指すべきであるという考えに立っています。

○小中の接続期の課題

「中1ギャップ^{※1}」により、学習意欲の低下、不登校の増加などの傾向が全国的に見られます。中学校における学習指導及び生徒指導上の課題を克服するために、小学校から中学校へ子どもの育ちと学びをどうつなぐかという指導の在り方が注目されてきています。

○本市の教育課題

本市の学校教育では、いじめ・不登校の未然防止と解消、学力の向上という大きな課題があります。各学校では、人権尊重の精神を基盤として、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成と信頼され開かれた学校づくりなどを重点努力事項として取り組んでいます。



【小中合同研修会】

^{※1} 中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズム、人間関係の変化などになじむことができない状態のこと。

<主な施策>

(1) 小・中学校教職員による協働体制の整備

小・中学校の教職員が、お互いの教育の在り方及び小中をつなぐりを理解し合い、連携・協力して児童生徒理解を深め、協働によるきめ細かな指導を充実し、学力の向上及び学校生活への適応力の向上を図ります。

- 【学校の取組例】
- ・各中学校区の「めざす子ども像」の設定
 - ・小中連携コーディネーターの設置
 - ・連携組織づくり、小中合同研修会 など

(2) 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実

小中一貫・連携教育による義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育みます。

- 【学校の取組例】
- ・相互授業参観、相互乗り入れ授業、小中合同行事
 - ・小中一貫した学び方マニュアル・家庭学習の手引き等の作成
 - ・小中連携カリキュラムの作成 など

(3) 保護者・地域と一体となった学校応援団づくり

各学校では、保護者や地域と一体となった教育環境づくりを推進し、その地域ならではの特色ある学校づくりを進めます。

- 【学校の取組例】
- ・情報発信（学校だより・リーフレットなど）
 - ・PTA・学校評議員・総合社会教育推進協議会等との連携
 - ・学校応援団の募集 など

※小中一貫・連携教育基本方針（平成23年3月策定）

- ①八代の未来を担う子どもたちの限りない成長を願い、児童生徒の心身の発達に応じた適切な指導の在り方として、より多くの効果が期待できる小中一貫・連携教育を全小中学校において推進します。
- ②小中一貫・連携教育による義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育みます。
- ③小中学校の教員がお互いの教育の在り方及びつなぐりを理解し合い、相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、協働によるきめ細かな指導を充実し、学力の向上及び学校生活への適応力の向上を図ります。
- ④各学校では、保護者や地域と一体となった教育環境づくりを推進し、地域の特色を生かした教育活動を展開するとともに、その地域ならではの特色ある学校づくりを進めます。
- ⑤平成23年度から段階的に導入を進めることとし、モデル校を指定し、取組の成果を検証します。その成果を踏まえ、平成27年度までにはすべての小中学校において小中一貫・連携教育を導入することを目標とします。

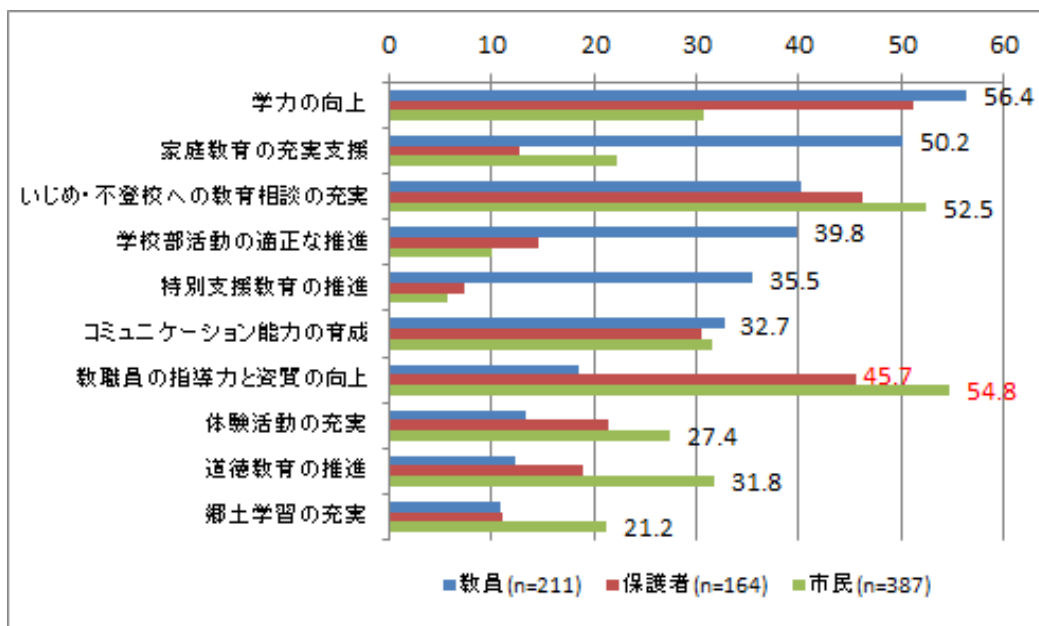
基本方針6 教職員の資質・指導力の向上

子どもたちと向き合う時間の確保に努めるとともに、子どもたちに「生きる力」を育むために、管理職のリーダーシップのもと、組織力の向上を図り、研修の充実などにより教職員の資質・指導力の向上を図ります。

<現状と課題>

- 本市教育委員会では、学校教育推進の基本方向の冒頭に子どもたち一人一人に確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育むことを位置付けています。
- 教職員が専門性を発揮して教材研究を行い、子どもたちの知的好奇心を喚起、維持しながら学習を進めていくことで学力の向上が図られます。
また、規範意識をはじめとする道徳的心情や判断力、実践意欲を育てていくためにも教職員の資質・指導力の向上に努める必要があります。
- 八代市教育課題に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）によれば、教職員の指導力と資質の向上を望む保護者が45.7%、市民が54.8%と高率を示しました。
また、学力の向上や教育相談の充実など、教育課題解決の基盤としても、教職員の資質・指導力の向上を図る必要があります。

【八代市の学校教育に望むこと】



※教員、保護者、市民のいずれかの回答が20%以上に上った項目を抜粋

<主な施策>

(1) 教育活動の支援と人材育成

○情報機器の活用と校務のICT化への支援

教職員がコンピュータや電子黒板などのICT機器を活用して子どもたちの興味を引きつけ、わかりやすい授業を行えるよう情報教育研修会を開催します。

また、校務にコンピュータを活用することで処理の効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を生み出します。



【八代市情報教育研修会】

○組織力・授業力向上のための支援

学校・園の教育力を最大限に発揮させるために組織力を向上させることが大切です。学校訪問や校内研修推進事業で、指導主事等が学校・園経営への助言を行ったり、授業方法に指導を行ったりすることで、組織力・授業力の向上に努めます。

また、教育サポート事業で、教育サポーターが学校経営や授業の進め方にアドバイスを行うことで、組織力・授業力の向上を図ります。

(平成 23 年度)

- ・校内研修推進事業活用回数 52 回
- ・教育サポーターの学校経営への支援回数 107 回

○校（園）内研究充実のための支援

教職員が指導力の向上を目指して教育論文をまとめていく際に、教育サポーターが校（園）内研究への支援を行います。

(平成 23 年度)

- ・教育論文の応募数 48 点



【教育サポーターの校（園）内研究支援】

○研究部会活動による人材育成

教育サポートセンターで、教職員等を研究部員に委嘱し、学力向上や不登校の未然防止など教育課題対応型の研究活動を行い、所属校において指導力を発揮できる人材の育成を目指します。

また、野外活動ガイド「やつしろ行って見マップ」、社会科学習資料「わたしたちの八代市」、郷土学習資料「史跡めぐりやつしろ」、環境教育副読本「未来につなごう美しき八代」などの副読本を作成し、教職員の授業力の向上を図ります。

基本方針 7 学びを支える教育環境の整備

教育効果を高めるため、学びを支える人的環境やICT環境を整備するとともに、一定の児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指す必要があります。本市における「学校規模適正化基本方針」に基づき、それぞれの地域特性を考慮し、望ましい教育環境の整備を推進します。

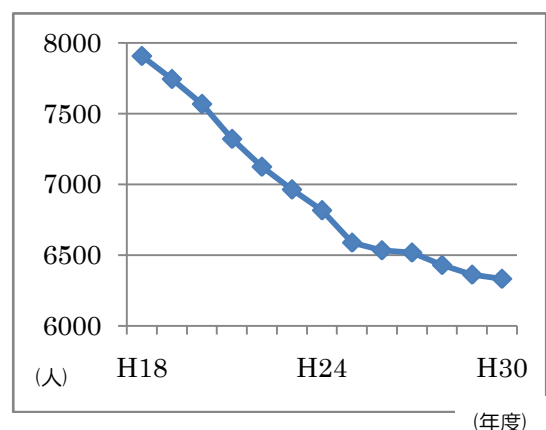
<現状と課題>

○ 確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を身に付けた子どもの育成を図り、八代市が目指す人づくりを実現するためには、教育活動を支援する取り組みの充実が求められています。特に、不登校児童生徒への個別の対応、特別な支援が必要な子どもたちへの個別の支援、学校図書館の活用のための人的支援を行う必要があります。そのために、学校支援職員を学校・園に配置し、それぞれ教育効果を上げていますが、学校・園のさらなるニーズに対応した配置が必要となっています。

○ 教育の情報化については、平成 23 年度末には、市立の全小中学校に超高速インターネットへの接続、パソコン教室における児童生徒 1 人につき 1 台の情報教育用パソコンの整備、教員 1 人につき 1 台の校務用パソコンの整備等を達成しています。また、電子黒板や大型テレビなど、授業ですぐに ICT が活用できる環境も整いつつあり、小学校での活用が充実していますが、中学校における導入数が十分ではない状況にあります。

○ 市町村合併後の平成 18 年度の小学校児童数（1～6 年）は 7,907 名でした。平成 23 年度生まれの子どもが小学校に入学する平成 30 年度には、出生数データからおよそ 6,300 人と予測され、現在と比較すると、今後およそ 500 名の減少が見込まれます。

これにより、学校規模の縮小や、複式学級を有する小学校の増加が予測されます。



【小学校児童数の推移予測】

<主な施策>

(1) 学校支援職員等の配置

○学校教育活動支援事業

学校図書館指導員、特別支援教育支援員、生徒指導員、幼稚園保育指導員、看護師を学校のニーズに応じた配置に努め、学校・幼稚園の教育活動の充実を図ります。

○理科支援員事業

理科支援員を小学校に派遣し、3～6年生の理科の授業を支援（観察・実験、理科室の環境整備、教材開発等）します。

○日本語指導員事業

日本語指導員を配置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、学習支援の充実を図ります。

○語学指導外国青年招致事業

A L Tを各学校に派遣し、中学校における英語教育の充実及び小学校における外国語活動や国際理解教育の推進を図ります。



【ALT参加の授業】

(平成 23 年度)

・学校支援職員数	83 人
・理科支援員数	3 人
・日本語指導員数	3 人
・A L T 数	10 人

(2) 学校ICT環境の整備

パソコン教育推進事業により、パソコン教室の児童生徒数に応じた1人1台の教育用パソコン及び教員1人1台の校務用パソコンを最適な状態に整備します。また、中学校においても授業ですぐにICTが活用できる環境づくりを目指します。

(3) 学校規模適正化の推進

平成23年1月策定の「八代市立学校規模適正化基本方針」を受け、本市の子どもたちが等しく望ましい教育を受ける機会を得るために、全市的・中長期的視野で展望した「八代市立学校規模適正化基本計画」をもとに、複式学級を有する小学校を最優先とした教育環境の整備を進めます。

第1次計画期間を、平成23年度から平成30年度までの8か年とし、前期を平成23～26年度（4か年）、後期を平成27～30年度（4か年）とします。

なお、適正化の対象となる地域については、保護者や地域住民に対し具体的な構想やデータを示しながら丁寧な説明会を実施し、十分に意見を聞き、理解を得ながら進めるよう努めます。

基本方針 8 安全・安心な学校づくりの推進

子どもたちが安心して学び、生活できるようにするため、安全教育及び安全対策を充実するとともに、施設・設備の充実及び耐震化を図ります。

<現状と課題>

- 集団登校をしている子どもたちの列に車が突っ込む事故や、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件、そして、多数の子どもたちの命を奪った大震災が発生するなど、社会問題となっています。
また、子どもの交通事故が多数発生するなど、子どもたちの安全に対する脅威となっています。
このような現状を踏まえ、学校等では、交通安全、生活安全、災害安全について、施設の安全点検や通学路における危険箇所の点検など安全管理を進めるとともに、避難訓練などを含め、子ども自身に安全を守るための実践力を身に付けさせる指導・工夫の改善が求められています。
- 学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、国の指針としては平成 27 年度までのできるだけ早い時期に完了することとされています。本市の耐震化率は平成 23 年度末で 68%であり、熊本県平均の 88%を大きく下回っている状況ですが、平成 27 年度までには事業完了しなければなりません。また、建物の耐震化とともに、天井材や照明器具など非構造部材の耐震化を行う必要があります。
- 学校施設の 60%以上の建物は、築 30 年以上が経過しているため、老朽化が進んでいます。また、少人数指導や特別支援教育などの教育的ニーズの多様化に対応した施設づくりが求められています。
- 学校給食調理施設については、単独調理場及び共同調理場の計 15 か所のうち 10 か所が築 20 年以上経過し、老朽化しています。設備については、高額な物が多く緊急性が高いものを優先して修繕や改修を行っています。
また、学校給食調理場の運営形態については、平成 17 年 8 月の市町村合併当時の運営形態をそのまま引き継いでおり、市直営方式、財団法人委託、民間委託の形態となっており、第二次八代市行財政改革大綱に沿った形で、運営形態の在り方についての検討を行い、調理業務の効率化を行う必要があります。

<主な施策>

(1) 安全教育と地域ぐるみの学校安全体制の充実

○主体的に行動できる子どもの育成

防災教育の充実や実践的な避難訓練等の実施により、自ら安全な行動がとれる子どもを育成します。

○危険予測・回避能力の育成

学校等における危険予測学習の推進により、危険予測・回避能力を育成し、交通安全及び生活安全教育の充実を図ります。

○通学路の安全対策

学校及び教育委員会と道路管理者、警察などが連携し、通学路の危険箇所について対策を実施し、子どもたちの安全確保に努めます。

(2) 学校施設耐震化の推進

平成 23 年度に策定した「八代市立学校施設耐震化計画」に基づき、平成 27 年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了できるよう着実に推進していきます。また、非構造部材の耐震化についても計画的に行い、施設の安全性を高めます。



【鏡小校舎耐震補強工事】

(3) 学校・幼稚園施設の整備

施設の老朽化が進み、適切な維持管理を行う必要があります。特に設備機器については更新が必要なものも多く、全 52 校（園）の維持管理には多額の経費を要するため計画的な整備に努めます。

施設の改築や大規模改修時において、多様化する学習環境に対応した施設整備に努めます。

(4) 学校給食施設の管理・運営整備

○計画的な施設整備と適切な維持管理

老朽化した施設は、学校給食衛生管理基準に適合する施設とするために、抜本的な対策が必要となることから、学校給食調理場の施設や設備に関する整備計画の策定を行います。

○運営形態の効率化

市直営方式、財団法人委託、民間委託の運営形態があり、第二次八代市行政改革大綱との整合を図りながら、調理業務の効率化をさらに推進するため、運営形態の在り方についての検討を行います。

基本方針 9 学校・家庭・地域社会との連携

学校・家庭・地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の整備を進めるとともに、通学路の安全確保や地域における子どもの安全・安心な居場所づくりに努め、地域社会全体で子どもを育てる環境を整えます。

<現状と課題>

- 学校・家庭・地域社会との連携が求められるなか、核家族化や都市化の進行により「家庭の教育力」や地域の連帯感の希薄化などで子どもの成長を支える「地域の教育力」が低下しています。
地域コミュニティを活性化し、子どもたちがのびのび活動できる安全・安心な居場所づくりなど、学校・家庭・地域社会、各種団体が連携し、子どもの健全育成を図る必要があります。
- 放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして開設している放課後子ども教室では、学習会や地域との世代間交流などかなりの成果がみられる反面、指導者やボランティアスタッフの確保など困難な状況にあります。
- アンケート調査（資料編 73 ページ）によれば、さまざまな専門知識や技術を持った保護者や地域住民が、学校で子どもたちの活動をサポートすることについて尋ねたところ、「積極的にやるべき」と「時々やるべき」を合わせた『やるべき』の割合は 83.9%となっており、大半の教員や地域住民が『やるべき』と考えています。
また、子どもたちに身に付けさせるものについて尋ねたところ、“社会生活のルール”については「学校・家庭・地域の連携」で行うが、教員・保護者・一般市民共に半数をこえて最も多くなっています。

<主な施策>

(1) 放課後子ども教室の充実

放課後子ども教室は、指導力や活動意欲の向上・活動内容の充実を図るとともに、放課後対策事業未実施校区の解消に取り組みます。そのためにも、地域の老人会、婦人会、ボランティア団体などに対するPRを充実し、協力者、地域に埋もれている財産（昔ながらの知恵や技を持った人や子育て経験者の知恵）の掘り起しを進め、運営スタッフとなる人材の確保を図ります。

(平成 23 年度)

- | | |
|---------------|------|
| ・放課後子ども教室開設数 | 3 教室 |
| ・放課後対策事業実施率※1 | 71% |



【放課後子ども教室活動】

(2) 学校支援地域本部事業の充実

学校支援地域本部は、学校・家庭・地域社会が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを大きな目的としています。学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、いわば“地域につくられた学校の応援団”といえます。子どもの教育環境を充実するために、学校支援地域本部事業を活用し、学校・家庭・地域の連携を図ります。

(平成 23 年度)

- | | |
|-----------------|-----|
| ・学校支援地域本部事業実施校数 | 1 校 |
|-----------------|-----|

※1 放課後対策事業実施率：(放課後子ども教室・放課後児童クラブ) 実施校区数/全校区数

基本方針 10 家庭における教育力の向上

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供など生涯学習の視点に立った家庭における教育力の向上を目指します。

<現状と課題>

- 仕事で忙しい家庭、悩みを抱え孤立しがちな家庭など、さまざまな課題を抱えた家庭が増えています。児童虐待などの悲惨な事例は後を絶ちません。また、子どもにとっては、携帯電話やインターネットの普及によりさまざまな誘惑が取り巻いており、子どもによる事件や非行の状況は年々増加、深刻化しています。
さまざまな環境の変化により友達関係や家庭・学校のことなどで悩みを持つ子どもたちや、子育てで悩みを持つ保護者が増えていることから、児童、生徒、保護者などの不安や悩みの解消を図るために、家庭と地域、家庭と学校をつなぐ家庭教育の支援の取り組みに努める必要があります。
- P T A活動においても、「家庭」との連携については、なかなか実行、実践が難しく、孤立している保護者や仕事で忙しい保護者に対し、どう関わっていくかは大きな課題となっています。八代市P T A大会での講演内容についてのアンケート結果では「いじめ・不登校対策」が最も多く、次いで「家庭教育」「子どもとネット社会」が続き、このことから、子育ての悩みや課題が見えてくるようにも思われます。
- 生涯学習の視点に立って家庭教育の充実を目指し、保護者などに計画的、継続的に子どもの教育についての学習を行うことを目的に開設している家庭教育学級は、市町村合併した当時に比べ増加したものの、近年はほぼ横ばいの状況にあります。
- アンケート調査（資料編 76 ページ）によれば、本市の学校教育に望むことについて尋ねたところ、「学力の向上」が教員と保護者で多くなっていますが、次いで教員は「家庭教育の充実支援」が多く見られ、家庭の教育力の向上を求めている様子が見えます。

<主な施策>

(1) 家庭教育学級の充実

家庭教育が困難になっている家庭、つながりたくてもつながれない人、つながりたくない人をどうするかなど、生涯学習の視点に立って家庭教育の充実を目指していきます。基本的な学びや交流機会の提供をどう改善していくかなど家庭教育学級の効果的な運営に取り組めるよう支援していきます。家庭教育学級未開設の保育園・幼稚園・小学校・中学校に、家庭教育学級開設への働きかけを行い、家庭教育学級の内容の充実を図ります。



【家庭教育学級活動】

(平成 23 年度)

- | | |
|--------------|----------|
| ・家庭教育学級開設数 | 48 教室 |
| ・家庭教育学級参加者総数 | 14,222 人 |

(2) P T A 活動への協力・支援

各学校の P T A 活動は、活動の情報が会員へ行き届かず役員中心の活動になっている状況にもあることから、八代市 P T A 連絡協議会と連携を図りながら、P T A 活動に関する情報を提供し、新たな時代のニーズにあった事業の展開が意図的・計画的に図られるよう、事業を企画する段階から助言と指導を行っていきます。



【八代市 PTA 研究大会】

(平成 23 年度)

- | | |
|---------------------|-------|
| ・市 P T A 連絡協議会参加団体数 | 44 校 |
| ・市 P T A 研究大会参加者数 | 290 人 |

基本方針 11 地域における教育力の向上

地域世代間交流などを推進しながら、学校・家庭・地域のつながりを大切にするとともに、社会教育団体の育成に努め、相互に連携しながら、地域における教育力の向上を目指します。

<現状と課題>

- 地域における地縁的なつながり、連帯感の希薄化、個人主義の浸透などにより、子どもの成長を支える「地域の教育力」の低下が指摘されています。
- 社会教育団体については、組織人員の減少を食い止めるとともに、会員の参加、活動意欲を高めるなど、社会教育団体が主体となって課題の解決や事業が行えるように支援する必要があります。
- 地域（世代間）交流事業については、全校区において順調に進んでいるものの、各校区とも、事業内容が固定化し新鮮味が薄れつつあります。プログラムなどを検討し、多くの地域住民の参加が得られるような工夫が行えるよう支援する必要があります。
- アンケート調査（資料編 74 ページ）によれば、保護者や地域住民がもっと力を入れた方がよいと思うものについて尋ねたところ、教員、保護者、一般市民のいずれも「ルールやマナーを守らない子どもへの注意」（64.8%）と「地域の子どもたちへのあいさつや声かけ」（58.1%）が多くなっています。



【まなびフェスタやつしろ（講演会）】



【まなびフェスタやつしろ（体験活動）】

<主な施策>

(1) 地域（団体）で子どもを育てる活動の推進

地域コミュニティを維持し、子どもたちがのびのび活動できる安全・安心な居場所づくり、地域ぐるみで取り組む声かけやあいさつ運動、見守り活動など地域で子どもを育てる活動を推進します。

総合社会教育推進協議会や新たな住民自治組織である「地域協議会」などと連携を図りながら、地域社会のなかで、心豊かで健やかな子どもを育てる活動を推進していきます。

(平成 23 年度)

- ・総合社会教育推進協議会設置校区数 16 校区

(2) 地域（世代間）交流の推進

各校区内において個々に取り組まれていたイベントの集約により、催しの規模を拡大するなど、より多くの市民が参加できるよう、賑わいのある地域づくりを展開していきます。

(平成 23 年度)

- ・地域交流事業実施校区数 20 校区
- ・地域交流事業参加者数 14,590 人

(3) 社会教育団体の育成

各社会教育団体について、組織人員の減少に歯止めをかけるとともに会員増加に努めます。社会教育団体が主体となって課題の解決や事業が実施できるよう、補助や人的支援を適切に行っていきます。

(平成 23 年度)

- ・市子ども会連合会参加団体数 46 団体
- ・市子ども会連合会参加会員数 1,720 人
- ・市地域婦人会連絡協議会参加団体数 13 校区
- ・市地域婦人会連絡協議会参加会員数 3,179 人

(4) まなびフェスタやつしろの充実

公民館を活動拠点としている市民の学習の場、発表の場として、非常に有意義な事業です。市婦連や市P連など社会教育団体との連携を深め、さらに内容を充実させ、多くの来場者が見込めるようにするため、事業の工夫、改善を図っていきます。

(平成 23 年度)

- ・まなびフェスタやつしろ参加者数 1,000 人



【まなびフェスタやつしろ（体験活動）】



【子育て体験発表】

基本方針 12 生涯を通じた学習活動の推進

公民館体制の再編を推進し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

公民館、図書館、博物館、学校など施設間の連携を図り、市民のニーズに沿った多様な学習機会、学習情報の提供を行い、その学習活動を通じて、住民主体の地域活動や新たな学習の促進を図ります。

<現状と課題>

- 社会環境や生活環境の変化に伴い、社会のさまざまな変化に対応できるよう、社会的、公共的課題について幅広く学習できる環境が求められており、多様化・高度化する市民や地域の学習ニーズに対応した生涯学習活動の充実に努める必要があります。
- 子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図る上で重要な自然体験活動などの機会が減少しています。少子高齢化の時代に青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや青少年の問題は大人社会の反映であることを踏まえ、青少年体験活動の場として、市内の施設を活用した事業を進めていく必要があります。
- 同和問題をはじめとして、性別や国籍、障がいなどに対する偏見や差別意識は今なお存在しています。人権が尊重される平等なまちづくりをめざすために、人間として分け隔てなく社会で共生できるよう、偏見や差別意識を排し、ともにまちづくりを進めていく必要があります。
- 現在、本市では「住民自治によるまちづくり」の実現に向け、平成 27 年度までに市内全校区に、市と対等なパートナーを担う「地域協議会」設立が進められており、活動拠点施設となる校区公民館の在り方についての検討が求められています。
- アンケート調査（資料編 79 ページ）によれば、社会教育の充実のために力を入れるべきこととして、教員、保護者、一般市民のいずれも「社会教育施設などにおける各種講座の内容充実と情報提供」が多くなっています。他に「地域住民の要望や満足度などの把握、反映」「質の高い講座やセミナーの開催（有料でも可）」もあげられており、生涯学習への関心の高さがうかがえます。



【地域公民館講座活動】



【アウトドアスクール活動】

<主な施策>

(1) 生涯学習推進体制の充実

新たな住民自治によるまちづくりの推進に伴い、校区公民館体制から中央公民館体制への再編を進め、生涯学習推進体制の充実を図ります。併せて、高度化する市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習社会構築の推進役となる社会教育主事の育成、充実を図ります。

(平成 23 年度)

・ 校区公民館数	21 館
・ 社会教育センター等施設数	12 施設
・ 社会教育主事発令者数	2 人

(2) 多様な生涯学習機会の提供

地域のニーズや特徴を活かした地域公民館講座や幅広い世代が参加しやすい講座の開設に努めます。公民館、図書館、博物館、学校などの施設の連携を図り、市民がいつでも、どこでも、学びたいとき、自らにあった講座を選んで学習できるよう、さまざまな講座や学習の機会を提供していきます。

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、日頃体験できない野外体験活動に取り組むとともに、青少年のさまざまな活動に対応した体験活動を行います。

差別のない明るいまちづくりを目指すために、人権に関する理解を深められるよう各種の学習の機会を設けます。

(平成 23 年度)

・ 公民館利用者数	39,712 人
・ 公民館主催講座（地域公民館講座・市民講座）数	17 講座
・ 青少年体験活動（キッズチャレンジ）	6 講座
・ 公民館自主講座クラブ数	165 団体
・ 校区婦人学級・高齢者学級開設数	23 学級

(3) 生涯学習情報の提供

共通的な行事などは市報・エフエムやつしろ・公民館だよりなどで広報していきます。地域限定の行事などは他の地域へ情報がうまく伝わらないこともあることから、新たにホームページを開設し、さまざまな情報を発信していきます。

幅広く生涯学習を推進していくため、必要とされる分野の指導者の開拓などを行い、生涯学習指導者名簿登録者数の拡充や登録内容の充実を図ります。また、指導者名簿の周知を図るため、個人情報の保護も考慮しながら、新たな情報発信に取り組みます。

(平成 23 年度)

・ 生涯学習指導者名簿登録者数（団体含む）	115 人
-----------------------	-------

基本方針 13 人を育む図書館づくりの推進

知識基盤社会の進展に対応した知力を備え、郷土を拓く人材の育成を図るため、生涯学習の中核施設及び地域の情報拠点として、多様化した市民のニーズに応えるとともに、市民に親しまれ、市民の生涯学習活動に貢献する図書館づくりを進めます。

図書資料を充実し、質の高い図書館サービスを行うとともに、各種行事、講座、図書展示等を通じて読書活動の普及を図り、市民の生涯学習活動を支援します。

<現状と課題>

- アンケート調査(資料編 63 ページ)によれば、児童生徒及び保護者による図書館利用が多く、また保護者が子どもを連れて行くことが多いのに対し、教員による施設利用が少ない傾向が見られます。

幼稚園、学校等から継続的に訪問してもらえるような図書資料や受入プログラム等を整備する必要があります。

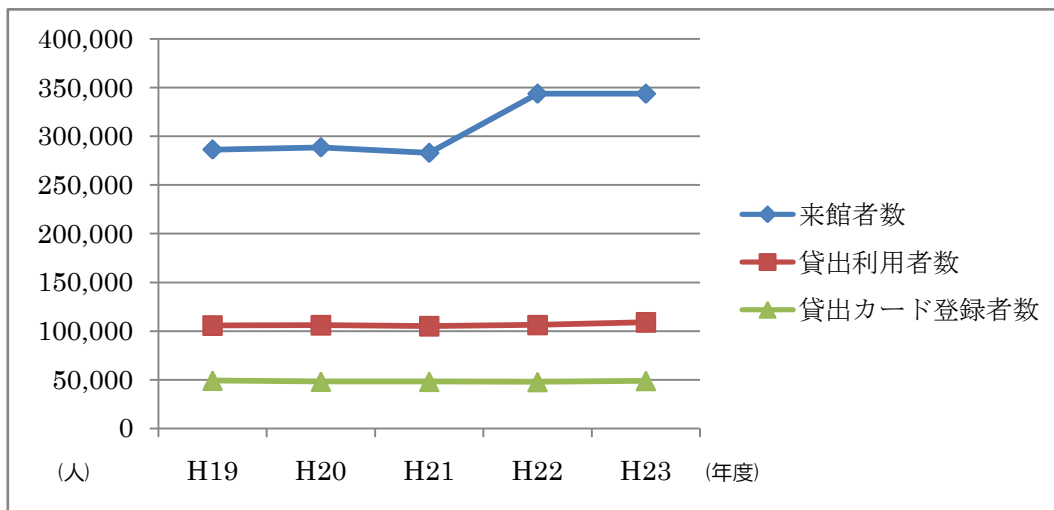
- アンケート調査(資料編 77、78 ページ)によれば、図書館の利用は多く、満足度も高いのですが、対象区分の中では、一般市民の満足度が一番低くなっています。

図書貸出し傾向等の把握に努め、市民のニーズに沿った資料の収集、保存、提供を図る必要があります。

- 来館者数は、平成 22 年度から 30 万人を超え、年々、増加傾向にあります。

しかし、人口 1 人当たりの図書貸出冊数は県内平均の約 3 冊にとどまっており、今後は、利用者サービスの向上に取り組み、貸出しをさらに増やし、読書活動を進める必要があります。

【図書館利用者の推移】



<主な施策>

(1) 読書活動の推進

市民目線に立った図書館サービスの提供を目指し、八代市立図書館運営方針及び八代市子ども読書活動推進計画を策定し、開館日数、貸出冊数、移動図書館の巡回箇所を増やす等、サービスの向上に取り組んでいます。

今後も、童話発表大会、読書週間行事、おはなし会等の読書普及イベントを拡充実施するとともに、市民・ボランティア・民間団体等との協働による図書館運営を進めながら、さらなる読書活動の推進を図ります。

(平成 23 年度)

・来館者数	343,720 人
・貸出冊数	412,919 冊



【平成 24 年 7 月 夏の新刊フェア】

(2) 図書館資料の収集、保存、提供

図書資料等の貸出し傾向、人格形成及び人材育成への効用や蔵書のバランス等を総合的に勘案し、市民のニーズに沿った資料の収集、保存を図ります。

また、各テーマに沿った特設図書展示等を通じて効果的な資料の提供に努めます。

さらに、誰もが読書を楽しむことができるように大活字図書、点字図書、マルチメディア図書等、さまざまな種類の資料を整備するとともに、保存しなくなった図書の利活用を進めます。

(平成 23 年度)

・特設図書展示	48 回
・大活字図書等所蔵	1,331 点
・リサイクル図書	516 冊



【マルチメディアコーナー】

(3) 調査・研究、生涯学習や教育・文化活動への支援

調査・研究資料を整備し、効率的に提供することにより、市民の調査・研究活動を支援します。

また、図書館講座等の開催、学校からの社会科学見学、職場体験等の受入れや学習コーナー及び集会室の提供等により、市民の生涯学習や教育・文化活動を支援します。

さらに、博物館、文化まちづくり課と連携し、利用者の要望に合った資料及び情報を提供します。

(平成 23 年度)

・調査・研究支援	264 件
・図書館講座参加者	682 人
・学校からの受入れ	135 人



【学習コーナー】

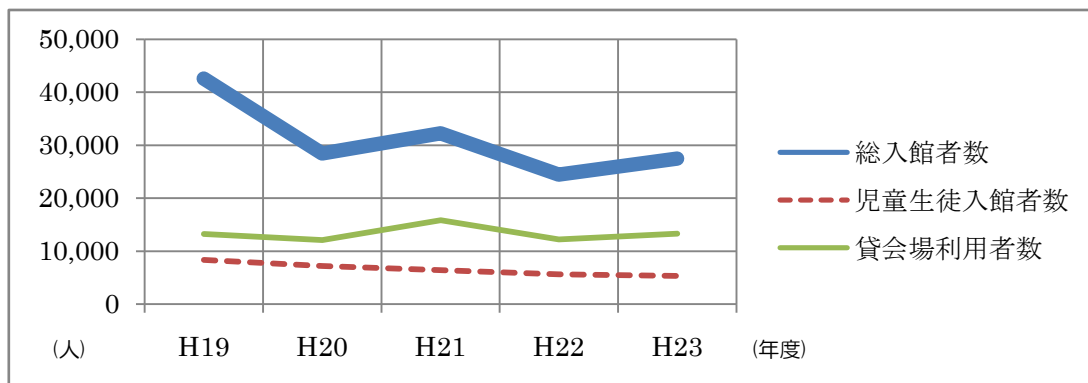
基本方針 14 未来へつづく博物館活動の推進

八代の歴史・文化を発掘し、そのすばらしさを広く内外に発信すると同時に、各地のすぐれた文化財や芸術作品を紹介します。展覧会や講座・講演会活動などを通して、深く郷土とその文化財を愛し、新たな文化創造への意識を育むお手伝いとなるよう努めます。さまざまな歴史資料や芸術作品との出会いを糧に、八代の未来を担う心豊かな人材が、すくすくと育っていくような事業の展開を目指します。

<現状と課題>

- アンケート調査（資料編 67 ページ）によれば、八代に関する市民（小学生から一般市民まで）の関心は、「山や川などの自然」「地域に伝わる祭りや行事」に次いで「郷土の歴史」「郷土の文化財」が高く、「郷土が生んだ偉人」「郷土の特産品」にも向けられおり、多くの市民が郷土の歴史・文化に深い関心を寄せていることがわかります。
- 過去5年間の博物館年間入館者総数は、市の総人口のほぼ2割程度を上下しています。アンケート調査（資料編 63、77 ページ）によれば、博物館の利用については小学生 33.8%、中学生 12.1%、教員 49.7%、保護者 22.0%、一般市民 21.7%という回答となっており、教育現場での利用が比較的高いことが読み取れます。児童生徒の年間延利用者数は高い水準を維持しています。
- 博物館では、特別展示室を市民の文化芸術活動発表の場（貸会場）としても提供していますが、その延利用者数は総入館者数の4割近くを推移しており、市民生活のなかに根をおろしていることがうかがえます。
- 博物館は開館以来 20 年余を経過、施設改修の時期を迎えつつあり、また、事業経費や人員の削減など、施設を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。しかしながら、市民協働のもと、新たな財源の開拓、展覧会の開催形態などに工夫をこらした質の高い展覧会活動、学習機会の提供が求められています。

【博物館利用者の推移】



<主な施策>

(1) 特別展覧会事業の開催

各地の美術館・博物館が所蔵する個性豊かなコレクションを楽しむ展覧会や、博物館職員の地道な調査活動に基づき、だれも知らなかった八代を紹介する展覧会「八代の歴史と文化シリーズ」など、さまざまな展覧会を通して、市民に、魅力あふれる文化財や芸術作品との出会いの場を提供します。



【平成 24 年度秋季特別展覧会 八代の歴史と文化
「八代城主・加藤正方の遺産」】

(平成 23 年度)

・特別展覧会 4 回 総入館者数 11,975 人

(2) 展示資料調査事業の推進

八代には、多くの歴史資料が伝えられています。そのなかでも八代城主松井家伝来のぼう大な古文書群(約1万点)は全国的に注目されています。この八代が誇る「宝」を広く内外に紹介するために、資料の調査、整理、保管と、難解な文書を解読した報告書の刊行を中心に行っています。

(平成 23 年度)

・調査数 225 通 調査報告書 16 刊行

(3) 博物館コレクションの充実

縄文や弥生、古墳時代から今日まで連綿と続く八代の歴史のなかで伝えてきたさまざまな資料や作品の収集、その魅力の発信に努めます。城下町に関わる武家関係資料や、全国に知られた工芸品である八代焼(高田焼)や宮地の手漉き和紙など、八代らしいコレクションの充実に力を入れます。



【八代焼象嵌花丸文土瓶 博物館所蔵】

(平成 23 年度)

・寄贈 372 点 寄託 5 点

(4) 講座・講演会活動の開催

歴史を学ぶ基礎となる古文書講座(初級編、上級編)、勾玉や石庖丁作りをはじめとする体験講座など、子どもから大人までを対象とした各種の講座を開講します。また、博物館職員による調査研究成果の報告、日本の第一線で活躍する研究者や文化人による特別講演会など、知的興奮を味わえる機会の提供に努めます。



【平成 24 年度 博物館探検
「くまモンと遊ぼう！」】

(平成 23 年度)

・講座・講演会 23 回(延べ) 参加者総数 708 人

基本方針 15 社会教育施設の整備

社会教育施設である公民館・図書館・博物館などは築後 40 年の公民館をはじめ施設・設備の老朽化が進んでいるため、計画的に整備、改修を図っていきます。

住民自治によるまちづくりの推進に伴い、市民の生涯学習の拠点施設となる中央公民館を整備し、市民がいつでも、どこでも、学びたいときに、自らに適した方法を選んで学習ができる環境を整備します。

老朽化した社会教育センターなどの生涯学習施設では、解体も含め、検討する必要があります。今後も、市民に快適で便利な学習環境を提供し続けるため、計画的に有効な施設整備を行います。

<現状と課題>

- 本市の社会教育施設には、築後 40 年以上を経過する公民館をはじめ、20 年以上を経過する図書館や博物館など、施設の整備・改修の時期を迎える施設が数多くあります。そのようななかで、今後も市民に安全で快適、便利な学習環境を提供していくため、計画的かつ有効な施設整備などハード面の充実・改善が重要な課題になってきています。
- 本市が取り組んでいる住民自治によるまちづくりの推進に伴い、各校区に設置されている公民館が新たな住民自治活動の拠点施設に位置付けられることから、本市の公民館事業を展開する施設として中央公民館の整備を進めていく必要があります。
- アンケート調査（資料編 79 ページ）によれば、社会教育の充実のために力を入れるべきこととして、一般市民からは「だれでも利用しやすいよう生涯学習施設の改善」が教員、保護者に比べ上回っており、市民から社会教育施設の整備に期待されていることがうかがえます。



【八代市立博物館未来の森ミュージアム】



【さかもと八竜天文台】

＜主な施策＞

（１）中央公民館等中核施設の整備

住民自治によるまちづくりの推進に伴い、今後、校区公民館が住民自治の活動拠点施設としての役割を果たすこととなります。そのため、校区公民館に代わる市の生涯学習中核施設となる中央公民館の整備は急務であり、住民自治の推進と中央公民館整備を並行して進めていきます。

（２）生涯学習施設の整備・充実

市民がいつでも、どこでも、楽しく学ぶことのできる生涯学習環境を整備します。公民館については設備の老朽化が進み、毎年修繕が必要な箇所が増えていくため、改修計画に基づき順次改修を図っていきます。社会教育センターについては、効率的な施設利用を図るため、現在の利用状況や地域の要望などを踏まえ、整理統合も含め、全庁的に新たな利活用の方法を検討していきます。

（３）図書館施設の整備・充実

昭和 60 年に開館した図書館本館は、近年、施設・設備の経年劣化に対応した改修、更新、修繕を進めており、平成 11 年開館のかがみ分館、平成 16 年開館のせんちょう分館においても、計画的な改修などが必要となります。また、インターネットを通じ、さまざまな情報やサービスを楽しむようになり、図書館に求められる市民ニーズも多様化しています。

今後も、市民に安全で快適に利用してもらうため、老朽化した施設・設備の改修などを計画的に行うとともに、図書館システムの利便性の向上を図っていきます。

（４）博物館施設の整備・充実

博物館は、平成 3 年の開館以来 20 年以上を経過し、施設・設備に経年劣化による整備・改修を必要とする箇所が数多く見られるようになってきました。今後も市民の安全性を確保しつつ、美しく快適な学習活動、発表の場を提供し続けるため、日常的な維持・補修を行なうと同時に、大規模な改修等については中長期的な計画にそった整備に努めます。

基本方針 16 文化財の保存と活用

八代の歴史を物語るさまざまな文化財の調査を行い、重要なものは指定や登録等による保護を図るとともに、後継者の育成や文化財の清掃、ガイド活動に市民が参加する機会を提供することにより、文化財を地域で守り、継承する仕組みづくりを推進します。

<現状と課題>

- 八代市には、松浜軒や水島、八代城跡をはじめとする史跡や名勝、妙見祭や久連子古代踊りに代表される民俗文化財、干拓樋門や石橋など、各地域の歴史に育まれた数多くの有形無形の歴史遺産があり、その保存と活用に努めていますが、いまだ十分とはいえません。

アンケート調査（資料編 68 ページ）によれば、「八代市内の文化財などを見た経験がある」と回答した人の割合はきわめて高く、代表的な文化財については、多くの人が「見たことがある」と答えていることから、市民の

文化財に対する関心はたいへん高いことがうかがえます。また、「八代市内の文化財に対する期待」（資料編 80 ページ）によれば、「文化財の整備、環境美化」及び「駐車場の整備」などを望む人が多いこともわかります。

文化財はその価値を損なわないよう周到な注意を払って適切に保存する必要があり、その保存整備やガイダンス施設、駐車場・トイレ・見学通路等の整備は、学術的な調査や有識者による検討を経た保存管理計画に基づいて慎重に進める必要があります。

- 妙見祭ガイド養成講座、わがまちガイド養成講座、史跡めぐり、出前講座等の実施により、文化財保護への協力者・理解者の裾野は広がっていますが、今後も継続的に実施し、文化財の環境美化やガイド活動に市民が参加し、地域の文化財を地域の手で守り、伝える仕組み作りが必要です。
- 民俗芸能の後継者不足が深刻化しており、その育成に努めるとともに、映像記録化や古記録・音楽の採譜等を計画的に進める必要があります。



【八代城跡の史跡めぐり】

<主な施策>

(1) 文化財の調査と保護

「文化財保護法」に基づく各種の文化財調査を行い、重要なものについては指定や登録等による保護とともに史跡等の計画的な環境整備を図ります。特に、平成 34 年度に八代城築城 400 年を迎えることから、八代城跡を中心とする歴史・文化ゾーンの保存・活用事業に重点的に取り組みます。

埋蔵文化財の保護については、開発行為との両立を図りながら、保存と活用を進めます。

(平成 23 年度)

- ・国重要無形民俗文化財「妙見祭の神幸行事」保存修理計画を策定中（～25 年度）
- ・三城跡（古麓城・麦島城・八代城）や干拓遺跡の国指定化に向けて調査中
- ・埋蔵文化財発掘の届出・通知件数 69 件

(2) 文化財に親しめる環境の整備

文化財講座や史跡めぐりの開催、ガイドブックの刊行や案内板、標木等の整備により、八代の歴史や文化財に、だれでも容易に親しめる環境づくりを行います。

(平成 23 年度)

- ・史跡めぐり等開催数 3 回：参加者総数 110 人
- ・出前講座等実施数 20 回：利用者総数 676 人
- ・文化財説明板・標木数 説明板 99、標木 116（累計）

(3) 文化財を地域で継承する仕組みづくり

地域の文化財を、その周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための仕組みづくりを検討します。その一環として、文化財の案内や清掃活動に市民が積極的に参加することなどを通して、文化財を地域全体で守り、伝えるという意識づくりや、祭りや民俗芸能の担い手となる後継者の育成に取り組みます。

(平成 23 年度)

- ・伝統文化継承事業（文化庁「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」）
中島町獅子舞、高子原花奴、出町亀蛇、久連子古代踊り等継承事業
参加者総数 750 人



【高田御所跡の見学（高田小へ出前講座）】



【全国こども民俗芸能大会へ
植柳盆踊り保存会の子もたちが出場】

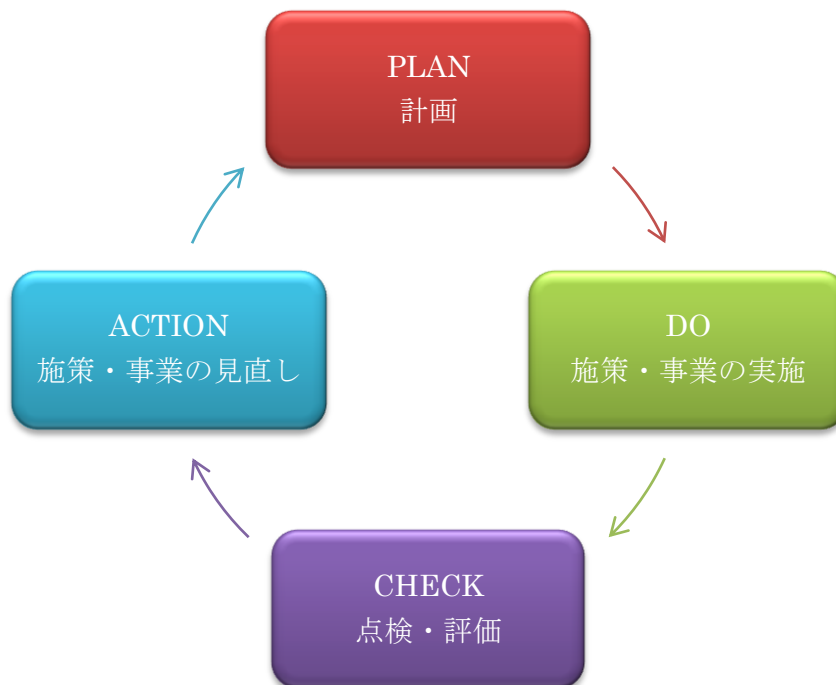
第6章 推進体制

- (1) 本計画の推進にあたっては、「八代市総合計画後期基本計画（平成25年度～平成29年度）」及び教育に関する個別計画と連携し、整合性を図りながら推進します。
- (2) 本計画に掲げた施策や事業をより効率的で効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ることが重要です。施策・事業の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、毎年実施している「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の施策展開に着実に反映させながら、より効率的で効果的な教育行政の推進に努めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。



資料編

資料1 計画策定関係

1. 教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2. 八代市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No	区 分	役 職	氏 名
1	学識経験者	大学教授等	宮川 英明
2		教育サポーター	坂本 哲朗
3	学校の長	市立小学校校長会	蒲生 正人
4		市立中学校校長会	重本 公茂
5		市立幼稚園園長会	廣田 恵子
6		市立特別支援学校校長	中原 修身
7	保護者	市PTA連絡協議会	本村 孝博
8	地域住民	市社会教育委員	寺岡 兼昭
9		市総合社会教育推進協議会連合会	澤田 司
10		市地域婦人会連絡協議会	山中 タミ子

3. 八代市教育振興基本計画の策定経過

会議名	開催日	議題
教育委員会4月定例会	平成24年4月17日	・教育振興基本計画について(概要等説明)
教育委員会5月定例会	平成24年5月22日	・策定委員会設置要綱の制定について
第1回策定委員会 第1回検討部会	平成24年5月25日	・策定委員会委員委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・教育振興基本計画について(概要等説明)
第1回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年5月31日	・本市の教育を取り巻く現状把握 ・市民アンケートについて
第2回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年6月14日	・社会教育推進の基本方向について ・市民アンケートの設問内容について
第3回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年6月28日	・市民アンケートの設問内容(最終素案)について等
第4回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年7月13日	・各事業の現状分析
第5回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年7月23日	・各事業の現状分析
第6回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年8月10日	・施策体系について ・「理念」「目標」「基本方針」「施策」等について素案検討
第7回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年8月20日	・「基本理念」「基本目標」「基本方針」「具体的な施策」等について素案検討
第8回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年9月13日	・「基本理念」「基本目標」「基本方針」「具体的な施策」等について素案検討・決定
第9回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年9月26日	・「基本理念」「基本目標」「基本方針」に対する思い、考え方について ・「基本方針」「具体的な施策」において、特に5年間、力を入れたい、重要だと思う項目について
第10回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年10月11日	・「基本理念」「基本目標」「基本方針」に対する思い、考え方について ・「基本方針」「具体的な施策」において、特に5年間、力を入れたい、重要だと思う項目について
第2回検討部会	平成24年10月16日	・市民アンケートの結果について ・本市の現状及び課題について ・八代市教育振興基本計画体系図(素案)について
第11回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年10月25日	・市民アンケートの結果分析について ・第2回八代市教育振興基本計画策定委員会の準備について
第2回策定委員会	平成24年10月26日	・市民アンケートの結果について ・八代市の教育における現状・課題について ・施策体系の概要について
教育委員会11月定例会	平成24年11月7日	・教育振興基本計画について(中間報告)
第12回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年11月8日	・第2回八代市教育振興基本計画策定委員会での審議をふまえた訂正箇所の確認 ・基本計画案(本文)の作成について
第13回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年11月26日	・基本計画案(本文)の作成について(内容調整)
市議会12月定例会文教福祉委員会	平成24年12月10日	・教育振興基本計画について(中間報告)
第14回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年12月13日	・基本計画案(本文)の作成について
第15回検討部会プロジェクトチーム会議	平成24年12月26日	・基本計画案(本文)の作成について
第3回検討部会	平成25年1月10日	・八代市教育振興基本計画(素案)について
第16回検討部会プロジェクトチーム会議	平成25年1月16日	・基本計画案(本文)の作成について
第3回策定委員会	平成25年1月22日	・第2回八代市教育振興基本計画策定委員会以降の取り組み ・教育振興基本計画(素案)について
第17回検討部会プロジェクトチーム会議	平成25年1月23日	・基本計画案(本文)の作成について

4. 八代市教育課題に対するアンケート調査報告書（概要版）

八代市教育課題に関する アンケート調査

報告書（概要版）

平成24年9月

八代市

I. 調査の概要.....	54
II. 教育についてのアンケート調査結果（児童・生徒用）の概要.....	56
1. 学校生活の様子-----	56
2. パソコンを使った授業について-----	57
3. テレビを使った授業について-----	58
4. 家族や教員との会話について-----	59
(1) 家族と話をするか-----	59
(2) 家族にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか-----	59
(3) 教員にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか-----	60
5. 放課後や休日の過ごし方について-----	61
6. 八代市内の社会教育施設の利用状況-----	63
7. ボランティア活動への参加意向-----	64
8. 地域で自慢できるもの-----	66
9. 八代市のことでもっと知りたいこと-----	67
10. 八代市内の文化財などを見た経験について-----	68
(1) 八代市内の文化財などを見た経験-----	68
(2) 見たことがある八代市内の文化財-----	69
III. 教育課題に関するアンケート調査結果（教員用、保護者用、一般市民用）の概要..	70
1. 最近の子どもたちの様子-----	70
2. これからの子どもにどのように育ててほしいか-----	71
3. 子どもたちに身につけさせるものについて-----	72
4. 家庭や地域の支援について-----	73
(1) 保護者や地域住民が学校で子どもたちの活動をサポートすることについて-----	73
(2) 保護者や地域住民がもっと力を入れた方がよいと思うもの-----	74
5. 教育における課題-----	75
6. 八代市の学校教育に望むこと-----	76
7. 八代市内の社会教育施設の利用状況-----	77
(1) 八代市内の社会教育施設の利用状況-----	77
(2) 八代市内の社会教育施設の満足度-----	78
8. 社会教育の充実のために力をいれるべきこと-----	79
9. 八代市内の文化財に対する期待-----	80
10. 八代の歴史や文化財に関する活動について-----	81
(1) 八代の歴史や文化財に関する活動への参加経験-----	81
(2) 参加したことがある活動内容-----	81

I. 調査の概要

1. 調査目的

児童・生徒の授業や日常生活等の様子を把握するとともに、児童・生徒の保護者、教員、及び一般市民の教育課題に関する考えや意見を収集し、教育振興基本計画を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査地域

八代市全域

3. 調査対象および抽出方法

【調査対象】	【抽出方法】
①児童・生徒(小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生)	—
②教員(小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園)	—
③保護者(9～14歳までの子どもがいる世帯)	住民基本台帳から無作為抽出
④一般市民(八代市在住の15歳以上75歳未満の市民)	住民基本台帳から無作為抽出

4. 調査方法

①、②：学校経由で配布、学校便にて回収

③、④：郵送にて配布、回収

【調査対象】	【抽出方法】
①児童・生徒	学校経由で配布、学校便にて回収
②教員	〃
③保護者	郵便にて配布、回収
④一般市民	〃

5. 調査時期

平成24年7月下旬～平成24年9月上旬

6. 標本数および回収状況

【調査対象】	【配布数】	【回収数】	【回収率】
①児童・生徒	1,014人	1,014件	100.0%
②教員	211人	211件	100.0%
③保護者	400人	164件	41.0%
④一般市民	1,100人	387件	35.1%

7. 調査企画・実施

八代市教育委員会教育総務課

8. 調査結果の分析

集計・分析

(株)西日本リサーチ・センター

9. 標本特性

《児童・生徒》

全体	小学生			中学生		
	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
1,014 件 100.0%	204 件 20.1%	206 件 20.3%	200 件 19.7%	130 件 12.8%	135 件 13.3%	139 件 13.7%

《教員》

全体	小学校	中学校	特別支援学校	幼稚園
211 件 100.0%	120 件 56.9%	76 件 36.0%	9 件 4.3%	6 件 2.8%

《保護者》

全体	小学校	中学校	特別支援学校
164 件 100.0%	113 件 68.9%	70 件 42.7%	1 件 0.6%

《一般市民》

全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
387 件 100.0%	20 件 5.2%	45 件 11.6%	71 件 18.3%	67 件 17.3%	79 件 20.4%	95 件 24.5%	10 件 2.6%

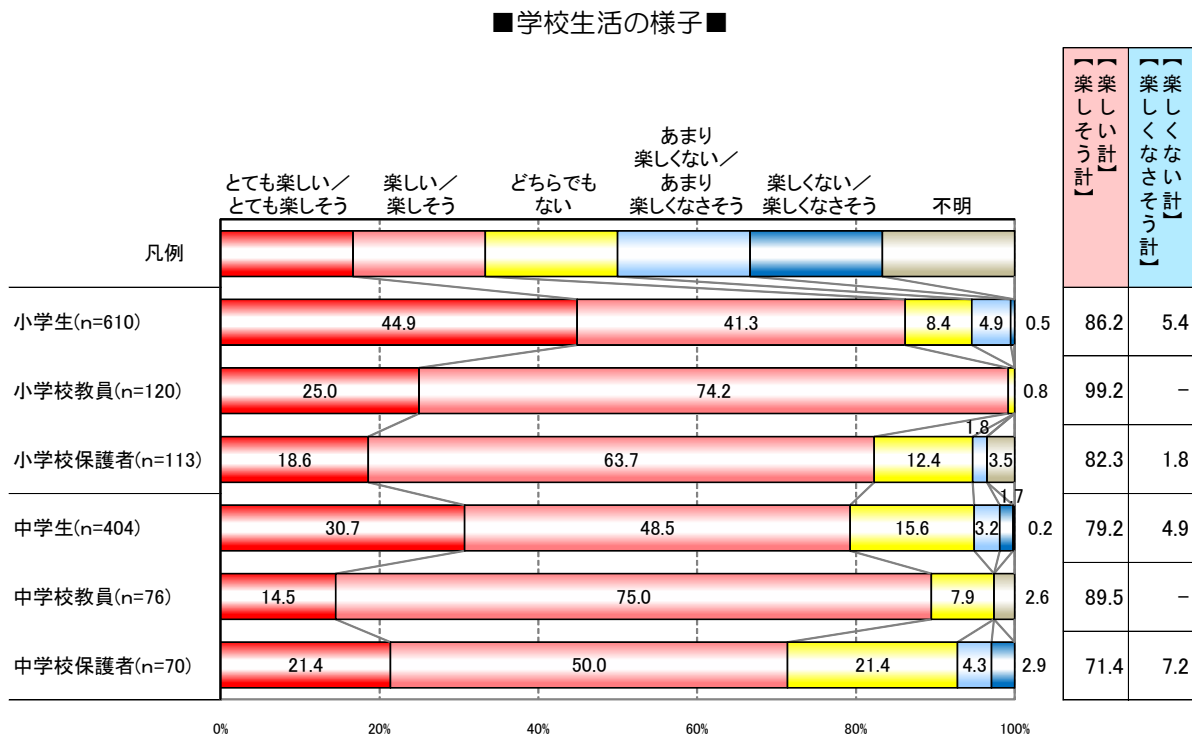
10. 調査結果利用上の注意

- ①単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数（標本数）を100%としている。なお、回答率（%）は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数表、図表に示す回答率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- ②2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の集計については、項目別に、基数（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合としている。従って、数表、図表に示す各項目の回答率の合計は100%を超える場合がある。
- ③数表、図表、文中に示すNは標本全数、nは限定された回答者の数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）であり、回答率算出上の基数（標本数）である。
- ④数表、図表中の「-」は、該当する選択肢の回答がないことを示す。
- ⑤数表、図表に示す選択肢はスペースの関係で文言を短縮して表記している場合がある。
- ⑥文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、2つ以上のものを合計して表す場合は『 』としている。
- ⑦2つ以上の選択肢を合計して表している比率については、各選択肢の基数（標本数）の合計をもとに算出しているため、選択肢個々の回答比率の合計とは、必ずしも同じにならない場合がある。
- ⑧サンプル数が少ないものについては、分析に含めていない場合がある。

Ⅱ. 教育についてのアンケート調査結果（児童・生徒用）の概要

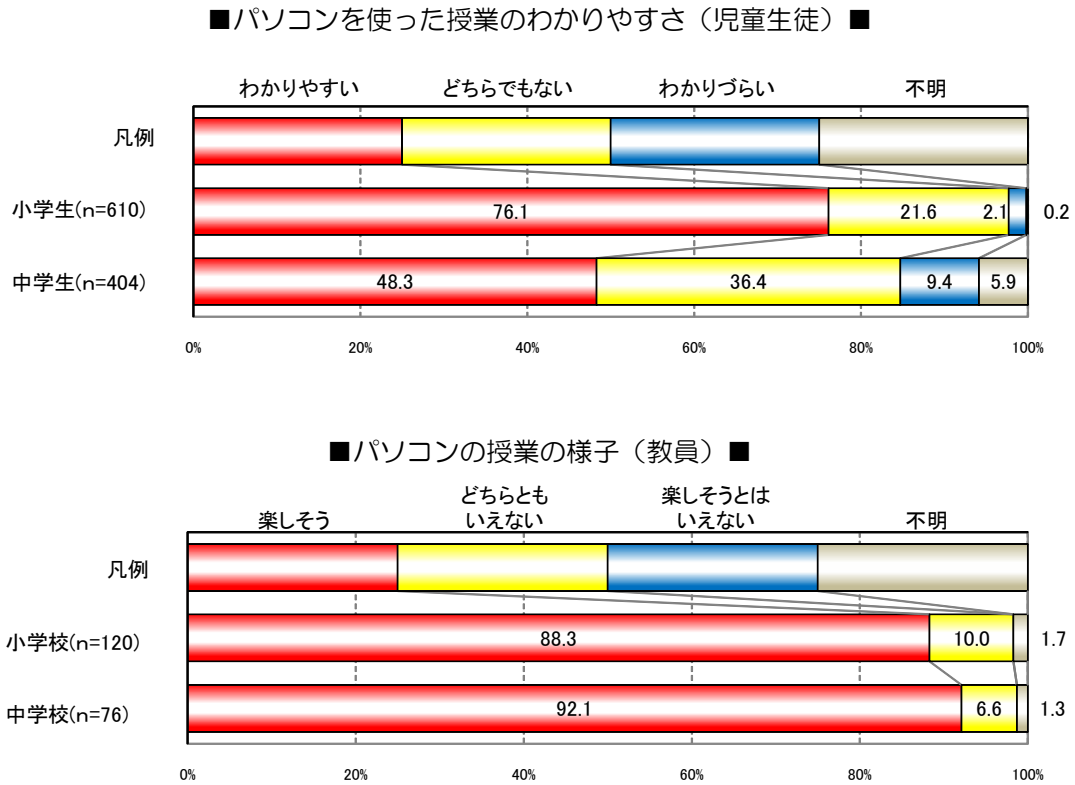
1. 学校生活の様子

児童生徒に、学校生活の様子について尋ねたところ、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』の割合は小学生が86.2%、中学生は79.2%となっており、大半の児童生徒が『楽しい』と感じている。一方、子どもの学校生活の様子について教員、保護者にそれぞれ尋ねたところ、「とても楽しそう」と「楽しそう」を合わせた『楽しそう』の割合について、教員のうち小学校教員が99.2%、中学校教員は89.5%、一方、保護者のうち小学校保護者は82.3%、中学校保護者は71.4%となっており、教員は若干ながら楽観的な見方をしているのに対して、保護者の方は少し悲観的な見方をしている様子がうかがえる。



2. パソコンを使った授業について

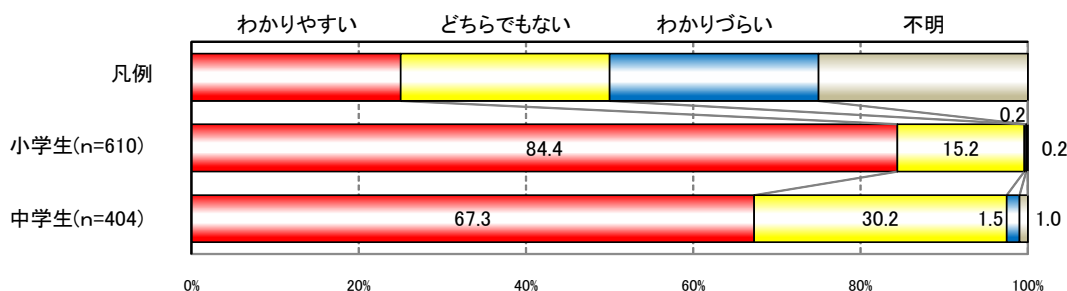
児童生徒に、パソコンを使った授業のわかりやすさについて尋ねたところ、「わかりやすい」と答えた割合が小学生は76.1%、中学生は48.3%となっている。一方、児童・生徒のパソコンの授業の様子について教員に尋ねたところ、「楽しそう」と答えた割合は小学校教員が88.3%、中学校教員は92.1%となっている。



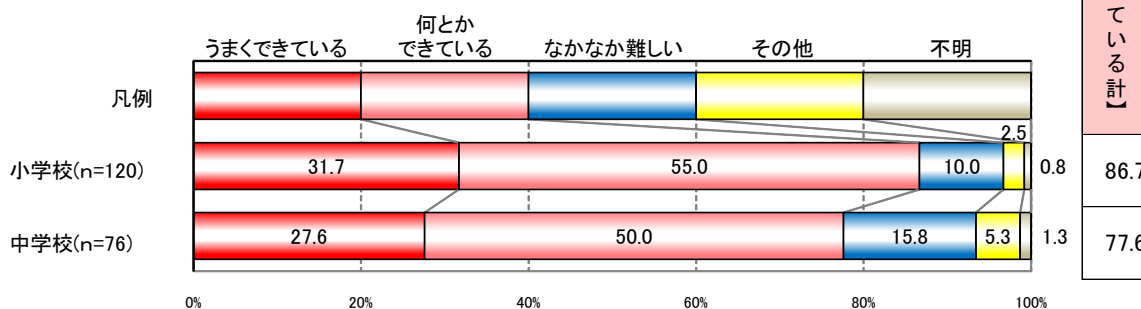
3. テレビを使った授業について

児童生徒に、テレビを使った授業のわかりやすさについて尋ねたところ、「わかりやすい」と答えた割合が小学生は84.4%、中学生は67.3%となっている。一方、テレビを活用した授業について教員に尋ねたところ、「うまくできている」と「なんとかできている」を合わせた『できている』の割合は小学校教員が86.7%、中学校教員は77.6%となっており、教員は児童生徒の意識をほぼ捉えているといえる。

■ テレビを使った授業のわかりやすさ（児童生徒） ■



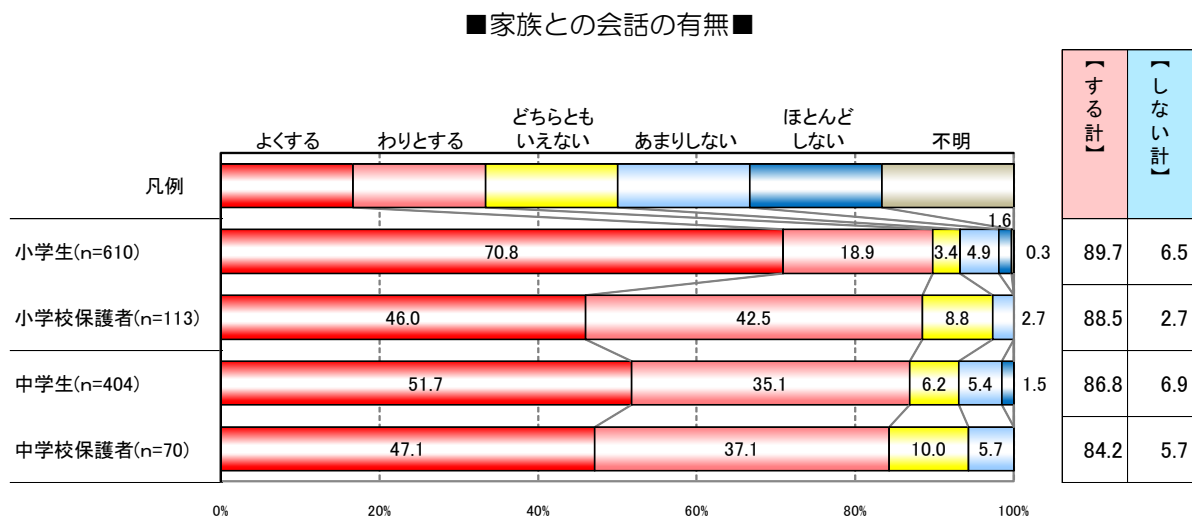
■ テレビを活用した授業について（教員） ■



4. 家族や教員との会話について

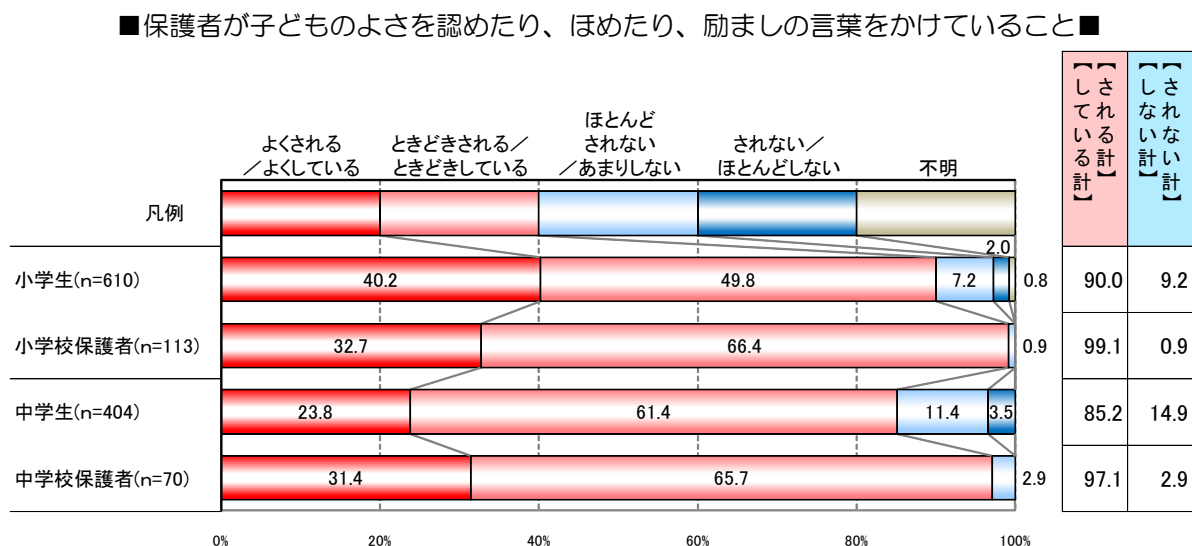
(1) 家族と話をするか

児童生徒に、家族と話をするか尋ねたところ、「よくする」と「わりとする」を合わせた『する』の割合は小学生が89.7%、中学生は86.8%となっている。一方、子どもと話をするか保護者に尋ねたところ、『する』の割合は小学校保護者が88.5%、中学校保護者は84.2%となっており、大半の家庭において親子の会話が行われている様子が見えてくる。



(2) 家族にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか

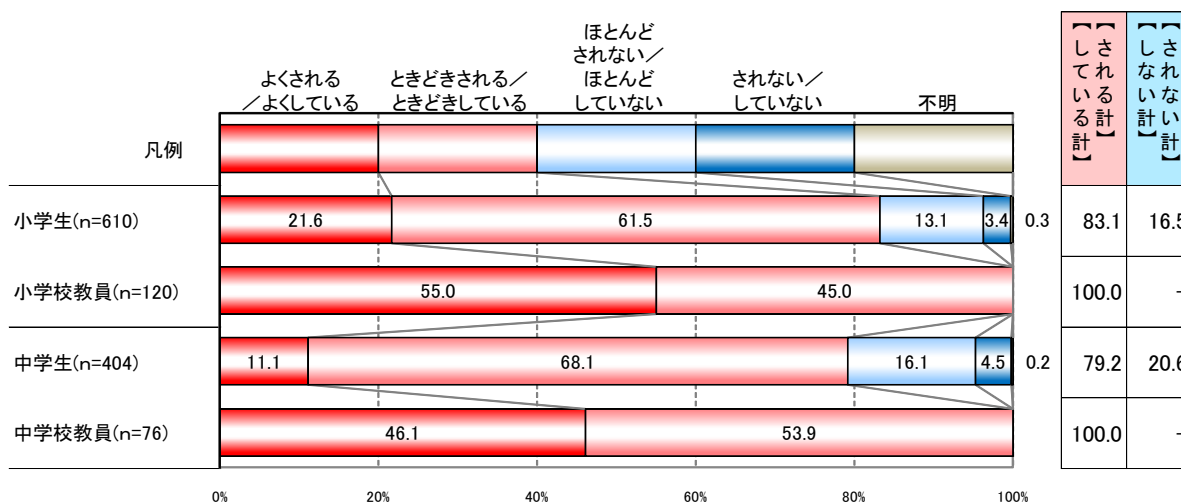
児童生徒に、家族にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか尋ねたところ、「よくされる」と「ときどきされる」を合わせた『される』の割合は小学生が90.0%、中学生は85.2%となっている。一方、子どものよさを認めたり、ほめたり、励ましの言葉をかけたりしていることについて保護者に尋ねたところ、「よくしている」と「ときどきしている」を合わせた『している』の割合は小学校保護者が99.1%、中学校保護者は97.1%となっており、大半の親は子どものよさを認めたり、ほめたり、励ましの言葉をかけたりしており、子どもの方も家族にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしていると認識している様子が見えてくる。



(3) 教員にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか

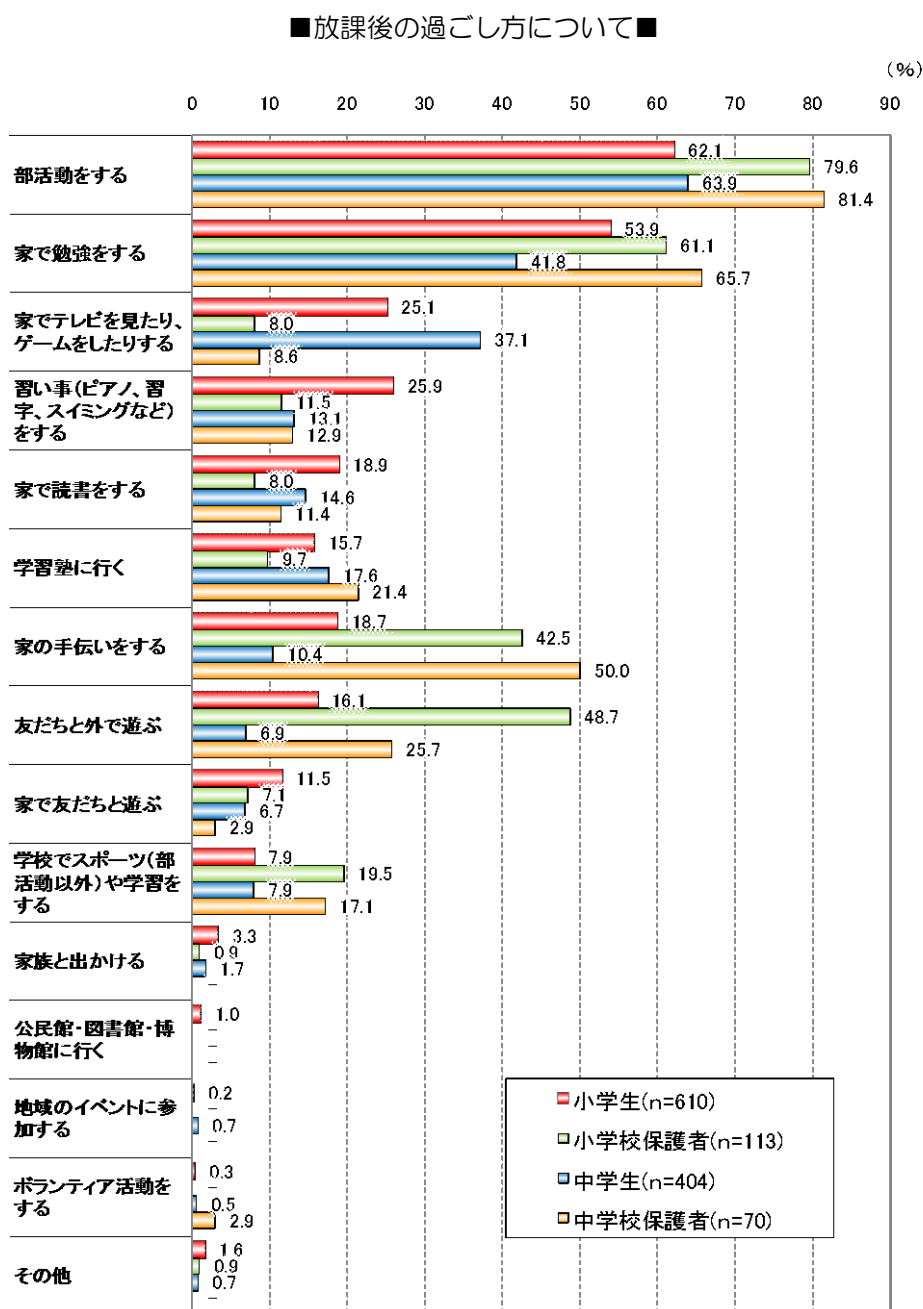
児童生徒に、先生にほめられたり、励ましの言葉をかけられたりしているか尋ねたところ、「よくされる」と「ときどきされる」を合わせた『される』の割合は小学生が83.1%、中学生は79.2%となっている。一方、子どものよさを認めたり、ほめたり、励ましの言葉をかけたりしていることについて教員に尋ねたところ、「よくしている」と「ときどきしている」を合わせた『している』の割合は小学校教員、中学校教員のいずれも100%となっており、児童生徒と教員の間では意識のずれがみられる。

■教員が子どものよさを認めたり、ほめたり、励ましの言葉をかけていること■



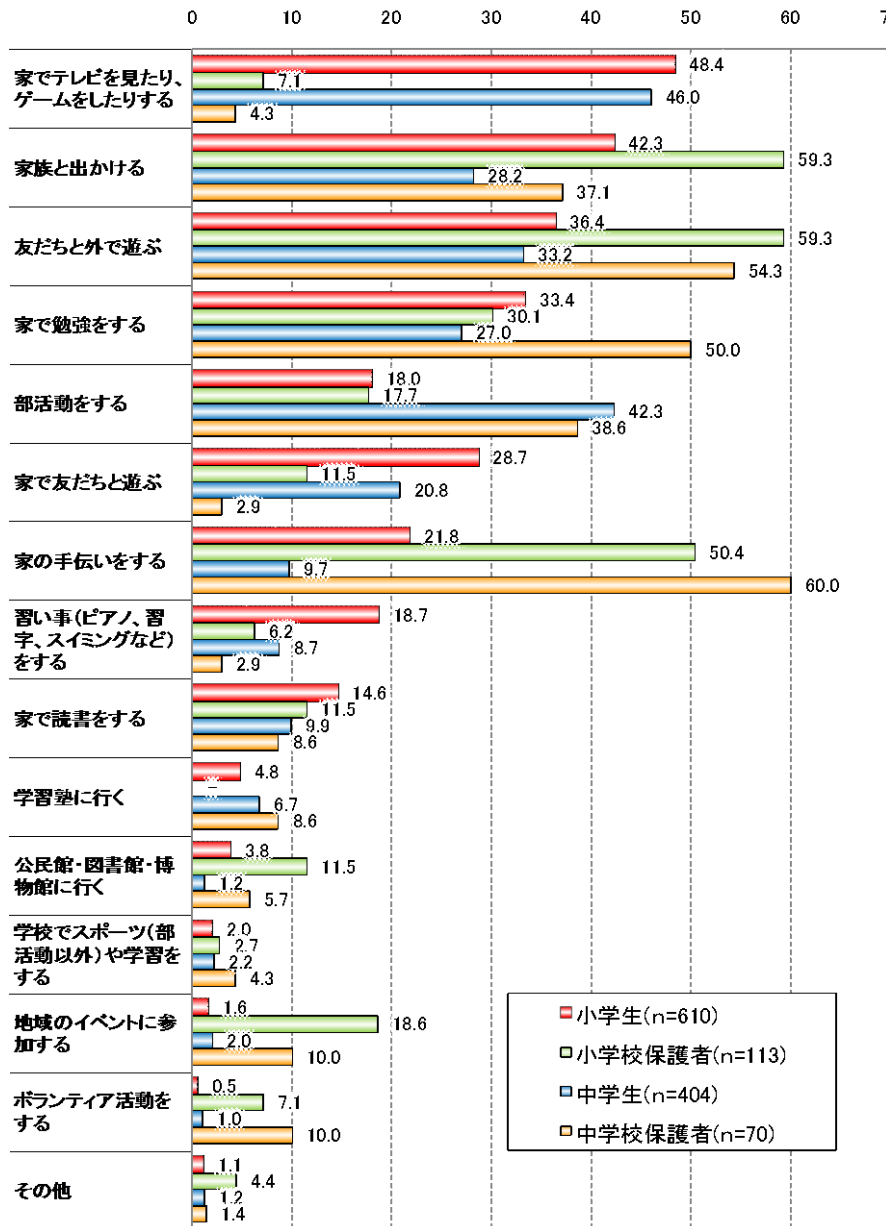
5. 放課後や休日の過ごし方について

児童生徒の放課後の過ごし方について、最も多いのは小学生、中学生のいずれも「部活動をする」、次いで「家で勉強をする」となっている。一方、休日の過ごし方で最も多いのは小学生、中学生のいずれも「家でテレビを見たり、ゲームをしたりする」となっている。一方、保護者の子どもの放課後の過ごし方の希望については、小学校、中学校いずれの保護者も「部活動をする」が最も多く、次いで「家で勉強をする」の順となっており、平日放課後の過ごし方については親の希望と子どもの行動がほぼ合致している様子が見られるものの、休日の過ごし方の希望については、小学校、中学校いずれの保護者も「友だちと外で遊ぶ」が最も多くなっており、子どもの行動との相違がみられる。また、「家の手伝いをする」を希望する保護者が小学校、中学校いずれも過半数みられるものの、子どもの行動は小学生が2割、中学生は1割程度しかみられず、保護者の考えと子どもの行動に相違がみられる。



■ 休日の過ごし方について ■

(%)

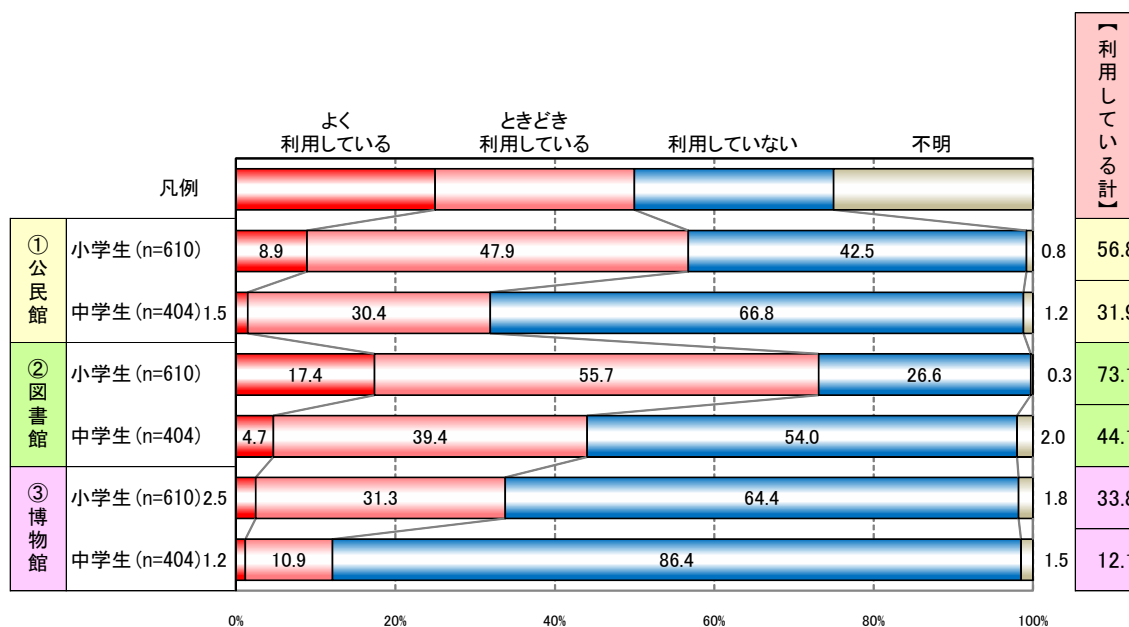


6. 八代市内の社会教育施設の利用状況

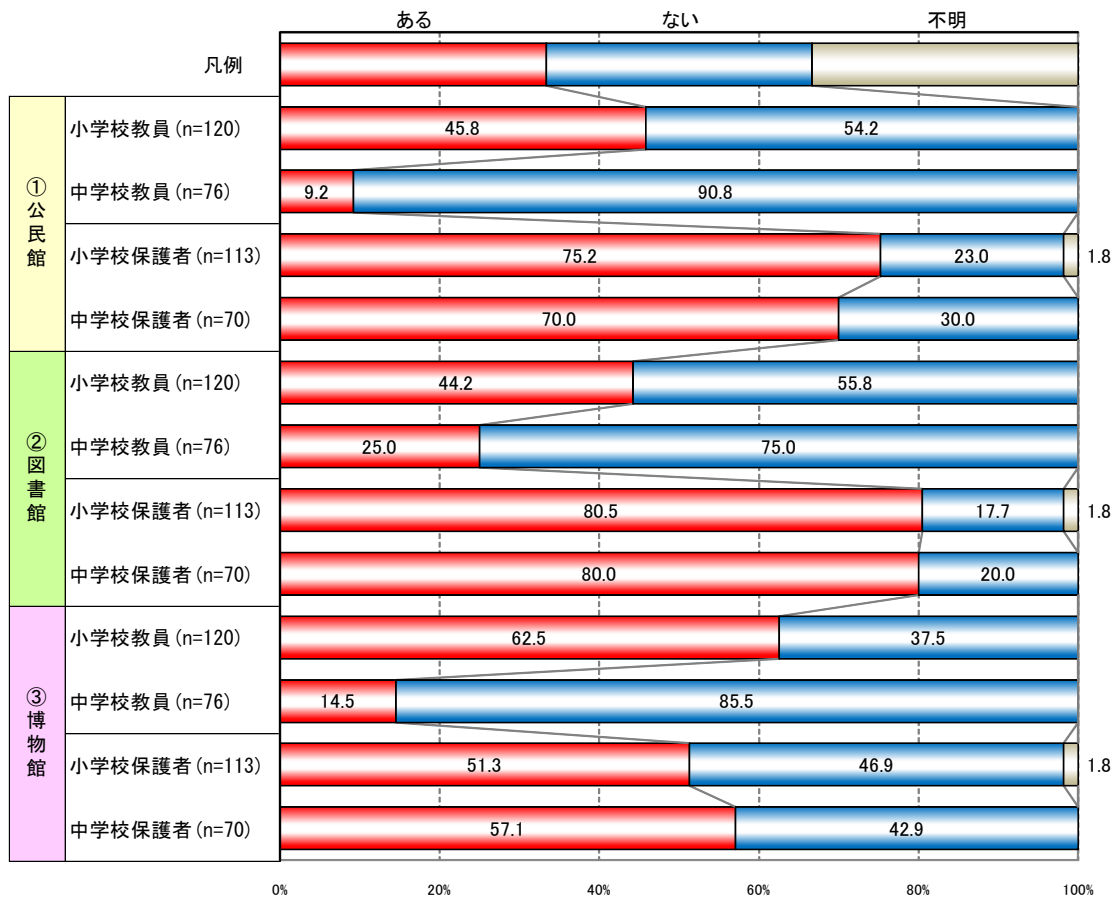
児童生徒の八代市内の社会教育施設（公民館・図書館・博物館）の利用状況についてそれぞれ尋ねたところ、「よく利用している」と「ときどき利用している」を合わせた『利用している』の割合は、公民館が小学生は56.8%、中学生は31.9%、図書館が小学校は73.1%、中学生は44.1%、博物館が小学校は33.8%、中学生は12.1%となっている。

一方、八代市内の社会教育施設に子どもを連れていった経験を保護者、教員に尋ねたところ、「ある」と答えた割合は、公民館が小学校教員は45.8%、中学校教員は9.2%、小学校保護者は75.2%、中学校保護者は70.0%となっており、中学校教員の活用が非常に少なくなっている。図書館については小学校教員が44.2%、中学校教員は25.0%、小学校保護者は80.5%、中学校保護者は80.0%となっており、児童生徒が自分で利用しているのに対して教員の施設活用が少ない傾向がみられる。なお、博物館については小学校教員が62.5%、中学校教員は14.5%、小学校保護者は51.3%、中学校保護者は57.1%となっており、小学校教員が施設をよく活用しているのがわかる。

■八代市内の公民館・図書館・博物館の利用状況（児童生徒）■



■八代市内の公民館に児童生徒を連れて行った経験（教員・保護者）■



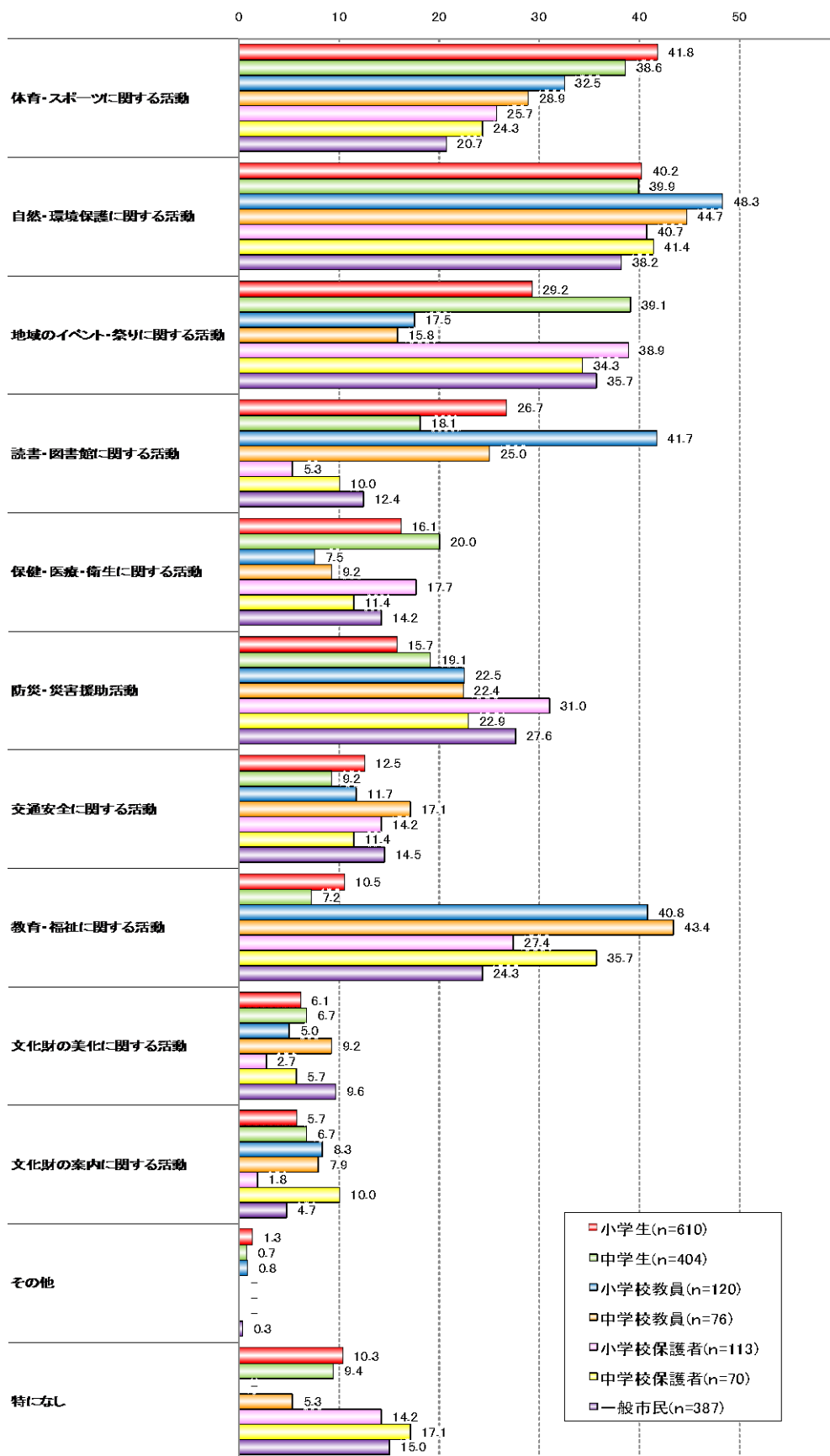
7. ボランティア活動への参加意向

児童生徒に、どのようなボランティア活動に参加してみたいか尋ねたところ、小学生は「体育・スポーツに関する活動」と「自然・環境保護（守る）に関する活動」、中学生は「自然・環境保護（守る）に関する活動」と「地域のイベント・祭りに関する活動」の参加意向が高くなっている。

一方、教員、保護者、一般市民のボランティア活動への参加意向についてみると、教員は小学校、中学校のいずれも「自然・環境保護に関する活動」、次いで「教育・福祉に関する活動」の順となっている。保護者について、最も参加意向が高いのをみると小学校保護者が「自然・環境保護に関する活動」（40.7%）、中学校保護者は「自然・環境保護に関する活動」（41.4%）となっている。なお、一般市民も「自然・環境保護に関する活動」（38.2%）の参加意向が最も高くなっている。これより、子どもから大人まで全体的に「自然・環境保護に関する活動」のボランティア活動に対する参加意向が高い傾向がみられる。

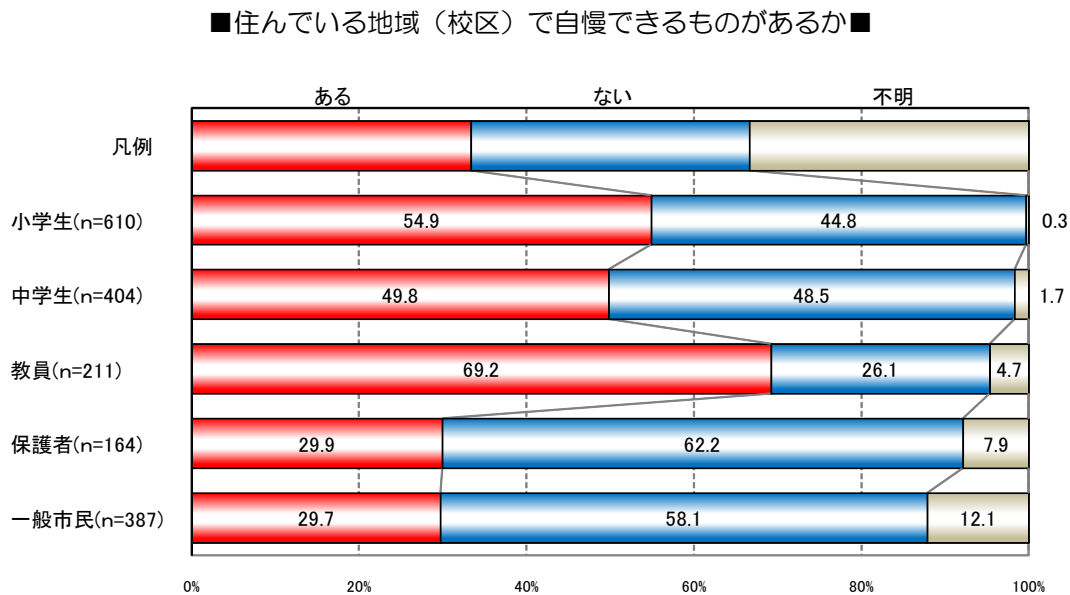
■ ボランティア活動への参加意向 ■

(%)
60



8. 地域で自慢できるもの

住んでいる地域（校区）で自慢できるものがあるか尋ねたところ、「ある」と答えた割合は小学生が54.9%、中学生は49.8%、教員は69.2%、保護者は29.9%、一般市民は29.7%となっている。児童生徒は小学生、中学生のいずれも半数近くが自慢できるものがあると答えており、教員がそれを上回るものの、保護者、一般市民は児童生徒よりも自慢できるものがあるとは思っていない。地域のことを、教育に携る者の多くが把握しており、それを子どもに教えているのに対して、地域で暮らしている大人は、子どもに比べてその良さに気づいていない、そのような様子が見えてくる。

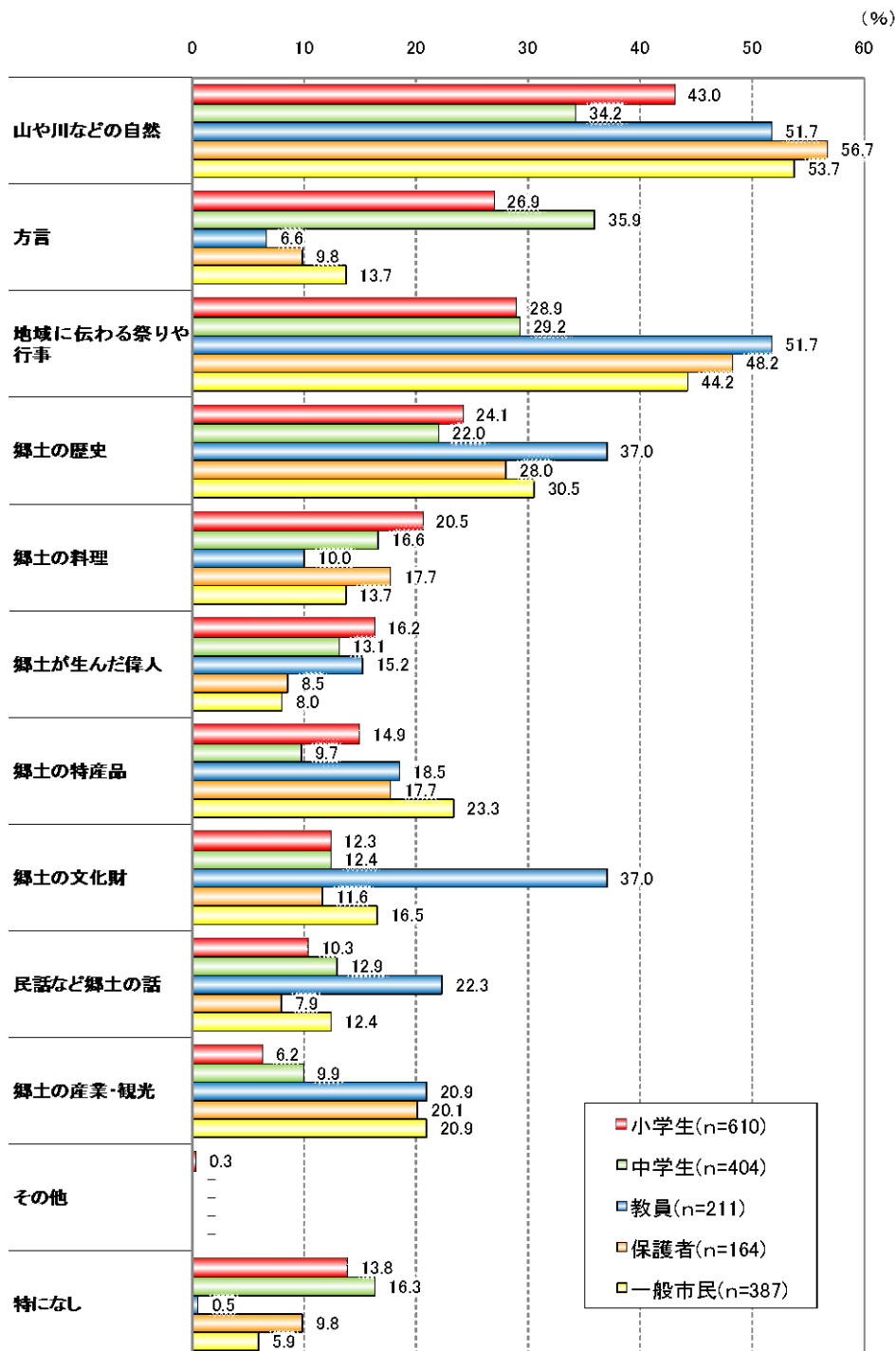


9. 八代市のことでもっと知りたいこと

児童生徒に、八代市のことでもっと知りたいことについて尋ねたところ、小学生は「山や川などの自然」(43.0%)が最も多い。一方、中学生は「方言」(35.9%)が最も多く、次いで「山や川などの自然」(34.2%)の順となっている。

一方、八代市のことでもっと子どもたちに伝えたいことについて教員、保護者、一般市民に尋ねたところ、最も多いのは教員が「山や川などの自然」および「地域に伝わる祭りや行事」(いずれも51.7%)、保護者は「山や川などの自然」(56.7%)、また一般市民も「山や川などの自然」(53.7%)となっている。

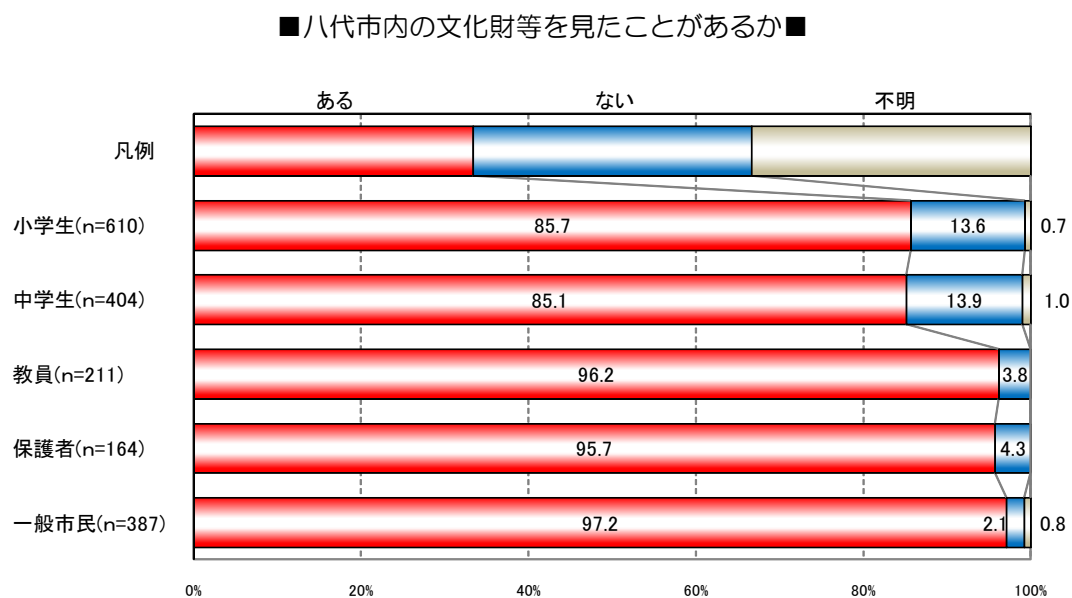
■八代市のことでもっと知りたいことと伝えたいこと■



10. 八代市内の文化財などを見た経験について

(1) 八代市内の文化財などを見た経験

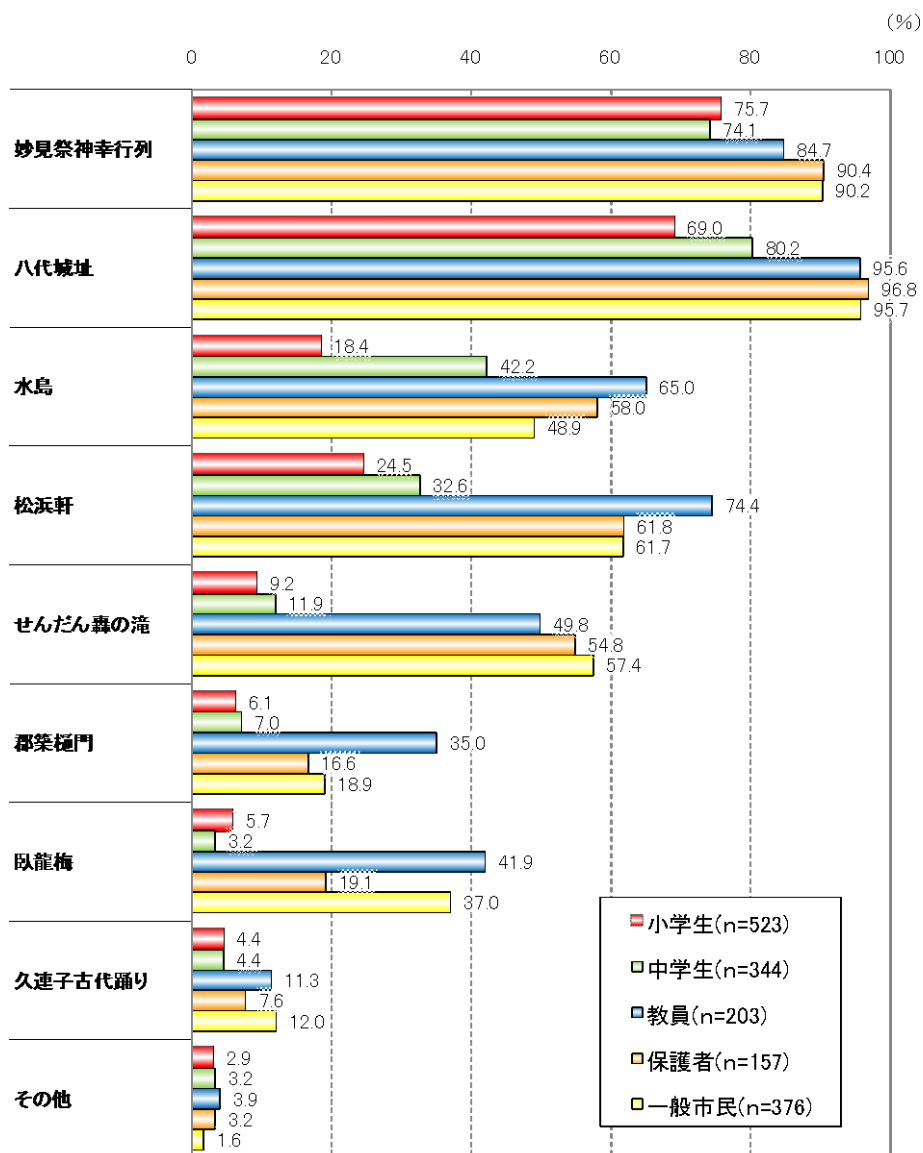
八代市内の文化財等を見たことがあるか尋ねたところ、「ある」と答えた割合は小学生が85.7%、中学生は85.1%、教員は96.2%、保護者は95.7%、一般市民は97.2%となっており、児童生徒は教員、保護者、一般市民に比べて文化財などを見た経験が若干低い。



(2) 見たことがある八代市内の文化財

見たことがある八代市内の文化財等について、小学生、中学生のいずれも「妙見祭神幸行列」と「八代城跡」が突出して多くなっている。また、教員、保護者、一般市民についても「妙見祭神幸行列」と「八代城跡」が突出して多くなっている。

■見たことがある八代市内の文化財等■

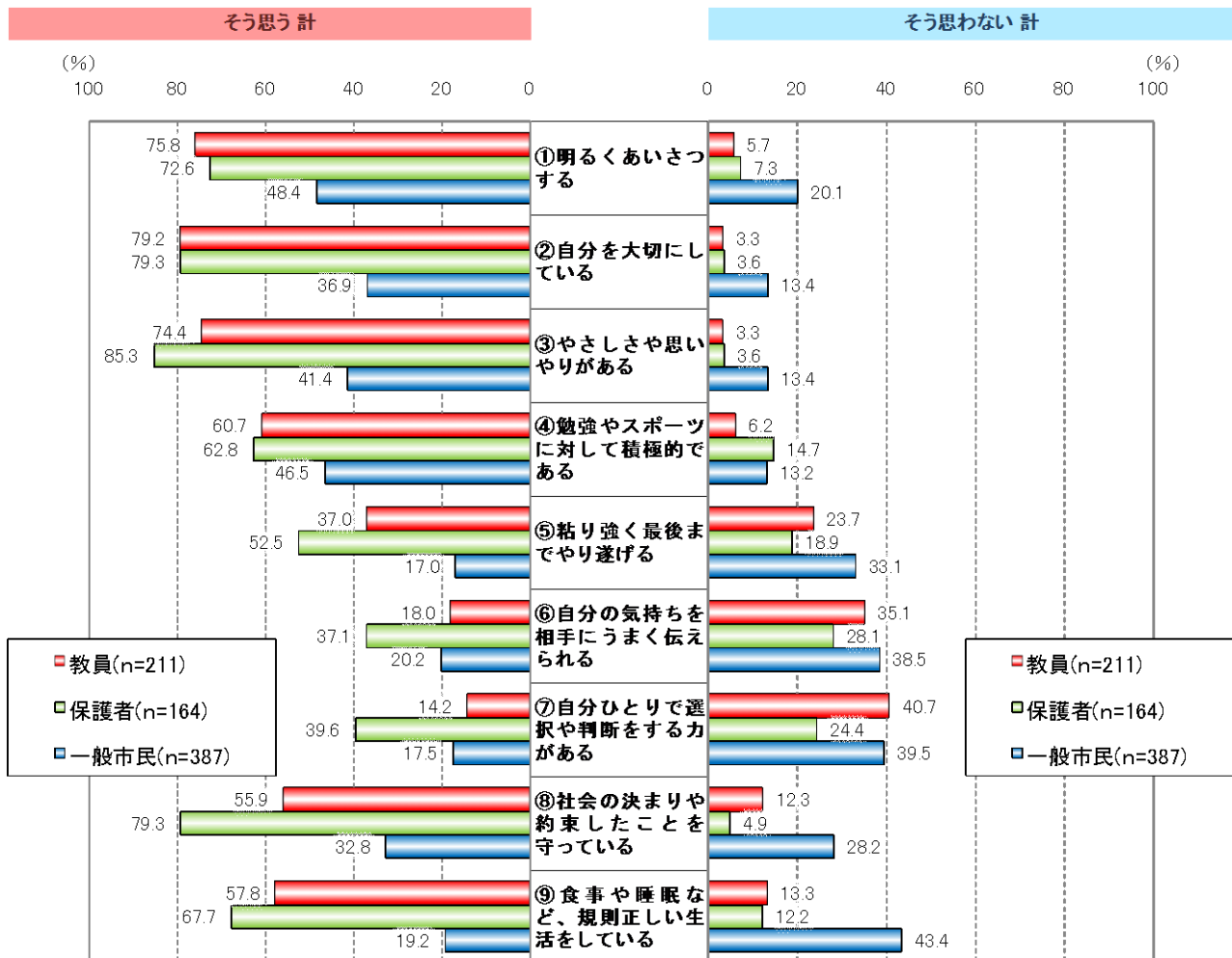


Ⅲ. 教育課題に関するアンケート調査結果（教員用、保護者用、一般市民用）の概要

1. 最近の子どもたちの様子

最近の子どもたちの様子について9つの項目別に尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』の割合が教員、保護者、一般市民のいずれも過半数を占めているのは、「明るくあいさつする」、「自分を大切にしている」、「やさしさや思いやりがある」、「勉強やスポーツに対して積極的である」、「粘り強く最後までやり遂げる」、「社会の決まりや約束したことを守っている」、「食事や睡眠など、規則正しい生活をしている」となっている。「自分の気持ちを相手にうまく伝えられる」、「自分ひとりで選択や判断をする力がある」は、『そう思う』の割合が先述の項目に比べて割合が低く、一方で「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」を合わせた『そう思わない』の割合が先述の項目に比べて高くなっていることから、これら2項目は地域の大人たちが最近の子どもたちに足りない部分と思っている様子がうかがえる。

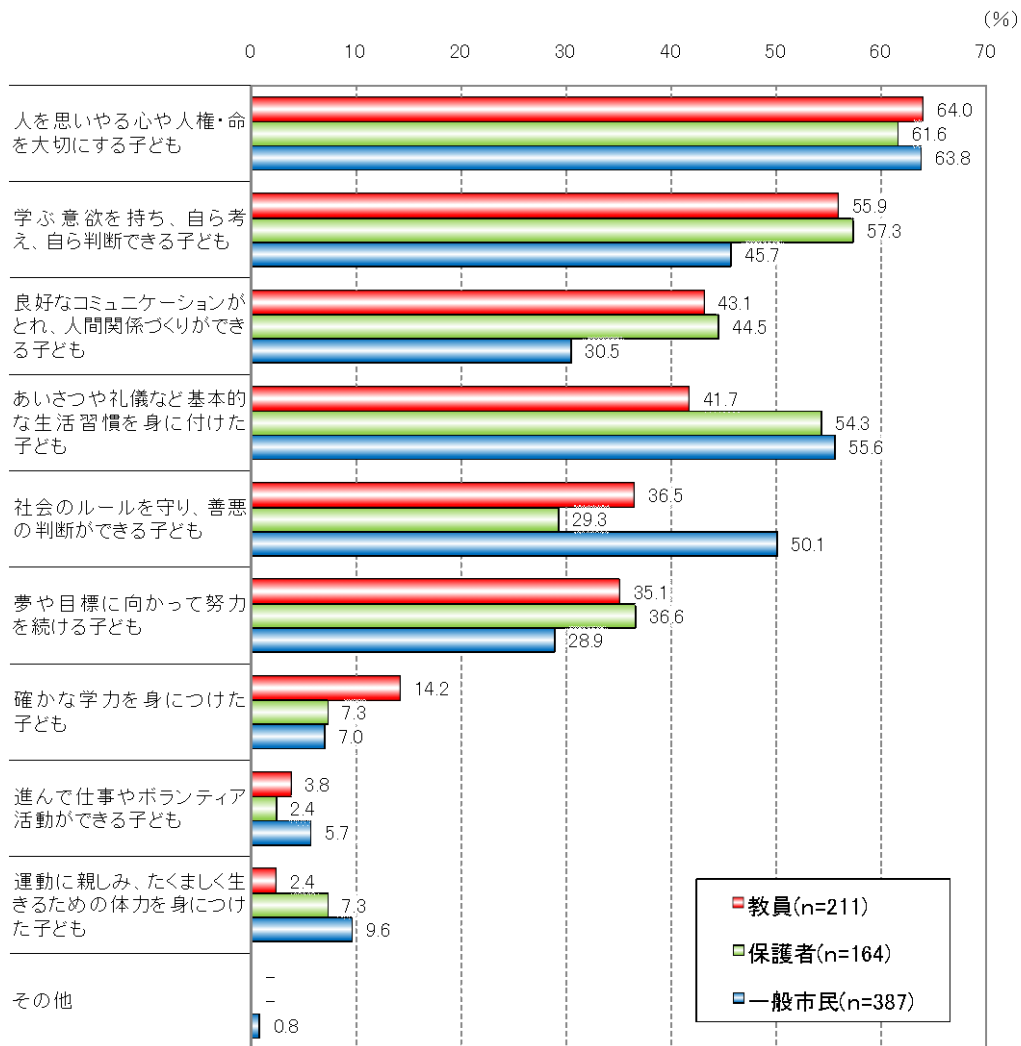
■最近の子どもの様子■



2. これからの子どもにどのように育ってほしいか

これからの子どもにどのように育ってほしいか尋ねたところ、教員、保護者、一般市民のいずれも「人を思いやる心や人権・命を大切に子ども」が最も多くなっている。また、「学ぶ意欲を持ち、自ら考え、自ら判断できる子ども」が教員と保護者で多くなっているほか、「あいさつや礼儀など基本的な生活習慣を身に付けた子ども」が保護者と一般市民で多くなっている。一般市民についてはさらに、「社会のルールを守り、善悪の判断ができる子ども」が多くなっている。

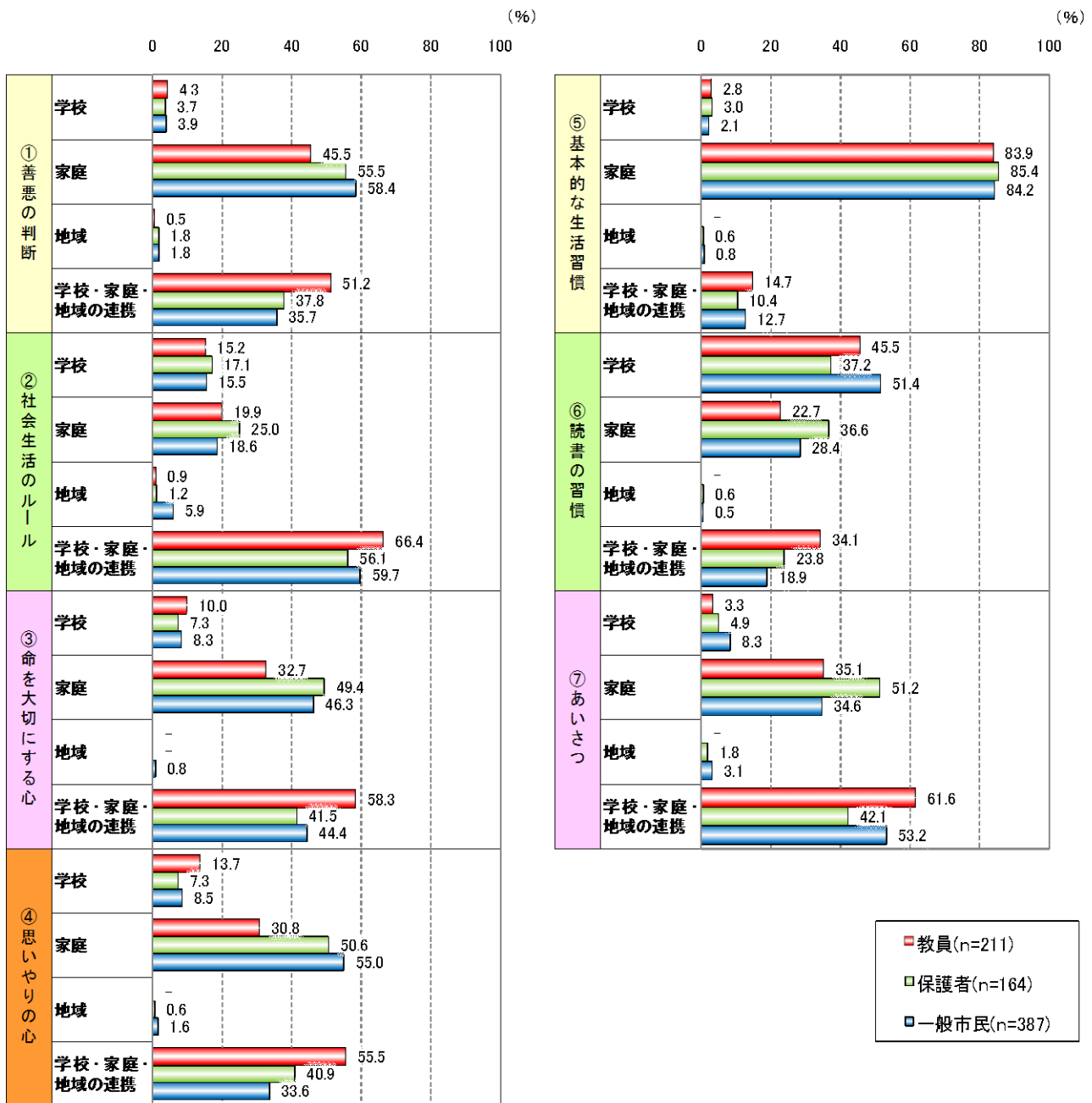
■これからの子どもにどのように育ってほしいか■



3. 子どもたちに身につけさせるものについて

子どもたちに身につけさせるものについて7つの項目別に尋ねたところ、“善悪の判断”、“命を大切に作る心”、“思いやりの心”、“あいさつ”は「家庭」と「学校・家庭・地域の連携」で大半を占めている。このうち、“善悪の判断”と思いやりの心”については教員で「学校・家庭・地域の連携」が半数以上となっているが、保護者と一般市民は「家庭」の方が上回っているほか、“あいさつ”については保護者で「家庭」が半数をこえて最も多くなっており、意識の違いがみられる。“基本的な生活習慣”は教員、保護者、一般市民のいずれも「家庭」が突出している。“社会生活のルール”は「学校・家庭・地域の連携」が最も多くなっている。“読書の週間”は「学校」が最も多く、次いで「家庭」と「学校・家庭・地域の連携」の順となっている。

■子どもたちに身につけさせるもの■

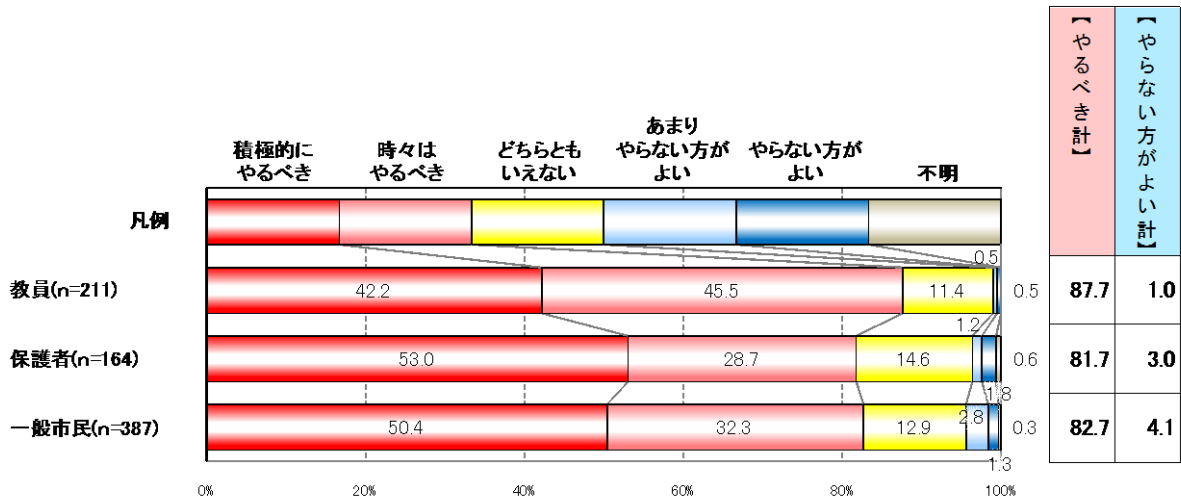


4. 家庭や地域の支援について

(1) 保護者や地域住民が学校で子どもたちの活動をサポートすることについて

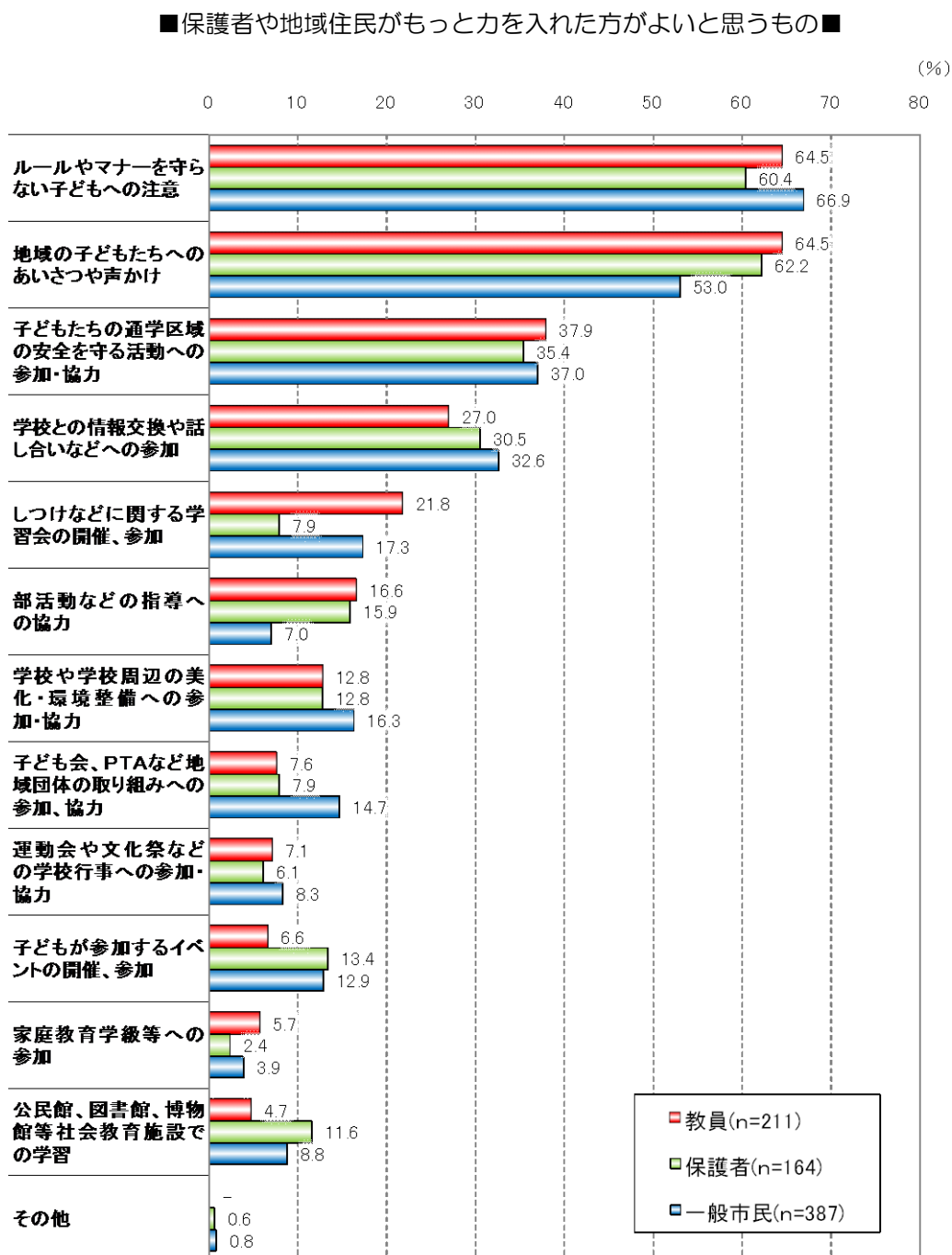
さまざまな専門知識や技術を持った保護者や地域住民の方々が、学校で子どもたちの活動をサポートすることについて尋ねたところ、「積極的にやるべき」と「時々はやるべき」を合わせた『やるべき』の割合は教員が87.7%、保護者は81.7%、一般市民は82.7%となっており、大半の教員や地域の大人たちが『やるべき』と考えている。

■保護者や地域住民が学校で子どもたちの活動をサポートすることについて■



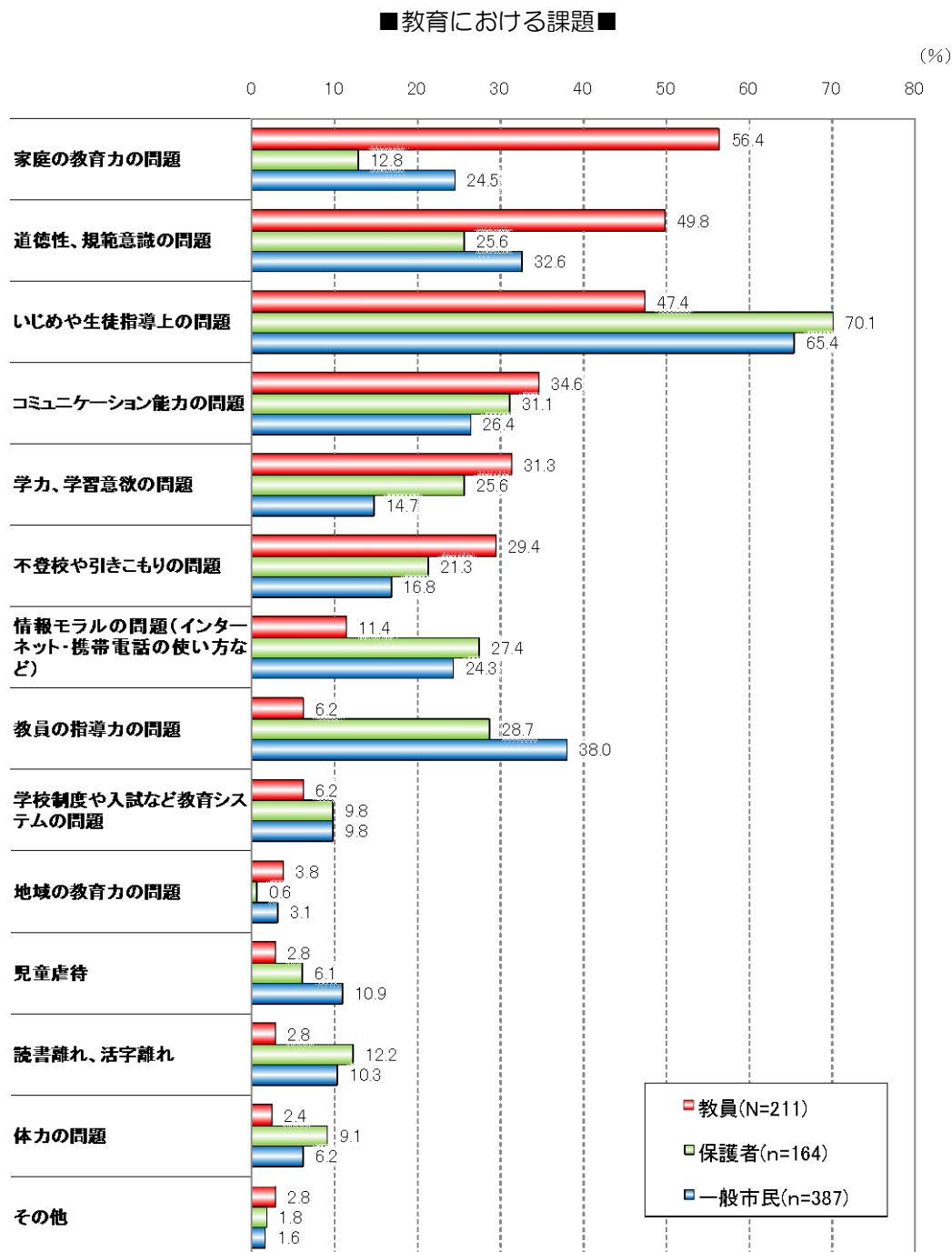
(2) 保護者や地域住民がもっと力を入れた方がよいと思うもの

保護者や地域住民の方々がもっと力を入れたほうがよいと思うものについて尋ねたところ、教員、保護者、一般市民のいずれも「ルールやマナーを守らない子どもへの注意」と「地域の子どもたちへのあいさつや声かけ」が多くなっている。



5. 教育における課題

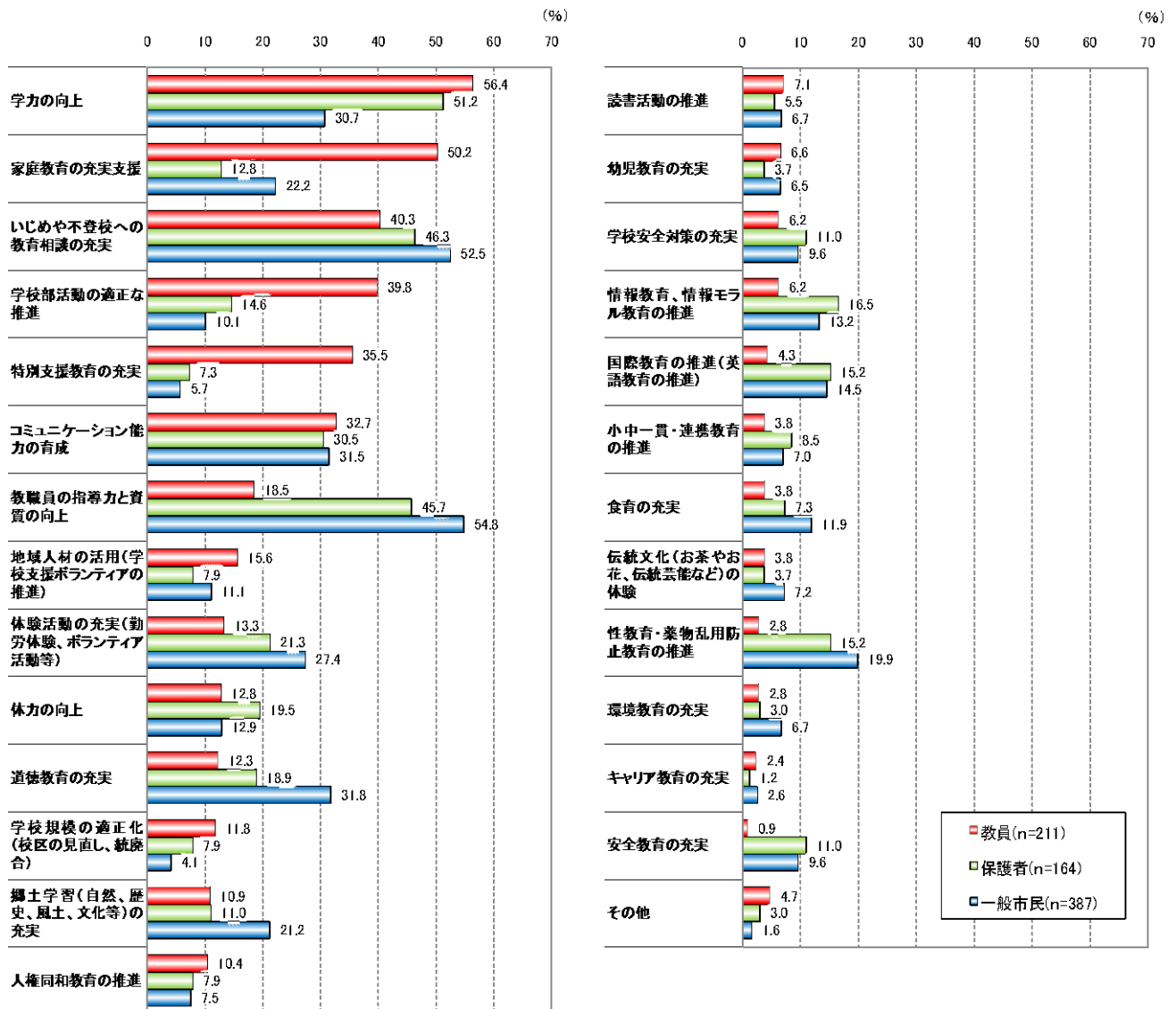
教育において特に大きな課題だと考えるものについて尋ねたところ、教員は「家庭の教育力の問題」(56.4%)が最も多く、次いで「道徳性、規範意識の問題」(49.8%)の順となっているのに対して、保護者および一般市民は「いじめや生徒指導上の問題」が最も多くなっており、地域の大人たちのいじめ問題に対する関心が高い様子が見える。



6. 八代市の学校教育に望むこと

今後の八代市の学校教育に望むことについて尋ねたところ、「学力の向上」が教員と保護者で多くなっているが、教員は「家庭教育の充実支援」が多くみられる一方、「教職員の指導力と資質の向上」が保護者と一般市民で多くなっており、教員と地域の大人たちで、それぞれの教育力の向上を求めている様子がうかがえる。この他、「いじめや不登校への教育相談の充実」が教員、保護者、一般市民のいずれも多くみられ、ここでもいじめ問題に対する関心の高さがうかがえる。

■八代市の学校教育に望むこと■

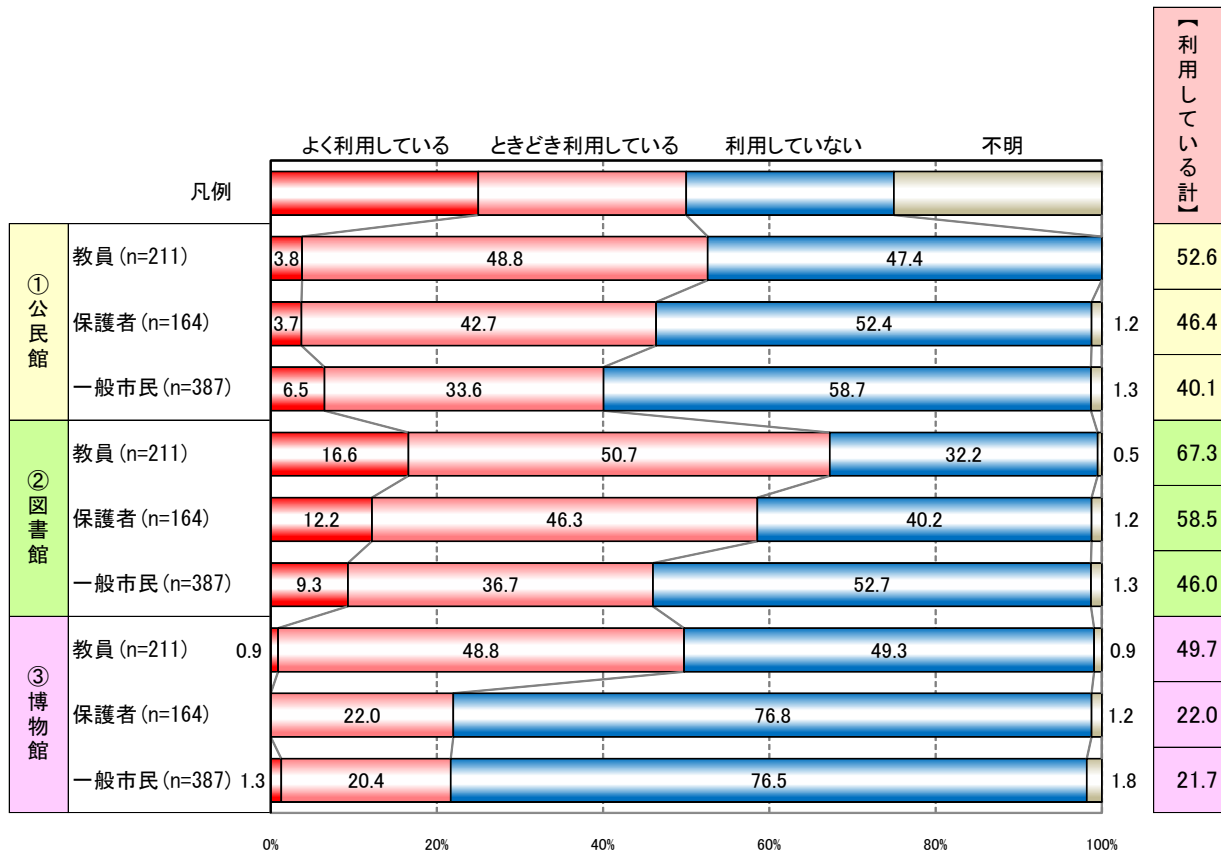


7. 八代市内の社会教育施設の利用状況

(1) 八代市内の社会教育施設の利用状況

八代市内の社会教育施設（公民館・図書館・博物館）の利用状況についてそれぞれ尋ねたところ、「よく利用している」と「ときどき利用している」を合わせた『利用している』の割合について、公民館が教員 52.6%、保護者 46.4%、一般市民 40.1%、図書館は教員 67.3%、保護者 58.5%、一般市民 46.0%、博物館は教員 49.7%、保護者 22.0%、一般市民 21.7%となっている。博物館の利用が保護者、一般市民で低い。

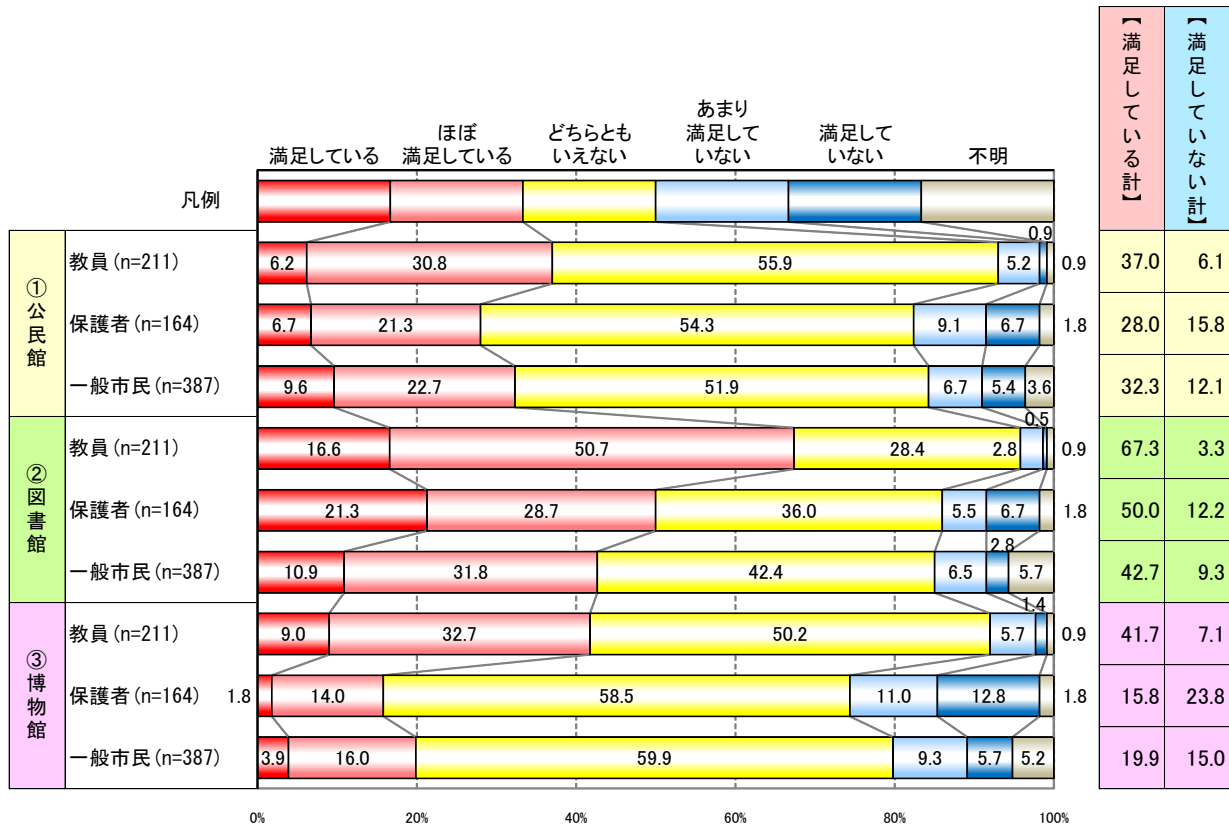
■八代市内の公民館・図書館・博物館の利用状況■



(2) 八代市内の社会教育施設の満足度

八代市内の社会教育施設（公民館・図書館・博物館）の満足度についてそれぞれ尋ねたところ、「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している』の割合は、公民館が教員 37.0%、保護者 28.0%、一般市民 32.3%、図書館は教員 67.3%、保護者 50.0%、一般市民 42.7%、博物館は教員 41.7%、保護者 15.8%、一般市民 19.9%となっている。先程の利用状況が少ないのと併せて、博物館の満足度は保護者、一般市民において低くなっている。

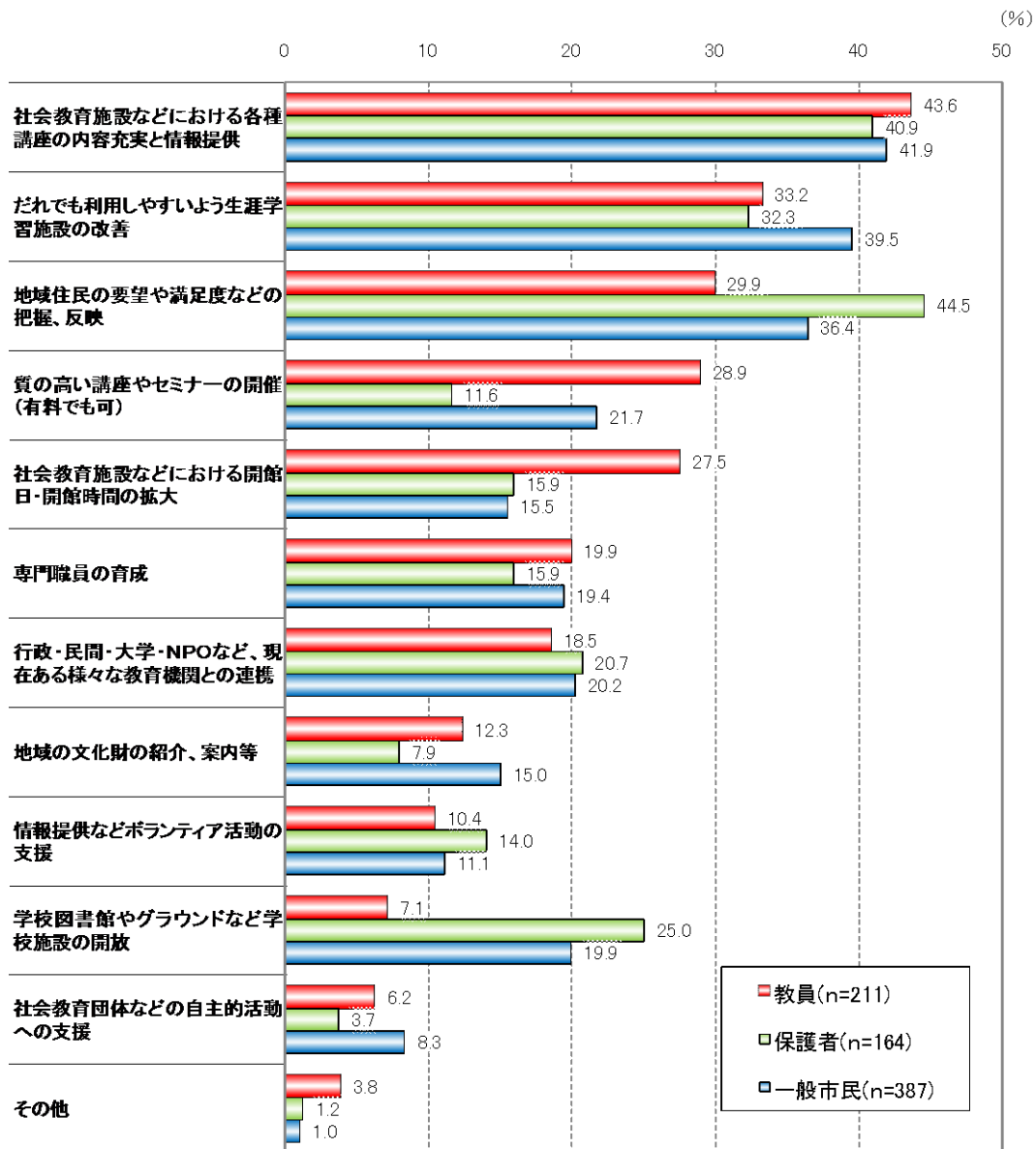
■ 八代市内の公民館・図書館・博物館の満足度 ■



8. 社会教育の充実のために力をいれるべきこと

社会教育の充実のために、八代市はどのようなことに力をいれるべきか尋ねたところ、教員、保護者、一般市民のいずれも「社会教育施設などにおける各種講座の内容充実と情報提供」が多くなっている。また、保護者は「地域住民の要望や満足度などの把握、反映」(44.5%)が最も多くなっている。一方、一般市民は「だれでも利用しやすいよう生涯学習施設の改善」(39.5%)が教員、保護者に比べて上回っており、生涯学習への関心が高い様子がうかがえる。

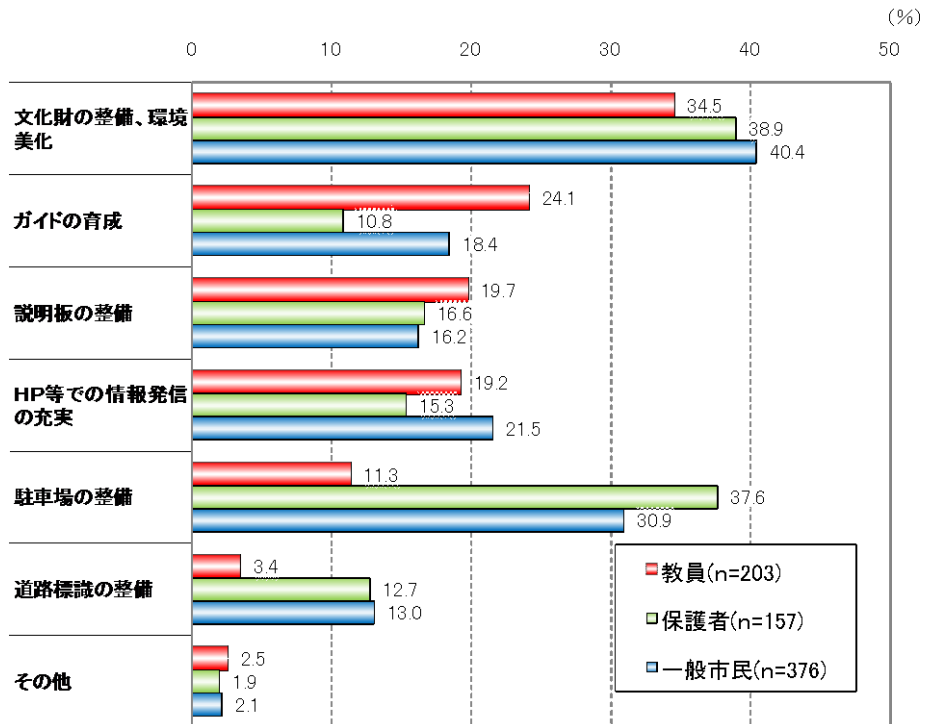
■社会教育の充実のために力をいれるべきこと■



9. 八代市内の文化財に対する期待

八代市内の文化財等に期待することについて尋ねたところ、教員、保護者、一般市民のいずれも「文化財の整備、環境美化」が多くなっている。また、保護者と一般市民は「駐車場の整備」に対する要望が多くみられることから、地域の大人たちが文化財に触れやすくなるための交通手段の確保を求めている様子が見えてくる。

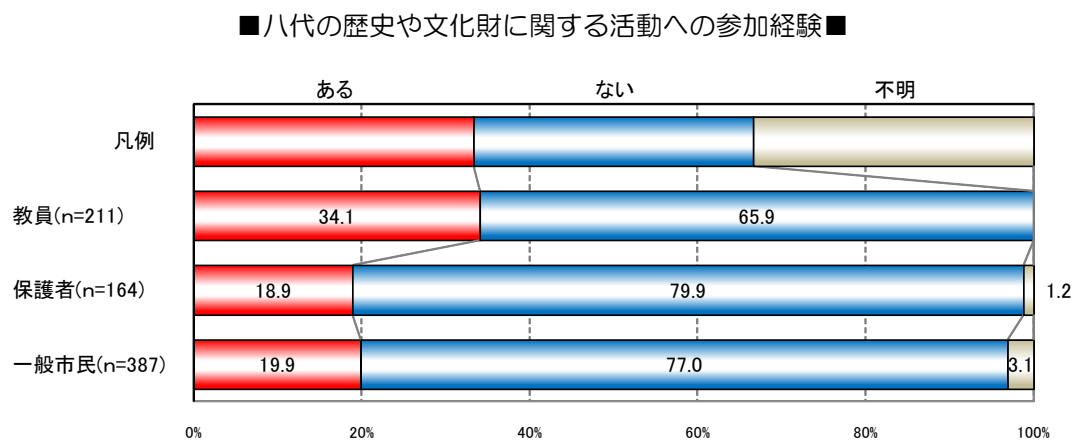
■八代市内の文化財等に対する期待■



10. 八代の歴史や文化財に関する活動について

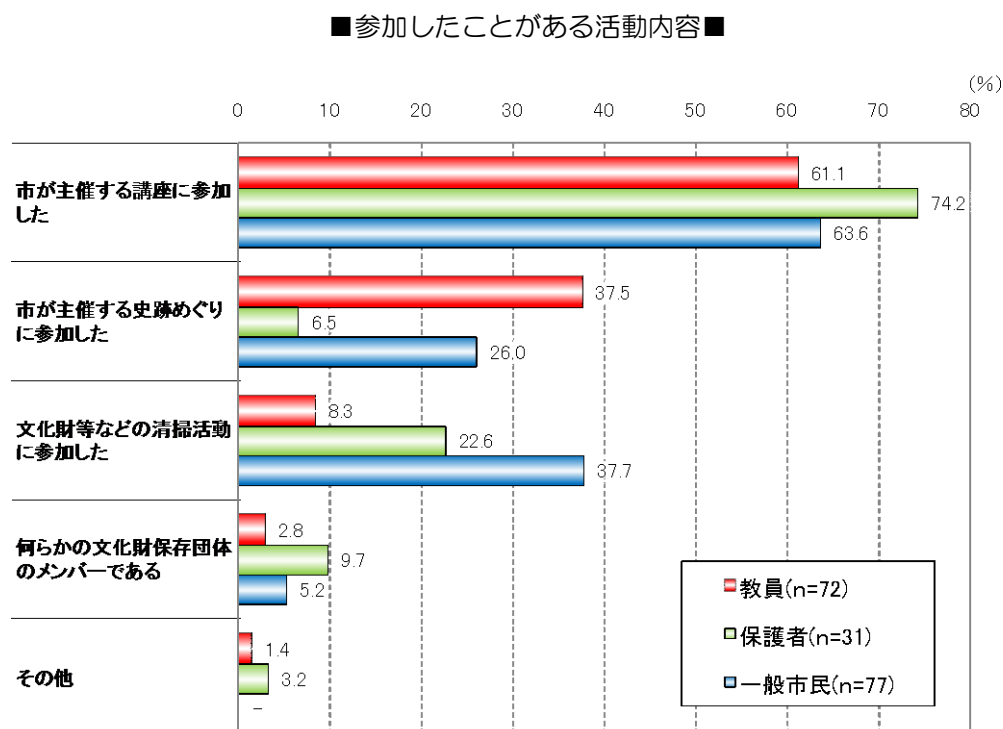
(1) 八代の歴史や文化財に関する活動への参加経験

八代の歴史や文化財に関する活動への参加経験について、「ある」と答えた割合は教員が34.1%、保護者は18.9%、一般市民は19.9%となっており、教員に比べて保護者、一般市民は参加経験が少なくなっている。



(2) 参加したことがある活動内容

参加したことがある歴史や文化財に関する活動について、最も多いのは教員、保護者、一般市民のいずれも「市が主催する講座に参加した」が最も多くなっている。



3. 教育委員会事務分掌

課かい名	事務分掌
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 条例、規則、規程等に関する事。 (3) 公示及び令達に関する事。 (4) 公印の管守に関する事。 (5) 市費職員の人事（幼稚園教員の人事を除く。）及び給与に関する事。 (6) 市費職員の研修に関する事。 (7) 市費職員服務及び福利厚生に関する事。 (8) 学校及び幼稚園予算の配当手続及び出納に関する事。 (9) 物品購入等の入札及び契約に関する事。 (10) 教育費に係る調査及び統計に関する事。 (11) 学校教育施設の使用に関する事。 (12) 奨学資金貸付金に関する事。 (13) 幼稚園就園奨励費に関する事。 (14) 学校及び幼稚園の給食運営に関する事。 (15) 学校給食に従事する職員の研修に関する事。 (16) 学校給食会に関する事。 (17) 給食センターの運営に関する事。 (18) 学校、幼稚園及び給食センターの給食設備に関する事。 (19) 部内の企画・管理調整業務に関する事。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校及び幼稚園の管理運営、教育課程及び教育指導に関する事。 (2) 学校及び幼稚園の学級編制並びに教職員人事に関する事。 (3) 園児、児童及び生徒の就園、就学及び転出入に関する事。 (4) 就学援助及び特別支援教育の就学奨励に関する事。 (5) 教科用図書その他教材の取扱いに関する事。 (6) 学校及び幼稚園の教職員の服務及び研修に関する事。 (7) 学校人権教育に関する事。 (8) 教育サポートセンターとの連携に関する事。 (9) 園児、児童、生徒及び教職員の保健及び安全に関する事。 (10) 日本スポーツ振興センターに関する事。 (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (12) 適応指導教室の運営に関する事。
教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校及び幼稚園の設置、保全管理及び廃止に関する事。 (2) 学校及び幼稚園の計画及び申請に関する事。 (3) 教育財産の取得及び処分の手続に関する事。 (4) 教育関係土地建物の貸借契約に関する事。 (5) 教育施設の工事の設計、施工及び監督に関する事。

課かい名	事務分掌
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育に係る総合的計画及び資料収集に関すること。 (2) 社会教育委員会に関すること。 (3) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。 (4) 社会教育団体に関すること。 (5) 各種社会教育学級の開設及び講座、講演等に関すること。 (6) 青少年及び成人教育に関すること。 (7) 生涯学習推進体制の整備に関すること。 (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。 (9) 公民館事業の企画及び運営に関すること。 (10) 公民館の維持管理に関すること。 (11) 社会人権同和教育に関すること。 (12) 人権政策課及び学校人権教育との連携及び相互協力に関すること。 (13) 図書館との連絡調整に関すること。 (14) 博物館との連絡調整に関すること。 (15) 文化に関する事務の市長部局との連絡調整及び文化財保護に関すること。 (16) スポーツに関する事務の市長部局との連絡調整に関すること。
教育サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育に係る専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。 (2) 教育関係の図書及び資料の収集及び活用に関すること。 (3) 教育関係職員の研修に関すること。 (4) 教育に係る相談に関すること。 (5) その他教育委員会が必要と認める事業
図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館の運営上の企画及び立案に関すること。 (2) 分館及び分室の運営に関すること。 (3) 施設の維持管理に関すること。 (4) 統計及び広報に関すること。 (5) 集会室、展示コーナー等の利用許可に関すること。 (6) 図書館資料の収集及び整理保存に関すること。 (7) 図書館資料の利用に関すること。 (8) 読書案内並びに調査及び研究の援助に関すること。 (9) 移動図書館及び貸出文庫の巡回に関すること。 (10) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の行事に関すること。 (11) 他の図書館、学校、博物館、公民館、研究室等との協力及び活動の援助に関すること。
博物館未来の森ミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 博物館運営上の企画及び立案に関すること。 (2) 博物館施設等の維持管理及び利用許可に関すること。 (3) 観覧料及び使用料に関すること。 (4) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。 (5) 博物館資料の特別利用及び館外貸出しに関すること。 (6) 博物館資料に係る説明並びに目録、報告書等の作成及び配布に関すること。 (7) 展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。 (8) 博物館事業の普及及び広報に関すること。 (9) 他の博物館、図書館、公民館、学校その他関係機関との協力及び活動の援助に関すること。

4. 教育費（教育委員会関係分）予算の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
1. 教育総務費	579,770	13.7	531,507	13.3	550,072	15.1	559,064	15.7	571,613	15.2
教育委員会費	3,516		3,468		3,477		3,433		3,411	
事務局費	454,537		395,557		423,574		428,856		450,880	
教育研究所費	30,427		30,583		31,366		33,258		26,338	
特別支援教育推進費	1,480		1,450		1,264		1,236		1,549	
学校保健費	89,810		100,449		90,391		92,281		89,435	
2. 小学校費	1,271,164	30.1	639,982	16.0	646,893	17.8	736,899	20.7	745,120	19.8
学校管理費	476,789		467,389		436,823		515,554		476,112	
教育振興費	172,407		172,593		210,070		219,345		262,732	
学校建設費	621,968		0		0		2,000		6,276	
3. 中学校費	623,237	14.8	1,110,722	27.8	691,248	19.0	531,249	14.9	765,863	20.3
学校管理費	306,291		263,425		256,105		251,523		333,040	
教育振興費	232,646		215,553		249,716		248,703		259,053	
学校建設費	84,300		631,744		185,427		31,023		173,770	
4. 特別支援学校費	43,573	1.0	45,448	1.1	41,167	1.1	38,787	1.1	43,311	1.2
学校管理費	37,328		38,416		32,835		30,155		34,128	
教育振興費	6,245		7,032		8,332		8,632		9,183	
5. 幼稚園費	242,368	5.7	229,829	5.8	242,337	6.6	259,567	7.3	225,156	6.0
幼稚園費	242,368		229,829		242,337		259,567		225,156	
6. 学校給食費	611,745	14.5	601,769	15.1	597,115	16.4	590,016	16.6	587,511	15.6
学校給食費	611,745		601,769		597,115		590,016		587,511	
7. 社会教育費	850,680	20.2	835,460	20.9	872,403	24.0	846,224	23.7	826,425	21.9
社会教育総務費	173,678		161,903		147,274		138,122		140,814	
公民館費	229,736		227,719		288,992		272,308		258,727	
図書館費	165,109		174,772		172,997		184,283		190,213	
博物館費	152,420		148,326		145,944		140,090		130,917	
文化財保護費	129,737		122,740		117,196		111,421		105,754	
合 計	4,222,537	100.0	3,994,717	100.0	3,641,235	100.0	3,561,806	100.0	3,764,999	100.0

6. 耐震化個別実施計画

工事実施	番号		学校名	建物区分	棟番号	構造	階数	現在の面積	改築後の面積	建築年月	Is値	Q値	耐震診断結果(改築・補強)	耐震化実施年度					
	通し	年度												Is順	H23	H24	H25	H26	H27
22	1	1	1	八代小	体育館	8	S	2	938	1,215	S40.06	0.01	0.02	改築	改築工事				
	2	2	18	麦島小	体育館	3	S	2	969	1,215	S39.06	0.22	0.68	改築	改築工事				
	3	3	5	昭和小	体育館	10-1	S	2	424	894	S47.03	0.13	0.41	補強	改築工事				
	4	4	15	種山小	体育館	6	S	1	533		S52.01	0.20	0.36	補強	補強工事				
	5	5	16	七中	校舎	12-1	RC	3	1,294		S53.02	0.21	0.87	補強	補強工事				
23 3次 補正	6	1	9	泉中	体育館	5-1	RC,S	2	750	1,450	S43.12	0.17	0.53	改築					
	7	2	10		柔道場	5-2	RC,S	2	190		S43.12	0.33	0.69	改築	実施設計	改築工事			
	8	3	58		校舎(技術)	2	S	1	202	200	S44.11	0.48	1.47	改築					
	9	4	19		給食室(解体)	7	S	1	374		S41.03	0.22	0.68	改築					
	10	5	2	有佐小	渡廊下	11	S	2	37		S56.11	0.11	0.45	改築	実施設計	改築工事			
	11	6	13	日奈久中	体育館	2	S	2	814		S42.03	0.20	0.62	補強	実施設計	補強工事			
	12	7	17	八千把小	体育館	32	RC	2	935		S56.03	0.21	0.63	補強	実施設計	補強工事			
	13	8	20	代陽小	体育館	24-1	S	2	1,046		S49.11	0.22	0.70	補強	実施設計	補強工事			
	14	9	21	日奈久小	体育館	17	S	2	590		S50.03	0.23	0.70	補強	実施設計	補強工事			
	15	10	22	二見中	体育館	8-1	S	2	568		S45.03	0.24	0.72	補強	実施設計	補強工事			
	16	11	11	七中	体育館	4	S	2	642	1,138	S43.03	0.18	0.56	改築	実施設計	改築工事			
	17	12	24	弥次分校	体育館	6-1	S	2	403		S53.03	0.28	0.86	補強	実施設計	補強工事			
24	18	1	35	一中	校舎	1-1	RC	3	627		S44.06	0.38	1.66	補強					
	19	2	36		校舎	1-2	RC	3	1,089		S45.03	0.38	1.66	補強	実施設計	補強工事			
	20	3	37		校舎	1-3	RC	3	513		S46.03	0.38	1.66	補強					
	21	4	38		校舎	2	RC	2	91		S45.03	0.49	1.69	補強					
	22	5	39		校舎	3	RC	2	12		S45.03	0.49	1.69	補強					
	23	6	44	泉中	校舎	1-1	RC	3	1,335		S40.06	0.40	1.43	補強		実施設計	補強工事		
	24	7	45		校舎	1-2	S	3	1,408		S40.11	0.40	1.43	補強					
25	25	1	3	金剛小	校舎	17-1	S	2	823		S49.12	0.12	0.16	改築		実施設計	改築工事1期工事	改築工事2期工事	
	26	2	4		校舎	17-2	S	2	763		S49.12	0.12	0.16	改築		実施設計			
	27	3	6	金剛小	校舎	21-1	S	2	414		S51.02	0.13	0.18	改築		実施設計	1期工事	2期工事	
	28	4	12	四中	体育館	2-1	S	2	606		S44.04	0.18	0.54	補強	実施設計	改築工事			
26	29	1	23	代陽小解体	校舎	4	RC	2	718		T12.11	0.26	1.20	改築		実施設計	解体工事		
	30	2	25	坂本中	柔剣道場	14	S	1	418		S55.03	0.30	0.93	補強	実施設計		補強工事		
	31	3	28		校舎(技術)	3	S	1	345		S50.02	0.34	1.04	補強	実施設計		補強工事		
	32	4	26	八千把小	校舎	31-1	RC	4	1,567		S56.03	0.33	1.13	補強	実施設計		補強工事		
	33	5	29		校舎	29-1	RC	3	1,674		S53.03	0.35	1.49	補強		実施設計	補強工事		
	34	6	27	宮地東小	体育館	10-1	S	2	296		S47.03	0.34	1.04	補強		実施設計	補強工事		
	35	7	30	宮地小	体育館	12-1	S	2	441		S47.03	0.36	1.12	補強		実施設計	補強工事		
	36	8	32	太田郷小	校舎	7	RC	3	677		S43.10	0.37	1.33	補強		実施設計	補強工事		
	37	9	33		校舎	26	RC	3	2,060		S54.02	0.37	1.33	補強		実施設計	補強工事		
	38	10	34	二中	校舎	26	RC	3	1,599		S53.09	0.37	1.33	補強	実施設計		補強工事		
	39	11	42	高田小	校舎	20	RC	3	3,103		S57.03	0.38	1.03	補強		実施設計	補強工事		
	40	12	43	二見小	体育館	6-1	S	2	419		S43.07	0.39	1.19	補強		実施設計	補強工事		
	41	13	50	七中	校舎	14	RC	3	1,577		S55.03	0.41	1.83	補強		実施設計	補強工事		
	42	14	52	金剛小	体育館	14-1	S	2	605		S45.03	0.43	1.31	補強		実施設計	補強工事		
	43	15	46	一中	校舎	4	RC	3	627		S46.03	0.41	1.79	補強					
	44	16	47		校舎	20-1	RC	3	1,097		S47.03	0.41	1.79	補強	実施設計		補強工事		
	45	17	48		校舎	20-2	RC	2	97		S47.03	0.59	2.09	補強					
	46	18	49		校舎	20-4	S	2	66		S54.07	0.41	1.79	補強					
	47	19	68	六中	校舎	15	RC	3	2,113		S54.02	0.53	1.93	補強		実施設計	補強工事		
27	48	1	40	松高小	校舎	19	RC	3	2,057		S54.03	0.38	1.43	補強		実施設計		補強工事	
	49	2	51	二見中	校舎	18	RC	3	866		S56.05	0.42	1.49	補強		実施設計		補強工事	
	50	3	53	一中	校舎	23	RC	3	964		S49.03	0.45	1.60	補強		実施設計		補強工事	
	51	4	54		校舎	27	RC	3	756		S52.03	0.45	1.60	補強					
	52	5	72	千丁小	校舎	1-1	RC	3	1,333		S34.03	0.59	2.03	補強					
	53	6	55		校舎	1-2	RC	3	1,638		S35.03	0.47	1.67	補強		実施設計		補強工事	
	54	7	56		校舎	1-3	RC	3	1,317		S36.03	0.47	1.67	補強					
	55	8	57	龍峯小	体育館	14	S	1	496		S51.01	0.47	1.46	補強		実施設計		補強工事	
	56	9	69		校舎	18-1	RC	3	1,622		S55.03	0.54	1.93	補強		実施設計		補強工事	
	57	10	59	鏡小	給食室	13	S	1	246		S54.02	0.48	1.48	補強		実施設計		補強工事	
	58	11	60	六中	体育館	3	S	2	642		S41.03	0.49	1.51	補強		実施設計		改築工事	
	59	12	61	太田郷小	校舎	25	RC	3	1,373		S53.02	0.49	1.79	補強		実施設計		補強工事	
	60	13	62	東陽中	校舎	1-1	RC	3	1,300		S45.03	0.50	1.73	補強					
	61	14	63		校舎	1-2	RC	3	668		S45.09	0.50	1.73	補強		実施設計		補強工事	
	62	15	70	代陽小	校舎	42-1	RC	3	1,778		S55.03	0.56	1.33	補強		実施設計		補強工事	
	63	16	71	郡築小	校舎	15-1	RC	3	2,469		S56.03	0.56	1.29	補強		実施設計		補強工事	
	64	17	73	日奈久小	校舎	20-1	RC	3	1,785		S53.08	0.47	1.69	補強		実施設計		補強工事	
	65	18	74	東陽中	技術室他	2	S	2	431		S45.09	0.63	0.82	補強		実施設計		補強工事	
	66	19	75	四中	校舎	13-2	RC	3	1,169		S54.02	0.64	2.19	補強		実施設計		補強工事	
67	20	76		校舎	13-1	RC	3	784		S52.03	0.64	2.19	補強						
養護学校														基本構想	基本・実施設計	1期工事	2期工事	3期工事	

※H24～25年度体育館補強工事

7. 学級給食施設

(1) 学校給食

① 単独調理校

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

学校名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
代陽小学校	八代養護学校、 代陽幼稚園	北の丸町 1-7	S 54	230 m ²	680 食
八竜小学校		坂本町荒瀬 6544	H14	152 m ²	118 食
鏡小学校		鏡町鏡村 609-1	S 53	246 m ²	332 食
鏡西部小学校		鏡町野崎 217-1	S 54	87 m ²	57 食
有佐小学校		鏡町中島 1360-1	S 56	143 m ²	128 食
文政小学校		鏡町両出 1371-1	S 57	202 m ²	319 食
泉第八小学校		泉町縦木 137-4	S 59	27 m ²	14 食
坂本中学校		坂本町荒瀬 6000	H17	111 m ²	111 食
鏡中学校		鏡町内田 1038-1	H11	272 m ²	436 食

② 給食センター

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

センター名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
麦島学校 給食センター	植柳小、麦島小、三 中、植柳幼、麦島幼	迎町 1 丁目 16 号 1-3	S 57	629 m ²	1,267 食
南部学校 給食センター	高田小、金剛小、弥 次分校、敷川内分 校、日奈久小、二見 小、五中、六中、日 奈久中、二見中	大福寺町 2561	S 60	886 m ²	1,618 食
西部学校 給食センター	松高小、八千把小、 浜分校、八代小、郡 築小、昭和小、四 中、七中、松高幼	郡築九番町 66-12	H1	1,143 m ²	3,222 食
中部学校 給食センター	太田郷小、宮地小、 宮地東小、龍峯小、 一中、二中、八中、 太田郷幼	島田町 1291-1	H5	1,214 m ²	2,501 食
千丁学校 給食センター	千丁小、千丁中、千 丁幼	千丁町 新牟田 1357-2	H12	687 m ²	722 食
東陽学校 給食センター	種山小、内の木場分 校、河俣小、泉第一 小、泉第二小、東陽 中、泉中	東陽町南 3416-2	H11	434 m ²	370 食

③給食費

ア・単独調理校

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

学校名及び園名	月額・回数	学校名及び園名	月額・回数
代陽幼稚園	3,200円×11回	泉第八小学校	3,000円×11回
代陽小学校	4,100円×11回	坂本中学校	5,000円×11回
八竜小学校	4,000円×10回	鏡中学校	5,000円×9回
鏡小学校	4,000円×11回	八代養護学校	小学部4,100円×11回 中学部4,800円×11回 高等部4,800円×11回
鏡西部小学校	4,000円×11回		
有佐小学校	4,100円×11回		
文政小学校	4,000円×11回		

イ. 給食センター

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

センター名	幼稚園	小学校	中学校
麦島学校給食センター	3,200円×11回	4,100円×11回	4,800円×11回
南部学校給食センター	3,200円×11回	4,100円×11回	4,800円×11回
西部学校給食センター	3,200円×11回	4,100円×11回	4,800円×11回
中部学校給食センター	3,200円×11回	4,100円×11回	4,800円×11回
千丁学校給食センター	3,350円×11回	3,900円×11回	4,400円×11回
東陽学校給食センター		4,000円×11回	4,500円×11回

(2) 財団法人八代市学校給食会

設立 昭和 58 年 3 月 28 日

事務所 八代市島田町 1291-1

目的 八代市における学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、地域社会の食生活の改善に寄与すること。

事業 ①八代市における学校給食の調理及び配送に関する事業

②学校給食用物資の調達に関する事業

③各種団体等に対する食生活の指導に関する事業

④学校給食の実施に必要な調査・研究に関する事業

⑤その他この法人の目的を達成するため必要な事業

役員 (任期 2 年)

理事 9 人～15 人以内 (会長 1、副会長 2、常務理事 1)

監事 2 人

評議員 10 人～15 人以内

8. 児童・生徒の体格（平成23年度）

○ 全国・県平均値とも上回る項目

▼ 全国・県平均値とも下回る項目

区分	項目 年齢	身長(cm)			体重(kg)			座高(cm)			
		全国	県	八代市	全国	県	八代市	全国	県	八代市	
男子	小学校	6	116.6	116.2	116.3	21.3	21.3	21.3	64.9	64.7	○65.0
		7	122.5	122.4	▼122.1	24.0	24.3	▼23.9	67.7	67.8	67.4
		8	128.2	128.0	▼127.9	27.0	27.3	○27.4	70.2	70.3	○70.4
		9	133.5	133.3	▼132.7	30.3	30.8	30.3	72.6	72.7	72.2
		10	138.8	138.8	138.8	33.8	34.2	34.1	74.9	75.0	75.0
		11	145.0	145.4	▼144.9	38.0	38.9	38.4	77.6	78.0	77.7
	中学校	12	152.3	152.2	▼151.9	43.8	44.0	▼43.3	81.2	81.2	81.2
		13	159.6	159.2	159.4	49.0	48.8	▼48.2	84.9	84.6	○85.0
		14	165.1	164.3	▼164.0	54.2	53.6	▼53.0	88.1	87.7	87.5
女子	小学校	6	115.6	115.7	○115.8	20.8	21.2	○21.4	64.4	64.5	○64.9
		7	121.6	121.4	121.5	23.4	23.4	○23.7	67.2	67.1	○67.3
		8	127.4	128.1	▼127.3	26.4	27.0	26.7	69.9	70.3	70.0
		9	133.5	134.1	▼133.2	29.8	30.4	30.2	72.7	73.0	72.8
		10	140.2	139.7	139.8	34.0	33.9	○34.4	75.9	75.8	75.7
		11	146.7	146.4	○147.2	38.8	39.1	○39.7	79.2	78.8	○79.7
	中学校	12	151.9	151.6	▼151.0	43.6	44.4	44.0	82.1	82.1	○82.2
		13	155.0	154.7	▼154.2	47.1	47.7	47.7	83.9	83.9	83.7
		14	156.6	156.0	156.3	49.9	50.0	○50.9	84.9	84.6	84.8

9. 研究指定校・園（平成20～25年度）

委嘱・指定	研究内容	研究年度	学校名
市	食育体験推進校	20	鏡西部小学校 第八中学校
県・市	「生きる力」を育む研究指定事業	20-21	第二中学校
文科省・県・市	生徒指導総合連携推進事業	20-21	高田小学校 第五中学校
県・市	健康教育研究発表校	20-21	文政小学校
市	学力向上研究発表校	20-21	有佐小学校
市	学力充実研究発表校	20-21	泉一小学校
租税教育推進 協議会	租税教育実践委嘱校	20-21	千丁中学校
市	食育体験推進校	21	郡築小学校 八代養護学校
文科省・県・市	外国語活動における教材の効果的活用に関する実践研究事業	21-22	松高小学校
市	学力充実研究指定校	21-22	千丁中学校
市	保護者・地域連携研究	21-22	太田郷幼稚園
市	健康教育研究指定校	21-22	二見中学校
市	食育体験推進校	22	龍峯小学校 東陽中学校
文科省・県・市	子どもたちの自立支援事業	22-23	金剛小学校 第六中学校
県・市	「生きる力」を育む研究指定校	22-23	第一中学校
県・市	基礎学力向上システム推進事業	22-23	鏡小学校
租税教育推進 協議会	租税教育実践委嘱校	22-23	坂本中学校
市	食育体験推進校	23	昭和小学校 第三中学校
文科省・県・市	人権教育研究指定校事業	23-24	代陽小学校
県・市	熊本県教育委員会指定学校体育・健康教育関係研究推進校	23-24	鏡中学校
市	幼・保、小、中連携研究	23-24	千丁幼稚園
市	子どもの体力向上実践事業	23-24	種山小学校
県・市	道徳教育総合支援事業研究指定 （「熊本の心」「心のノート」活用事業）	24	昭和小学校
市	食育体験推進校	24	日奈久小学校
市	「健康教育推進園」育成事業	24	松高幼稚園
文科省・県・市	確かな学力の育成に係る実践的調査研究	24-25	郡築小学校

10. 教育サポートセンター作成資料

野外活動ガイド〈 やつしろ 行って見マップ 〉



- 仕様：A4判カラー 26ページ
- 内容：八代市内の身近な公園や公共施設、史跡などを紹介
- 対象：小学1年～6年
- 活用：家庭や生活科、社会科、総合的な学習の時間など

社会科学習資料集〈 わたしたちの八代市 〉



- 仕様：A4判カラー 42ページ
- 内容：八代市の地理、産業などを紹介
- 対象：小学3・4年
- 活用：社会科や総合的な学習の時間など

歴史・文化財資料集〈 史跡めぐり やつしろ 〉



- 仕様：B5判カラー 23ページ
- 内容：八代市の史跡、文化財などを紹介
- 対象：小学6年
- 活用：社会科や総合的な学習の時間（郷土学習）など

環境教育副読本〈 未来につなごう 美しき八代 〉



- 仕様：A4判カラー 20ページ
- 内容：八代市の海、河川、山林、環境保護活動などを紹介
- 対象：小学5・6年
- 活用：社会科や総合的な学習の時間（環境学習）など

11. 就学援助

要保護・準要保護児童生徒就学援助費

【事業の目的】

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費・通学費・修学旅行費等の経費を援助し、円滑な就学を図ることを目的としている。経済的援助を行うことにより、児童生徒の教育の機会均等を図り、学習権を保障するとともに健全な成長を期待するものである。

【制度の概要】

「八代市就学援助要項」に基づき、八代市に住所を有し、小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯を対象とし、就学に必要な費用の援助を行う。

【実績及び見込】

- 実績及び見込額（学用品費等） (単位：千円)

	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込
小学校	17,233	20,125	19,382	18,340
中学校	29,009	28,416	28,690	31,357

*各学年の認定者数のばらつきにより、支給総額が増減する（修学旅行実施学年の認定者数が多い場合は支給額が増加する等）

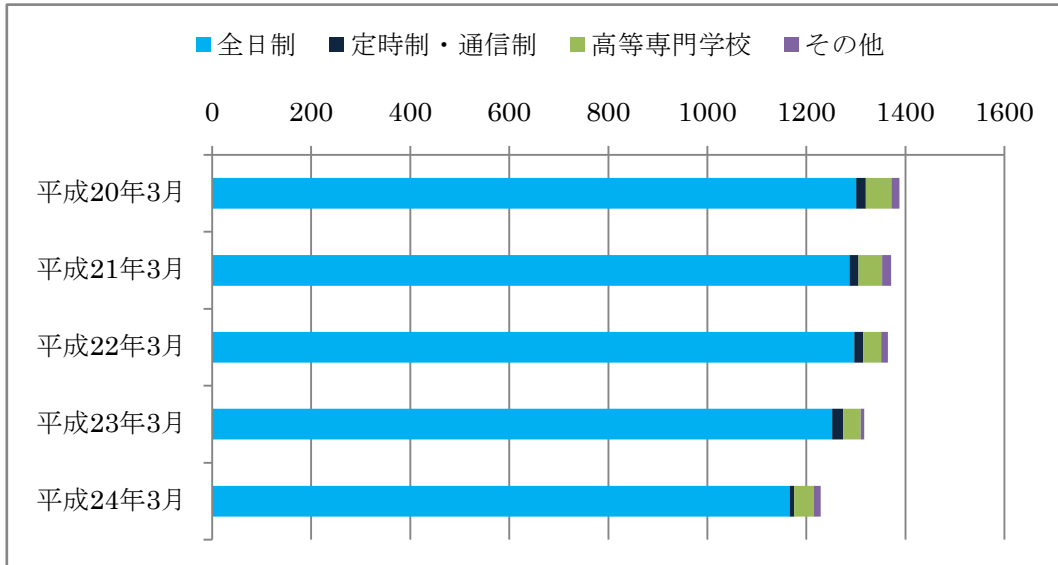
- 実績及び見込み額（医療費） (単位：千円)

	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込
小学校	3,107	3,025	3,496	3,486
中学校	1,574	1,254	1,596	1,497

準要保護認定者数推移及び平成24年度認定者見込数

	H21	H22	H23	平成24年度 見込者数
小学校	836	917	948	973人
中学校	544	576	574	596人

12. 中学校卒業生の進路状況



13. 社会教育施設・社会教育施設利用者数調べ

<公民館施設（条例公民館）一覧>

名称	位置
八代市公民館	八代市千丁町新牟田1502番地1(生涯学習課内)
〃 代陽公民館	〃 西松江城町2番18号
〃 八代公民館	〃 新地町6番3号
〃 太田郷公民館	〃 井上町601番地1
〃 植柳公民館	〃 植柳下町4251番地2
〃 麦島公民館	〃 古城町2259番地
〃 松高公民館	〃 永碓町754番地2
〃 八千把公民館	〃 上野町1193番地1
〃 高田公民館	〃 本野町505番地
〃 金剛公民館	〃 揚町800番地2
〃 郡築公民館	〃 郡築六番町61番地2
〃 宮地公民館	〃 宮地町383番地
〃 宮地東公民館	〃 東町5468番地1(宮地東小学校内)
〃 日奈久公民館	〃 日奈久塩南町甲13番地(南部市民センター内)
〃 昭和公民館	〃 昭和明徴町730番地1(農村婦人の家内)
〃 二見公民館	〃 二見下大野町2432番地1
〃 龍峯公民館	〃 興善寺町1952番地(龍峯農業研修所内)
〃 坂本公民館	〃 坂本町坂本4288番地24
〃 千丁公民館	〃 千丁町新牟田1434番地
〃 鏡公民館	〃 鏡町内田468番地1(鏡文化センター内)
〃 東陽公民館	〃 東陽町南1285番地
〃 泉公民館	〃 泉町柿迫3131番地(泉支所内)

＜公民館施設利用状況＞

公民館名	建築年度	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	構造	施設の概要	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
						利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数
高田公民館	S48	3,384.51	694.06	RC2F	会議室、和室、研修室、調理実習室、図書館分室、事務室、サロン	1,203	15,479	1,220	17,089	1,169	16,029	1,143	16,089	1,160	17,653
千丁公民館 (H15増築)	S51	3,182.04	1,780.90	RC2F	大集会場、研修室、和室、調理実習室、視聴覚室、事務室、サロン	1,942	42,259	1,485	37,147	1,329	41,125	1,440	39,854	1,144	33,291
日奈久公民館 (南部市民センター)	S52	783.47	658.18	RC3F	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	949	13,888	705	13,832	663	13,583	600	10,751	336	6,580
坂本公民館	S52	(坂本支所庁舎の敷地内)	1,864.00	RC3F	ロビー、大ホール、事務室、談話室、保健室、映写室、団体室、調理実習室、図書室、研修室、講座室、会議室、視聴覚室	1,090	16,670	704	12,961	679	10,580	609	13,925	501	13,718
金剛公民館	S53	1,802.45	765.14	RC2F	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	139	4,324	317	3,541	359	5,347	431	7,840	372	5,796
郡築公民館	S55	1,746.14	772.10	RC2F	〃	633	12,936	675	13,465	605	9,947	629	16,642	637	13,882
麦島公民館	S56	5,054.74	1,638.26	RC1F	事務室、中会議室、小会議室、多目的室、調理室、和室	-	-	-	-	1,489	22,566	2,510	44,976	2,593	45,432
宮地公民館	S57	1,122.00	672.86	RC2F	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	336	6,340	331	7,683	335	5,127	290	3,962	263	4,278
代陽公民館	S59	2,144.55	1,401.50	RC2F	サロン、会議室、多目的室、調理室、和室、大研修室、図書室	-	-	2,560	46,483	3,201	62,085	3,635	73,487	3,280	59,189
八千把公民館	S59	2,180.00	818.18	RC2F	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	1,857	26,804	1,780	32,864	1,318	23,643	1,722	32,244	1,683	28,105
松高公民館	S61	2,169.48	748.84	RC2F	〃	1,985	38,205	1,844	31,910	1,892	27,587	2,109	29,781	2,014	29,893
植柳公民館	S62	1,895.00	729.75	RC2F	〃	1,393	21,837	1,376	25,630	1,114	19,958	1,163	22,013	895	16,347
二見公民館	S63	1,215.00	728.04	RC1F	〃	170	3,785	155	2,625	170	3,504	528	7,466	510	8,811
八代公民館	H2	2,230.95	766.14	RC2F	〃	1,428	36,608	1,110	53,481	1,099	17,044	1,306	26,637	1,351	34,392
東陽公民館	H6	7,290.00	615.72	RC3F	事務室、談話室、和室、視聴覚室、2F会議室、3F会議室	1,159	7,505	545	5,460	516	6,674	503	6,684	844	8,931
太田郷公民館	H15	4,877.00	1,260.00	RC1F	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書館分室、多目的室、事務室、サロン	2,948	59,899	2,976	53,568	2,213	40,123	3,573	67,335	3,458	64,414
						17,232	306,539	17,783	357,739	18,151	324,922	22,191	419,686	21,041	390,712

※宮地東公民館・・・宮地小学校内 昭和公民館・・・農村婦人の家内 龍峯公民館・・・龍峯農業研修所内 鏡公民館・・・鏡文化センター内 泉公民館・・・泉支所内

<八代市さかもと青少年センター利用状況（旧中谷小学校）>

目的 旧小学校施設を活用し、自然豊かな環境の中で、青少年及び成人が団体宿泊等による共同生活体験、自然体験活動等を通し、社会性豊かな感性を育み、規律、協同、友愛、互助の精神を養う。

施設名	設置年度	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	施設の概要	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
					利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数
さかもと青少年センター (坂本町中谷い1270)	H16.4	8,764	1,791	研修室、調理実習室、和室、多目的室、浴室、体育館	602	12,606	515	12,986	552	13,273	551	12,986	492	15,075

<八代市社会教育センター利用状況（旧西部・深水・鮎尾・藤本・中津道・田上・久多良木・泉第六小学校）>

目的 旧小学校施設を活用し、恵まれた自然環境の中で、青少年の健全な育成をはじめ、社会教育に関する活動の推進を図る。

施設名	設置年度	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	施設の概要	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
					利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数	利用状況 (件数)	人数
西部社会教育センター (" 西部は1999)	H16.4	5,043	2,149	研修室、体育館、運動場	187	1,679	169	2,058	109	1,102	9	45	4	14
深水社会教育センター (" 深水い1471)	H16.4	6,357	1,552	"	226	2,737	262	3,475	283	3,498	236	2,115	228	2,227
鮎尾社会教育センター (" 鮎尾は867)	H16.4	5,390	2,168	"	145	2,092	168	2,271	86	1,279	85	1,414	52	914
藤本社会教育センター (" 葉木4259)	H16.4	9,260	2,418	"	89	1,162	88	1,019	69	1,091	32	729	38	658
中津道社会教育センター (" 中津道300)	H16.4	7,813	1,750	"	241	3,256	243	3,471	259	3,275	241	2,400	239	2,312
田上社会教育センター (" 田上2006)	H16.4	17,571	1,992	"	105	2,018	106	3,643	80	2,470	56	1,931	88	2,571
久多良木社会教育センター (" 百済来下664)	H18.4	7,930	1,926	"	223	3,747	237	5,152	230	4,657	293	5,766	319	5,554
仁尾社会教育センター (泉町仁尾96)	H23.4	2,836	451	"	-	-	-	-	-	-	-	-	13	228
					1,216	16,691	1,273	21,089	1,116	17,372	952	14,400	981	14,478

<八代市二見自然の森利用状況（八代市二見本町3087）>

目的 恵まれた自然環境の中での野外活動を通じて、市民の健康で文化的なレクリエーションの場を提供するとともに、青少年の健全育成を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面積 2.1ha

整備事業年度 平成13～15年度

施設の概要

テントサイト	約1,500㎡（20張可能）		
バンガロー	1棟34㎡（5名収容、冷暖房・トイレ・シャワー・流し台・ガスコンロ・テレビ・冷蔵庫・炊飯器等調理器具）		
多目的広場	約3,000㎡（芝生広場）	園路外周200m	水洗トイレ・シャワー室

利用状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
利用件数	12件	17件	24件	22件	20件	95件
利用人員	377人	357人	423人	276人	413人	1,846人

その他

平成23年度市民事業仕分けでの廃止の仕分け結果により、施設としては廃止とし、施設の跡地利用として、他施設への転換や地元、市民団体等による管理の検討を行う。

<八竜山自然公園利用状況（八代市坂本町中谷は335-2）>

目的 恵まれた自然環境と豊かな森林資源を保護しつつ、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供し、青少年の健全育成を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

施設の概要

施設名	区分	基本料	備考
さかもと八竜天文台	大人	300円	
	小・中・高生	150円	
ロッジ（6人用）	1棟 一泊	12,000円	1人増えるごとに1,000円 休憩 1,500円 / 時間
コテージ（10人用）	1棟 一泊	18,000円	1人増えるごとに1,000円 休憩 2,000円 / 時間

利用状況

施設名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
さかもと八竜天文台	利用人員	4,197人	3,424人	3,103人	2,712人	2,651人	16,087人
	利用件数	116件	119件	118件	97件	103件	553件
ロッジ（6人用）	利用人員	548人	775人	651人	488人	585人	3,047人
	利用件数	58件	66件	56件	45件	49件	274件
コテージ（10人用）	利用人員	487人	547人	537人	435人	446人	2,452人
	利用件数						

<赤星公園利用状況（八代市鏡町宝出76-1）>

目的 市民の教育、学術、文化の向上及び市民相互の交流を図る。

設置年月日 平成15年4月1日

施設の概要

	1部屋	工房	冷暖房	厨房	浴室	屋外
	1時間当たり				1団体	
市内在住者	50円	100円	100円	100円	300円	無料
市外在住者	100円	200円	100円	100円	300円	半日1,000円

利用状況

	部屋		工房		厨房		浴室		屋外		計	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
19年度	348	10,212	51	378	24	240	0	0	3	700	426	11,530
20年度	267	6,526	49	392	24	240	0	0	2	500	342	7,658
21年度	259	4,549	44	368	24	250	0	0	2	400	329	5,567
22年度	383	5,547	37	370	16	240	0	0	2	400	438	6,557
23年度	393	3,786	40	400	23	173	0	0	2	400	458	4,759

14. 八代市立図書館の概要

【施設概要】

- ① 本館（八代市北の丸町2-35）
- | | | |
|---------|--|---------------|
| 工 期 | 着工 昭和59年6月15日 | 竣工 昭和60年3月29日 |
| 敷 地 | 3,230.67 m ² | |
| 建造物の構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | |
| 建 築 | 1階 1,820.55 m ² 2階 815.54 m ² | |
| | 1階 一般書架、児童書架、学習コーナー、ブラウジングコーナー
視聴覚室、マルチメディアコーナー、談話コーナー等 | |
| | 2階 調査研究室、学習コーナー、集会室（3室） | |
| 開 館 | 昭和60年6月8日 | |
| 総 工 費 | 763,300 千円 | |
| 財 源 内 訳 | 補助金 100,000 千円 地方債 496,000 千円 一般財源 167,000 千円 | |
- ② せんちょう分館（八代市千丁町新牟田1428-2）
- | | | |
|---------|----------------------------------|--------------|
| 工 期 | 着工 平成15年8月1日 | 竣工 平成16年2月9日 |
| 敷 地 | 3,138.81 m ² | |
| 建造物の構造 | 鉄骨造 平屋建 | |
| 建 築 | 595.25 m ² | |
| | 一般書架、児童書架、絵本コーナー、学習コーナー、視聴覚コーナー等 | |
| 開 館 | 平成16年4月1日 | |
| 総 工 費 | 192,797 千円 | |
| 財 源 内 訳 | 補助金 6,641 千円 一般財源 186,156 千円 | |
- ③ かがみ分館（八代市鏡町内田493-1）
- | | | |
|---------|---------------------------------------|---------------|
| 工 期 | 着工 平成9年11月4日 | 竣工 平成11年3月19日 |
| 敷 地 | 612 m ² （敷地面積、建築面積共に図書館部分） | |
| 建造物の構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建（複合施設 鏡文化センター） | |
| | 1階 612 m ² （1階の一部） | |
| | 1階 一般書架、児童書架、視聴覚コーナー、おはなしの部屋等 | |
| 開 館 | 平成11年5月20日 | |
| 総 工 費 | 1,599,983 千円（複合施設全体） | |
| 財 源 内 訳 | 地方債 1,368,400 千円 一般財源 231,583 千円 | |

【利用案内】

①開館時間及び休館日

開館時間	平日	午前9時30分～午後6時
	土・日・祝	午前9時30分～午後5時
休館日	○施設点検日	
	本館	原則として毎月第4水曜日
	せんちょう分館	〃 毎月第2火曜日
	かがみ分館	〃 毎月第3木曜日
○特別整理期間（年1回7日程度）		
○年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）		

②図書の貸出し

区分	事項	本館、せんちょう・かがみ分館	移動図書館
個人貸出	登録要件	市内に居住または通勤・通学する方 八代市内に実家または保証する親族を有する方 氷川町に居住する方	
	貸出冊数	1人1回に10冊以内	
	貸出期間	15日以内 (雑誌は8日以内) (ハッピーブック事業による絵本貸出しは1歳の誕生日まで)	次の巡回日まで (原則として1ヵ月後)
団体貸出	登録要件	市内の学校等の教育機関及び地域団体、社会教育団体等	
	貸出冊数	1館につき100冊以内	
	貸出期間	30日	

【利用状況】

①来館者数等

(単位：人)

	来館者数	貸出利用者数	貸出登録者数	登録率 (%)
平成19年度	286,296	105,603	49,097	36.0%
平成20年度	288,562	105,889	48,074	35.5%
平成21年度	282,895	104,928	47,926	36.7%
平成22年度	343,769	106,108	47,694	35.7%
平成23年度	343,720	108,913	48,786	36.7%

※ 登録率＝貸出（カード）登録者数÷各年度末住民基本台帳人口

※ 平成20年7月より貸出カードを統一。

②貸出冊数

(単位：人)

	個人貸出					団体貸出	合計	貸出率 (冊/人)
	計	本館	せんちょう 分館	かがみ 分館	移 動 図書館			
平成 19 年度	370,863	219,688	75,178	61,067	14,930	30,519	401,382	2.72
平成 20 年度	401,070	239,980	74,764	68,636	17,690	24,895	425,965	2.96
平成 21 年度	383,243	222,252	78,168	69,145	13,678	31,684	414,927	2.85
平成 22 年度	396,740	222,841	82,831	78,224	12,844	24,243	420,983	2.97
平成 23 年度	391,291	228,023	85,599	66,099	11,570	21,628	412,919	2.95

※ 貸出率＝個人貸出冊数÷各年度末住民基本台帳人口

【蔵書冊数】

(単位：冊)

	本館	せんちょう 分館	かがみ分館	移動図書館	合計
平成 19 年度	176,522	47,767	50,428	54,561	329,278
平成 20 年度	219,229	50,220	53,312	15,545	338,306
平成 21 年度	226,567	53,171	55,788	18,481	354,007
平成 22 年度	236,775	56,455	58,569	17,342	369,141
平成 23 年度	239,789	59,500	61,479	19,329	380,097

15. 八代市立博物館の概要

【施設概要】

- ・平成3年3月27日竣工 同年10月25日開館
- ・敷地面積 8,997.8 m² (2,726 坪)
- ・建物 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造4階建
 - ・建築面積 1,432 m² (434 坪) 延床面積 3,418 m² (1,036 坪)
 - ・主な施設

1階	第一常設展示室 (581.56 m ²) 第二常設展示室 (242.84 m ²) 第一収蔵庫 (58 m ²)、特別収蔵庫 (92.05 m ²)
2階	エントランスホール、特別展示室 (289.58 m ²) 講義室、会議室、館長室、事務室、学芸員室、カフェ
3階	スタジオ、作業室、スタッフルーム、倉庫
4階	第二収蔵庫 (159.36 m ²) 第三収蔵庫 (133.03 m ²)
屋外	屋外展示場、第1駐車場 (大型バス4台、乗用車30台、身障者用1台)、 第2駐車場 (乗用車20台)
- ・総工費2,448,841千円
(工事費2,234,780千円、土地購入費214,061千円)
- ・財源内訳 地方債1,950,792千円、基金443,615千円
一般財源54,434千円

【利用案内】

- 開館時間 午前9時から午後5時まで (入館は4時30分まで)
- 休館日 毎週月曜日 (当日が祝日の場合はその翌日)
- 年末・年始 (12月29日から1月3日まで)

観覧料

区 分		観 覧 料 (1人1回につき)	
個人	常 設 展 示	一 般	300 円
		大 学 ・ 高 校 生	200 円
	特 別 展 示	一 般	その都度所要経費を勘案して 教育委員会が定める額
		大 学 ・ 高 校 生	
団 体	常 設 展 示	20人以上	個人に係る所定の観覧料の8 割に相当する額
	特 別 展 示		

備考 中学生以下は、原則として無料とする。ただし、他館との共催等による特別展覧会の観覧料については、その都度教育委員会が定める。

【利用状況】

入館者数の推移

年度	入館者総数	有料入館者数	無料入館者数	
			(うち中学生以下)	
平成 19	42,593	16,175	26,418	8,331
平成 20	28,430	7,251	21,179	7,172
平成 21	32,227	9,265	22,962	6,411
平成 22	24,436	5,950	18,486	5,604
平成 23	27,432	7,175	20,257	5,329

【館蔵資料】

考古・歴史・美術工芸・民俗分野の資料 総計 13,538 点 (平成 23 年度末)

16. 文化財件数

○市内指定文化財等件数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

指定別	区分	有形文化財 (重要美術品含む)									民俗文化財		記念物			合計
	種別	建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸品	考古	歴史資料	有形	無形	史跡	名勝	天然	
国指定文化財		2	0	1	0	0	2	2	0	0	0	1	0	2	0	10
県指定文化財		1	0	2	0	0	7	6	0	0	1	2	8	0	2	29
市指定文化財		40	2	6	1	0	11	19	16	9	6	24	55	1	8	198
国登録文化財		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計		48	2	9	1	0	20	27	16	9	7	27	63	3	10	242

※上記以外に重要美術品 3 件、国選択無形民俗文化財 1 件 (県指定と重複)

17. 八代市の指定文化財一覧（平成23年3月9日現在）

番号	分類	種別	名称	員数	指定年月日	地区	詳細
国指定文化財							
1	国	有形	建造物	十三重塔	1基	S8.1.23	植柳 石造物
2	国	有形	建造物	旧郡築新地甲号樋門 附・潮受堤防	1基	H16.7.6	郡築 干拓関係
3	国	有形	彫刻	木造毘沙門天立像	1躯	M39.4.14	龍峯 仏像
4	国	有形	彫刻	木造薬師如来立像	1躯	M39.4.14	代陽 仏像
5	国	有形	工芸品	モンチランスカシツバキンゾウガンメイ ハヤシマダシチ 紋散透鐺 金象嵌銘 林又七	1枚	S29.3.20	代陽 金工品
6	国	有形	工芸品	カタナムメイ デンウンジョウ 刀 無銘 伝雲生	1口	S31.6.28	代陽 刀剣類
7	国	有形	書跡	ヒンセキニヨシボクセキ ヨジクホウソエイゲ ショウキウウシキ 平石如砥墨跡 (与竺芳祖裔偈・至正九祀巳 チュウアキ 丑秋)	1幅	S63.6.6	代陽 書状等
8	国	民俗	無形民俗	八代妙見祭の神幸行事		H23.3.9	代陽 祭礼行事
9	国	記念物	名勝	旧熊本藩八代城主浜御茶屋(松浜軒)庭園		H14.12.19	代陽 庭園
10	国	記念物	名勝	不知火及び水鳥		H21.2.12	植柳 島嶼
国選択文化財・重要美術品							
1	選	(選択)民俗	無民	古代踊		S53.1.31	泉 民俗芸能
1	美	重美	絵画	シホンボクガ ナカダルマサユウカモズ ミヤモトムサシヒツ サンブク 紙本墨画中達磨左右鴨図宮本武蔵筆三幅	3幅	S14.2.22	代陽 絵画
2	美	重美	工芸品	カタナ オリカエシ メイマサツネ 刀 折返し銘正恒一口	1口	S17.12.16	代陽 刀剣類
3	美	重美	工芸品	カタナムメイデンアオエ 刀 無銘伝青江一口	1口	S17.12.16	代陽 刀剣類
国登録有形文化財							
1	登	登録	建造物	郡築二番町樋門	1基	H10.4.21	郡築 建造物
2	登	登録	建造物	シャルトル ^{セイ} 聖パウロ ^{シュウドウインキョウカン} 修道院記念館	1棟	H12.12.4	代陽 建造物
3	登	登録	建造物	旅館金波楼本館、大広間棟、正門及び塀	3棟	H21.4.28	日奈久 建造物
県指定文化財							
1	県	有形	建造物	八代神社社殿三宇	3棟	S38.4.25	宮地 神社
2	県	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	S36.11.21	宮地 仏像
3	県	有形	彫刻	木造阿弥陀三尊立像	3躯	S36.11.21	龍峯 仏像
4	県	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	S38.4.25	代陽 仏像
5	県	有形	彫刻	木造聖観世音菩薩立像	1躯	S38.4.25	代陽 仏像
6	県	有形	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	1躯	S38.4.25	高田 仏像
7	県	有形	彫刻	銅造釈迦如来立像	1躯	S62.11.12	泉 仏像
8	県	有形	彫刻	木造男女神坐像	7躯	S62.11.12	泉 神像
9	県	有形	工芸品	ツバ ハヤシマダシチサク サンガイマツスカシ 鐺 林又七作 三階松透	1枚	S38.7.23	代陽 金工品
10	県	有形	工芸品	悟真寺の ^{ウンパン} 雲版	1面	H8.7.8	代陽 仏具類
11	県	有形	工芸品	ホウジョウジ ボンショウ 法浄寺の梵鐘	1口	H9.7.16	泉 金工品
12	県	有形	工芸品	大門観音堂の鰐口	1口	H21.6.23	坂本 金工品
13	県	有形	工芸品	大門薬師堂の鰐口	1口	H21.6.23	坂本 金工品
14	県	有形	工芸品	光圓寺の梵鐘	1口	H22.8.20	代陽 金工品
15	県	有形	書跡	小早川家文書	11通	S.53.2.2	八千把 書状等
16	県	有形	書跡	宮本武蔵書状	1幅	H15.9.12	代陽 書状等

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
県指定文化財								
17	県	民俗	有形民俗	妙見宮祭礼神幸行列関係資料	10基	H15.4.16		祭礼用具
				神輿	1基		宮地	祭礼用具
				笠鉦「菊慈童」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「蘇鉄」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「西王母」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「猩々」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「本蝶株」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「蜜柑」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「恵比須」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「松」	1基		代陽	祭礼用具
				笠鉦「迦陵頻伽」	1基		八代	祭礼用具
18	県	民俗	無形民俗	古代踊り		S37.4.13	泉	民俗芸能
19	県	民俗	無形民俗	植柳盆踊り		H13.5.18	植柳	民俗芸能
20	県	記念物	史跡	八代城跡		S38.1.22	代陽	城跡
21	県	記念物	史跡	大鼠蔵古墳群		S38.1.22	金剛	古墳
22	県	記念物	史跡	妙見上宮跡		S38.1.22	宮地	社寺の跡
23	県	記念物	史跡	高田焼平山窯跡		S38.1.22	高田	その他遺跡
24	県	記念物	史跡	田川内第一号古墳		S48.5.16	日奈久	古墳
25	県	記念物	史跡	今泉製鉄跡		S57.8.28	坂本	その他遺跡
26	県	記念物	史跡	平山瓦窯跡		H10.3.11	高田	その他遺跡
27	県	記念物	史跡	大靱樋門群		H17.6.8	鏡・千丁	干拓関係
28	県	記念物	天然記念物	久連子鶏		S40.2.25	泉	動物
29	県	記念物	天然記念物	臥龍梅		S57.8.28	代陽	植物
市指定文化財								
1	市	有形	建造物	懐良親王自筆銘の宝篋印塔	1基	S38.4.20	宮地	石造物
2	市	有形	建造物	日奈久温泉神社本殿	1棟	S39.1.29S4.10.11	日奈久	神社
3	市	有形	建造物	奈良木神社	1棟	S40.4.12	高田	神社
4	市	有形	建造物	加藤忠正菩提所 泉福山宗覚寺	1棟	S40.4.12	宮地	仏閣
5	市	有形	建造物	懐良親王菩提所 中宮山悟真寺	1棟	S40.4.12	宮地	仏閣
6	市	有形	建造物	松井家菩提所 江東山春光寺	1棟	S40.4.12	宮地	仏閣
7	市	有形	建造物	相良義陽の墓	1基	S40.4.12	宮地	墳墓
8	市	有形	建造物	妙見宮手洗舎	1棟	S40.5.18	宮地	神社関係
9	市	有形	建造物	勇猛山浄沢寺本堂	1棟	S40.5.18	八千把	仏閣
10	市	有形	建造物	加藤可重 ^{モシゲ} 菩提所 了覚山浄信寺	1棟	S40.5.18	代陽	仏閣
11	市	有形	建造物	加藤正方父母の菩提所 安養寺	1棟	S40.5.18	代陽	仏閣
12	市	有形	建造物	織田信長墓一五輪塔	1基	S40.5.18	代陽	石造物
13	市	有形	建造物	加藤忠正菩提所 泉福山本成寺	1棟	S40.5.18	代陽	仏閣
14	市	有形	建造物	本成寺の高麗門	1構	S40.5.18	代陽	寺院関係
15	市	有形	建造物	白雲山医王寺	1棟	S40.5.18	代陽	仏閣
16	市	有形	建造物	永御蔵御門	1棟	S40.5.18	宮地	家屋等
17	市	有形	建造物	永御蔵番所	1棟	S40.5.18	宮地	家屋等
18	市	有形	建造物	奈良木十一面観音堂	1棟	S44.10.11	高田	仏閣
19	市	有形	建造物	赤松第一号眼鏡橋	1構	S47.11.13	二見	石橋
20	市	有形	建造物	松濱軒	1棟	S50.9.12	代陽	家屋等
21	市	有形	建造物	萱原の板碑供養塔	1基	S52.2.22	千丁	石造物

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
市指定文化財								
22	市	有形	建造物	十王板碑	1基	S52.2.22	千丁	石造物
23	市	有形	建造物	覚賀墓碑	1基	S52.2.22	千丁	石造物
24	市	有形	建造物	村山飛弾守の墓	1基	S52.2.22	千丁	石造物
25	市	有形	建造物	川原地蔵堂	1棟	S58.8.10	宮地	仏閣
26	市	有形	建造物	鍛冶屋上橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
27	市	有形	建造物	鍛冶屋中橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
28	市	有形	建造物	鍛冶屋下橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
29	市	有形	建造物	新開橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
30	市	有形	建造物	松山橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
31	市	有形	建造物	岩本橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
32	市	有形	建造物	笠松橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
33	市	有形	建造物	鹿路橋	1基	S63.3.1	東陽	石橋
34	市	有形	建造物	八代市立植柳小学校旧講堂	1棟	H3.7.10	植柳	家屋等
35	市	有形	建造物	鑑内橋	1基	H5.7.1	鏡	石橋
36	市	有形	建造物	澤井家住宅及び長屋門	2棟	H6.7.21	代陽	家屋等
37	市	有形	建造物	澤井家長屋門	1棟	H6.7.21	代陽	家屋等
38	市	有形	建造物	小崎眼鏡橋	1基	H9.4.1	坂本	石橋
39	市	有形	建造物	百済来地蔵堂	1棟	H9.4.1	坂本	仏閣
				仏像三体	3軀		坂本	
				梵鐘一	1口		坂本	
				鰐口一	1口		坂本	
				古位牌一	1口		坂本	
				日羅公墓	1基		坂本	
				宝篋印陀羅尼塔	1基		坂本	
				板碑	1基		坂本	
				五輪塔群	1群		坂本	
40	市	有形	建造物	住吉神社	1棟	H12.8.3	八代	神社
41	市	有形	絵画	加藤正方面像	1幅	S40.5.18	代陽	絵画
42	市	有形	絵画	加藤可重 ^{ヨシツグ} 画像	1幅	S44.10.11	代陽	絵画
43	市	有形	彫刻	了覚山浄信寺の本尊(三宝諸尊)	1軀	S44.10.11	代陽	仏像
44	市	有形	彫刻	能面小面	1面	S44.10.11	代陽	彫刻
45	市	有形	彫刻	木造千手観音立像	1軀	S50.9.12	龍峯	仏像
46	市	有形	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	1軀	S57.7.10	宮地	仏像
47	市	有形	彫刻	木造延命地藏菩薩半跏像	1軀	S59.6.8	宮地	仏像
48	市	有形	彫刻	木造舍利尼菩薩坐像	1軀	S59.6.8	宮地	仏像
49	市	有形	彫刻	木造如来形立像	1軀	S62.10.30	泉	仏像
50	市	有形	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	S62.10.30	泉	仏像
51	市	有形	彫刻	木造辨善大師坐像	1軀	S62.10.30	泉	仏像
52	市	有形	彫刻	木造僧形坐像	1軀	S62.10.30	泉	仏像
53	市	有形	彫刻	木造伝薬師如来坐像	1軀	H7.3.24	高田	仏像
54	市	有形	工芸品	不動三尊区ある天平革 ^{モガタ} の模型	1枚	S40.4.12	代陽	染革
55	市	有形	工芸品	不動の梵字・八幡の銘ある天平革 ^{モガタ} の模型	1枚	S40.4.12	代陽	
56	市	有形	工芸品	御免革 正平年号銘入	1枚	S40.4.12	代陽	
57	市	有形	工芸品	妙見宮の神宝 四寅剣	1口	S40.5.18	宮地	工芸品
58	市	有形	工芸品	朱柄の槍	1口	S40.5.18	代陽	刀剣

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
市指定文化財								
59	市	有形	工芸品	釣り革の駕籠	1基	S40.5.18	代陽	その他工芸品
60	市	有形	工芸品	深山の茶壺	1口	S40.5.18	代陽	陶磁器
61	市	有形	工芸品	縄簾の水指	1口	S40.5.18	代陽	陶磁器
62	市	有形	工芸品	青井戸の水指	1口	S40.5.18	代陽	陶磁器
63	市	有形	工芸品	朝鮮そば茶碗	1口	S40.5.18	代陽	陶磁器
64	市	有形	工芸品	宮本武蔵作大木太刀	1口	S40.5.18	代陽	その他工芸品
65	市	有形	工芸品	宮本武蔵作二刀流木刀	1組	S40.5.18	代陽	その他工芸品
66	市	有形	工芸品	宮本武蔵作鞍	1基	S40.5.18	代陽	その他工芸品
67	市	有形	工芸品	安養寺の楼閣造内陣厨子	1基	S40.5.18	代陽	その他工芸品
68	市	有形	工芸品	にべ神社の織部灯籠	2基	S40.5.18	宮地	石造物
69	市	有形	工芸品	不動三尊区ある天平革の染革	1枚	S44.10.11	宮地	染革
70	市	有形	工芸品	テンリウモンツハムメイ ジンゴ 天竜文罽 無銘甚五	2口	S54.7.10	太田郷	金工品
71	市	有形	工芸品	称讚寺の梵鐘	1口	H15.3.15	鏡	金工品
72	市	有形	工芸品	六角堂	1棟	H15.3.15	鏡	建造物
73	市	有形	書跡	妙見宮知行百石宛行状 ^{アテガイ}	約10	S40.5.18	宮地	書跡
74	市	有形	書跡	春日局の文	1通	S40.5.18	代陽	書跡
75	市	有形	書跡	千利休の文一絶筆	1通	S40.5.18	代陽	書跡
76	市	有形	書跡	沢庵和尚の文	1通	S40.5.18	代陽	書跡
77	市	有形	書跡	加藤正方 臨終の言葉と辞世	1通	S44.10.11	代陽	書跡
78	市	有形	書跡	加藤正方 浄信寺領宛行状 ^{アテガイ}	1通	S44.10.11	代陽	書跡
79	市	有形	典籍	鎮宅霊符縁起集説乾坤	2冊	S44.10.11	麦島	典籍
80	市	有形	考古	ボウセイネジ 仿製振り文帯鏡	1面	S38.4.20	代陽	鏡
81	市	有形	考古	仿製変形獣文帯鏡	1面	S38.4.20	代陽	鏡
82	市	有形	考古	陶製円面硯 甲	1面	S38.4.20	代陽	
83	市	有形	考古	陶製円面硯 乙	1面	S38.4.20	宮地	
84	市	有形	考古	スイクワフホウ 瑞花双鳳八稜鏡	1面	S38.4.20	代陽	鏡
85	市	有形	考古	円形門前古墳装飾石棺の側壁	1点	S40.4.12	龍峯	石材
86	市	有形	考古	五反田古墳副葬品	1式	S40.5.18	代陽	勾玉など
87	市	有形	考古	大鼠蔵箱式石棺群出土品	1式	S40.5.18	代陽	鉄製品
88	市	有形	考古	大鼠蔵楠木山古墳副葬品	1式	S40.5.18	代陽	鉄製品
89	市	有形	考古	小鼠蔵第五号古墳出土土師 ^{ツボ} 埴	1点	S40.5.18	金剛	土師器
90	市	有形	考古	興善寺廃寺出土瓦	1式	S40.5.18	龍峯	瓦
91	市	有形	考古	妙見上宮廃寺出土瓦	1式	S40.5.18	宮地	瓦
92	市	有形	考古	護神寺廃寺跡出土の複弁軒丸瓦	1点	S40.5.18	代陽	瓦
93	市	有形	考古	須恵器樽形・(はそう)	1点	S44.10.11	代陽	須恵器
94	市	有形	考古	大塚古墳出土人物埴輪	1基	S54.6.9	代陽	埴輪
95	市	有形	考古	田川内貝塚出土貝輪	3箇	S54.6.9	代陽	貝輪
96	市	有形	歴史資料	懐良親王自筆銘の御両親霊牌	1基	S38.4.20	宮地	位牌
97	市	有形	歴史資料	太上秘法鎮宅霊符の掛け軸と版木	1式	S40.5.18	麦島	版木
98	市	有形	歴史資料	妙見宮関係資料	1括		宮地	
				妙見宮棟札	3枚	S40.5.18	宮地	棟札
				妙見宮扁額と細川綱利筆のその掛物	1式	S40.5.18	宮地	掛軸
				妙見宮知行宛行社山絵図	1枚	S40.5.18	宮地	絵図
				妙見宮の江戸時代建物配置図	1枚	S40.5.18	宮地	絵図

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
市指定文化財								
99	市	有形	歴史資料	安昌院長姫位牌	1点	S40.5.18	代陽	位牌
100	市	有形	歴史資料	浄信寺加藤氏関係資料	1括		代陽	
				加藤可重位牌	1点	S40.5.18	代陽	位牌
				加藤正方位牌	1点	S40.5.18	代陽	位牌
				妙慶尼位牌	1点	S40.5.18	代陽	位牌
				加藤清正位牌	1点	S44.10.11	代陽	位牌
				片岡吉方位牌	1点	S44.10.11	代陽	位牌
101	市	有形	歴史資料	八代城間取図	1枚	S45.8.10	代陽	絵図
102	市	有形	歴史資料	伝懐良親王御遺品	6点	S56.12.9	麦島	文書
103	市	有形	歴史資料	医王寺の浄心銘石塔	1基	H7.3.24	代陽	石造物
104	市	有形	歴史資料	鎮守堂の板碑	1基	H7.3.24	龍峯	石造物
105	市	民俗	有形民俗	医王寺の庚申碑と青面金剛堂	1活	S40.5.18	代陽	石造物・建造物
106	市	民俗	有形民俗	実相院の庚申碑	1基	S40.5.18	宮地	石造物
107	市	民俗	有形民俗	八王社の庚申碑	1基	S40.5.18	代陽	石造物
108	市	民俗	有形民俗	八代御用紙漉きの道具及び文書・記録	1式	S51.4.12	宮地	民俗資料
109	市	民俗	有形民俗	木馬	1基	H2.3.12	八千把	祭礼用具
110	市	民俗	有形民俗	金立院のキリシタン墓碑	1基	H7.3.24	代陽	石造物
111	市	民俗	無形民俗	妙見宮祭礼の獅子舞楽		S34.9.20	代陽	民俗芸能
112	市	民俗	無形民俗	妙見宮祭礼の花奴		S34.9.20	松高	民俗芸能
113	市	民俗	無形民俗	妙見宮祭礼の亀蛇		S34.9.20	代陽	民俗芸能
114	市	民俗	無形民俗	妙見宮祭礼の飾り馬		S34.9.20	宮地	祭礼行事
115	市	民俗	無形民俗	妙見宮祭礼の神馬		S44.10.11	宮地	祭礼行事
116	市	民俗	無形民俗	樅木神楽		S62.10.30	泉	民俗芸能
117	市	民俗	無形民俗	葉木神楽		S62.10.30	泉	民俗芸能
118	市	民俗	無形民俗	岩奥神楽		S62.10.30	泉	民俗芸能
119	市	民俗	無形民俗	本屋敷神楽		S62.10.30	泉	民俗芸能
120	市	民俗	無形民俗	坂より上棒踊り		S63.3.1	東陽	民俗芸能
121	市	民俗	無形民俗	箱石雨乞いおどり		S63.3.1	東陽	民俗芸能
122	市	民俗	無形民俗	久多良木棒踊り		H3.4.1	坂本	民俗芸能
123	市	民俗	無形民俗	鶴喰棒踊り		H3.4.1	坂本	民俗芸能
124	市	民俗	無形民俗	鮎婦雨乞い踊り		H14.3.29	坂本	民俗芸能
125	市	民俗	無形民俗	鏡が池鮎取り神事		H15.12.8	鏡	祭礼行事
126	市	民俗	無形民俗	碓原おざや名所		H16.3.19	鏡	民俗芸能
127	市	民俗	無形民俗	芝口大鞆節		H16.3.19	鏡	民俗芸能
128	市	民俗	無形民俗	上鏡獅子舞		H16.3.19	鏡	民俗芸能
129	市	民俗	無形民俗	貝洲加藤神社肥後神楽		H16.3.19	鏡	民俗芸能
130	市	民俗	無形民俗	芝口棒踊り		H16.3.19	鏡	民俗芸能
131	市	民俗	無形民俗	八代新地大鞆節		H17.4.1	千丁	民俗芸能
132	市	民俗	無形民俗	銭太鼓		H17.4.1	千丁	民俗芸能
133	市	民俗	無形民俗	女相撲		H17.4.1	千丁	祭礼行事
134	市	民俗	無形民俗	新牟田雅楽		H17.4.1	千丁	祭礼行事
135	市	記念物	史跡	小鼠蔵古墳群		S38.4.20	金剛	古墳
136	市	記念物	史跡	産島貝塚		S38.4.20	八千把	貝塚
137	市	記念物	史跡	鐘楼堂貝塚		S38.4.20	太田郷	貝塚
138	市	記念物	史跡	五反田古墳		S38.4.20	金剛	古墳

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
市指定文化財								
139	市	記念物	史跡	田川内貝塚		S38.4.20	日奈久	貝塚
140	市	記念物	史跡	鬼の岩屋第一号古墳		S38.4.20	太田郷	古墳
141	市	記念物	史跡	大塚古墳		S38.4.20	太田郷	古墳
142	市	記念物	史跡	茶臼山古墳		S38.4.20	太田郷	古墳
143	市	記念物	史跡	興善寺廃寺跡		S38.4.20	龍峯	社寺の跡
144	市	記念物	史跡	懐良親王御両親の墓 御小袖塚		S38.4.20	宮地	墳墓
145	市	記念物	史跡	征西大將軍懐良親王御墓		S38.4.20	宮地	墳墓
146	市	記念物	史跡	懐良親王御両親菩提所 護国山頭孝寺跡		S38.4.20	宮地	社寺の跡
147	市	記念物	史跡	松井神社の茶庭		S40.4.12	代陽	庭園
148	市	記念物	史跡	麦島城跡		S40.4.12	麦島	城跡
149	市	記念物	史跡	竹の内古墳		S40.4.12	日奈久	古墳
150	市	記念物	史跡	田河内関と田河内城跡		S40.4.12	日奈久	城跡
151	市	記念物	史跡	志紀河内村杵築宮と古宮床		S40.4.12	金剛	社寺の跡
152	市	記念物	史跡	平山城跡		S40.4.12	高田	城跡
153	市	記念物	史跡	ナカノインヨシサダ 中院義定卿館跡・高田御所跡・八代征西府跡		S40.4.12	高田	その他遺跡
154	市	記念物	史跡	十二里木跡		S40.4.12	高田	その他遺跡
155	市	記念物	史跡	加藤忠正の墓		S40.4.12	宮地	墳墓
156	市	記念物	史跡	古麓城跡		S40.4.12	宮地	城跡
157	市	記念物	史跡	平安後期～中世の用水施設杭瀬とその発展の遥拝堰		S40.4.12	高田	その他遺跡
158	市	記念物	史跡	谷川第一号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
159	市	記念物	史跡	谷川第二号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
160	市	記念物	史跡	川上第二号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
161	市	記念物	史跡	行西第一号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
162	市	記念物	史跡	行西第二号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
163	市	記念物	史跡	行西第三号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
164	市	記念物	史跡	如見第二号古墳		S40.4.12	龍峯	古墳
165	市	記念物	史跡	妙見中宮跡		S40.5.18	宮地	社寺の跡
166	市	記念物	史跡	中宮山護神寺廃寺跡		S40.5.18	宮地	社寺の跡
167	市	記念物	史跡	鏡の池跡		S40.5.18	麦島	その他遺跡
168	市	記念物	史跡	細川幽斎菩提所 泰勝院跡		S40.5.18	代陽	社寺の跡
169	市	記念物	史跡	細川三斎茶毘所 甘棠園跡		S40.5.18	代陽	その他遺跡
170	市	記念物	史跡	織田信長菩提所 泰巖寺廃寺跡		S40.5.18	代陽	社寺の跡
171	市	記念物	史跡	永御蔵跡		S40.5.18	代陽	その他遺跡
172	市	記念物	史跡	八代の藩校伝習堂と教衛場跡		S40.5.18	代陽	その他遺跡
173	市	記念物	史跡	八代城下町御客屋跡－藩営本陣		S40.5.18	代陽	その他遺跡
174	市	記念物	史跡	高取上の山古墳		S44.10.11	太田郷	古墳
175	市	記念物	史跡	鬼の岩屋虚空蔵古墳		S44.10.11	太田郷	古墳
176	市	記念物	史跡	有佐貝塚		S51.5.29	鏡	貝塚
177	市	記念物	史跡	名和童山の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
178	市	記念物	史跡	新川義塾跡		S51.5.29	鏡	その他遺跡
179	市	記念物	史跡	鏡が池		S51.5.29	鏡	その他遺跡
180	市	記念物	史跡	八代郡倉跡		S51.5.29	鏡	その他遺跡
181	市	記念物	史跡	鹿子木量平の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
182	市	記念物	史跡	鹿子木謙之助の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
183	市	記念物	史跡	だいばどんの墓		S51.5.29	鏡	墳墓

番号		分類	種別	名 称	員数	指定年月日	地 区	詳細
市指定文化財								
184	市	記念物	史跡	溪玉院日珖上人の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
185	市	記念物	史跡	遠山参良の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
186	市	記念物	史跡	岩永三五郎の墓		S51.5.29	鏡	墳墓
187	市	記念物	史跡	上土城跡		S52.2.22	千丁	城跡
188	市	記念物	史跡	細川藩在倉跡		H1.8.8	鏡	その他遺跡
189	市	記念物	史跡	御高札場跡		H5.7.1	鏡	その他遺跡
190	市	記念物	名勝	栽柳園		S45.8.10	植柳	庭園
191	市	記念物	天然記念物	妙見宮の樟		S38.4.20	宮地	植物
192	市	記念物	天然記念物	八王社の樟		S38.4.20	代陽	植物
193	市	記念物	天然記念物	薬師堂の銀もくせい		S54.4.1	坂本	植物
194	市	記念物	天然記念物	まるもり		S54.4.1	坂本	植物
195	市	記念物	天然記念物	中津道阿蘇宮の森		S54.4.1	坂本	植物
196	市	記念物	天然記念物	久多良木神社の森		S54.4.1	坂本	植物
197	市	記念物	天然記念物	白髪岳天然橋		S63.3.1	東陽	地質鉱物
198	市	記念物	天然記念物	藤本五所神社の森		H12.4.1	坂本	植物

18. 各種審議会等

(1) 八代市奨学生選考委員会

根拠法令等 八代市奨学生選考委員会条例

役割 八代市教育委員会の諮問に基づき、奨学生の選考その他について調査審議し、その意見を申し出なければならない。

委員数 7人（定数10人以内）

委員構成 ・社会福祉事業関係者
・教育関係者
・学識経験者

任期 2年

(2) 千丁学校給食センター運営委員会

根拠法令等 八代市学校給食センター設置条例施行規則第5条

役割 給食センターの運営について、所長の諮問に応じ、学校給食に関する事項を協議する。

委員数 12人（定数20人以内）

委員構成 ・関係学校（園）長及び給食主任
・その他教育委員会が適当と認める者

任期 2年

(3) 東陽学校給食センター運営委員会

根拠法令等 八代市学校給食センター設置条例施行規則第5条

役割 給食センターの運営について、所長の諮問に応じ、学校給食に関する事項を協議する。

委員数 8人（定数20人以内）

委員構成 ・関係学校（園）長及び給食主任
・その他教育委員会が適当と認める者

任期 2年

(4) 八代市立学校統合等審議会

根拠法令等 八代市立学校統合等審議会条例

役割 八代市教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び特別支援学校の統合、分離、廃止及び通学区域変更について調査審議し、答申する。

委員数 10人（定数15人以内）

委員構成 ・八代市PTA連絡協議会会長及び副会長
・八代市市政協力員協議会会長及び副会長
・八代市小学校校長会会長及び副会長
・八代市中学校校長会会長及び副会長
・学識経験者

任期 2年

(5) 八代市心身障害児童生徒就学指導委員会

根拠法令等 八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例

役割 八代市教育委員会の諮問に応じ、小・中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒及び就学児童のうち、心身に障害を有する児童生徒の適切な就学について協議し、かつ、適切な就学指導を行う。

委員数 19人（定数20人以内）

委員構成

- ・小学校、中学校若しくは特別支援学校の校長又は幼稚園の園長
- ・小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園の教員
- ・八代児童相談所職員
- ・専門医
- ・学識経験者
- ・教育委員会事務局職員
- ・前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認める者

任期 2年

(6) 八代市社会教育委員

根拠法令等 社会教育法第15条第1項、八代市社会教育委員設置条例

委員数 11人（定数16人以内）

委員構成

- ・学校教育関係者
- ・社会教育関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験者

任期 2年

(7) 公民館運営審議会

根拠法令等 社会教育法第29条、八代市公民館条例第13条

役割 八代市公民館長の諮問に応じ、公民館の運営に関する事項について調査し、審議する。

委員数 11人（定数16人以内）

委員構成

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験者

任期 2年

(8) 八代市立図書館協議会

根拠法令等 図書館法第14条、八代市立図書館条例第8条

役割 図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について意見を述べる。

委員数 10人（定数10人以内）

委員構成

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験者

任期 2年

(9) 八代市立博物館未来の森ミュージアム協議会

根拠法令等 博物館法第20条第1項、八代市立博物館未来の森ミュージアム条例第19条
役割 博物館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長について意見を述べる。
委員数 9人(定数10人以内)
委員構成 ・学校教育及び社会教育の関係者
・家庭教育の向上に資する活動を行う者
・学識経験者
任期 2年

(10) 八代市文化財保護委員会

根拠法令等 八代市文化財保護委員会設置条例
役割 八代市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して八代市教育委員会へ建議する。
委員数 14人(定数15人以内)
委員構成 ・文化財に関し知識経験を有する者
任期 2年